

**地域を支える持続可能な物流システム
のあり方に関する検討会**

報告書

平成27年3月

目 次

1. 今回の検討の背景	4
(1) 過疎等の進展を背景とした物流効率の低下及び宅配等へのニーズの多様化による物流事業者の負担増加	4
(2) 高齢化の進展に伴う車を運転しない者の増加に対応した生活支援サービス等や地域経済の循環促進の必要性	4
(3) 地方自治体・NPO等・物流事業者等、地域の関係者の共働による取組の重要性	4
2. 地域を支える持続可能な物流システム構築に向けた既存の取組状況	5
(1) 地方自治体による取組事例	5
①地方自治体へのアンケート調査結果に基づく事例分析	5
②高知県における取組事例	7
(2) 民間企業等における取組事例	8
①(株)大宮産業における取組	8
②全日本食品(株)における取組	8
③物流事業者による取組	9
3. 具体的な地域を想定した輸送の効率化に関するケーススタディ	9
(1) 目的	9
(2) 青森県西津軽郡深浦町	10
①概況	10
②データ分析及び具体的な解決方策のパターン	10
(3) 高知県土佐郡大川村	11
①概況	11
②データ分析及び具体的な解決方策のパターン	11
4. 対応の方向性と課題	12
(1) 基本的な考え方	12
①物流ネットワークの効率化	12
②生活支援サービスの維持・向上	13
③地域経済の循環促進	13

（２）具体的な取組のあり方	14
①「小さな拠点」形成推進の取組との連携	14
②課題解決のための体制整備	14
③制度面の課題への対応	16
④その他	17
おわりに	18
○参考資料	20
（１）政府における決定事項等	21
①まち・ひと・しごと創生総合戦略	22
②国土のグランドデザイン 2050	25
③交通政策基本計画	26
④総合物流施策大綱（2013-2017）	27
⑤「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」 中間整理	28
（２）検討会におけるご意見等	30
（３）取組の具体的事例等	38
①物流事業者の宅配と合わせて買物支援や高齢者の見守りサービス等を提供 している等の事例に関する地方自治体へのアンケート結果	39
②青森県西津軽郡深浦町及び高知県土佐郡大川村におけるケーススタディに 関する詳細資料（非公開）	131
③「山間過疎地における輸送の維持・確保に関わる調査検討小委員会」 報告書（抄）	132
○委員名簿	139
○開催経緯	140
○報告書（案）の概要	141

はじめに

少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズが高まっている。

このような現状を踏まえ、「国土のグランドデザイン 2050」における「小さな拠点」形成の取組みの一環として、過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな物流システムのあり方についての検討の必要性が高まっている。この点については、交通政策基本計画や総合物流施策大綱(2013-2017)においても指摘されているところである。

このため、学識経験者、物流事業者、地方自治体、NPO等の関係者からなる「地域を支える持続可能な物流システムの構築に関する検討会」を設置し、計4回開催した。

検討会においては、過疎地等における物流及びその他の生活支援サービスに関するニーズ、輸送実態、各地における新たな取組の状況、課題とその対応の方向性について検討し、以下のとおりとりまとめを行った。

1. 今回の検討の背景

(1) 過疎等の進展を背景とした物流効率の低下及び宅配等へのニーズの多様化による物流事業者の負担増加

近年、DID（人口集中地区）内人口比率が7割近くに達する等、特定地域への人口集中が進みつつあり、今後もこの傾向は続くと思われている。また、今後、全国的に人口減少が進展し、2050年には60%以上の地点で2010年の半分以下に人口が減少するとの推計があり、全国的に更に過疎化が進展する見込みである。これに伴い、例えば、ある過疎地域では荷物1つあたりのトラック走行距離が都市部と比較して約6倍となるなど、過疎地等における貨物の集配効率が著しく低くなっている。

加えて、日本全国へのユニバーサルサービスの提供や時間帯指定等の宅配ニーズの多様化が進み、物流事業者の作業負担が増加している一方で、ドライバー等の労働力不足を背景として、物流事業者からは今後のサービスレベル維持へ向けての懸念が顕在化しつつあるとの声が挙がっている。

(2) 高齢化の進展に伴う車を運転しない者の増加に対応した生活支援サービス等や地域経済の循環促進の必要性

日本では、今後更に高齢化が進展すると見られ、特に地方部においては、平成22年時点で高齢化率が既に25%に達し、今後も上昇し続けることが見込まれていること、また、免許返納者も増加しており、車を運転しない者が増加することが見込まれることから、生活支援サービスの提供や農産物出荷支援等の必要性がますます高まってくると考えられる。

高齢化が進む中、生産年齢人口は2050年には2010年比で約3,000万人減少する見込みであり、このような状況で、地方自治体と物流事業者が連携し、宅配と併せて買物支援や高齢者等の見守り等の生活支援サービスを提供する事例が新たに見られる等、地域の持続可能性を確保するため、戸別訪問型サービスの担い手としての宅配ネットワークの一層の活用が期待されつつある。

また、現時点では、過疎地等へ流入する貨物量が域外に流出する貨物量より多く、いわゆる片荷の状態となっているが、地域経済の循環促進及びこれを活用した物流の持続可能性維持のためには、地元商店からの配達等の域内での買い物支援や農産物の集出荷等を支える効率的な物流システムの構築が求められている。

(3) 地方自治体・NPO等・物流事業者等、地域の関係者の共働による取組の重要性 地域における生活支援サービス等の新しい担い手としてのNPOの法人数は平成23年3

月末には198法人であったが、平成26年6月末には657法人まで急速に増加しており、今後も着実な増加が期待されている。

(2) で述べた生産年齢人口の大幅な減少も併せて考えると、今後、地方自治体やNPO等の地域コミュニティとの連携による、効率的で地域のニーズに即した生活支援サービス・宅配サービスを実現していくことが現実的な方策として考えられる。その際には、限りある地域のリソースを有効活用するため、貨客混載、多様なサービスの複合化、自家用自動車の利用等、存在する多様な輸送モードや提供主体を活用し、より効率的な物流ネットワークを再構築することが重要であると考えられる。

2. 地域を支える持続可能な物流システム構築に向けた既存の取組状況

(1) 地方自治体による取組事例

①地方自治体へのアンケート調査結果に基づく事例分析

近年、物流ネットワークを活用した地域支援の取組として、宅配と併せて買物支援や高齢者等の見守り等の生活支援サービスを提供している事例が出てきている。そこで、このような事例の収集に加え、今後の取組の意向や、取組上の課題について、平成26年9月29日～10月17日に各地方運輸局等を通じて全国の市町村にアンケート調査を実施したところ、1,019の市町村（回答率59.3%）より回答があり、結果は以下のとおりとなった。

1) 実施中の取組

回答項目	全数	内訳	
		大手物流事業者	その他
高齢者等の見守り	326	206	234
給食サービス	184	0	184
買物支援	167	15	158
介護サービス	90	0	90
バス、タクシー、NPO運送の活用	77	0	77
その他	41	4	37
新聞配達	36	11	25
メーターチェック	30	1	29
農産物の集出荷	27	1	26

2) 現在検討中または今後実施したいと考えている取組

回答項目	全数
高齢者等の見守り	298
給食サービス	239
買物支援	144
介護サービス	77
バス、タクシー、NPO運送の活用	47
その他	41
新聞配達	30
メーターチェック	18
農産物の集出荷	16

3) 取組上の課題

回答項目	全数
行政機関のノウハウが不足	359
地域の人材が不足している	336
行政機関の資金が不足	315
民間事業者が不在	243
高価である等の理由で民間サービスが利用しにくい	120
地域の合意形成が困難	120
その他	98
法令や制度面で課題がある	78

上記に示すとおり、既存の取組は、大手物流事業者以外の生協や商工会等の団体、新聞や他の商品配達等の事業者によるものが多く、その類型も、高齢者等の見守り、給食サービス及び買物支援が大半となっている。一方、農産物出荷といった地域経済の循環促進の観点から取り組んでいる事例やバス・タクシー・自家用自動車によるNPO運送等の多様な輸送モードを活用した事例はまだ少ない。

取組上の課題としては、行政機関のノウハウ不足、地域の人材不足、行政機関の資金不足等が上位として挙げられており、民間事業者の不足、即ち、担い手の不在も重要な課題と認識できる。

また、個々の詳細事例（参考資料として別添）を見ると、取組のスキームについては、地方自治体等と地域内の事業者が包括的な協定を結び、高齢者等の見守りを実施しているものが大半であり、その他、「小さな拠点」¹において地元スーパーへの買物代行を行うもの、買物代行と見守り業務を組み合わせているもの、さらに、リコール製品の回収も実施しているもの等があった。これらのものの中では、補助金を活用しているものが見られる

¹小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集めた拠点

一方、財源不足や担い手不足が課題として挙げられている。しかしながら、このような課題に対応して、継続的な取組とするための何らかの輸送の効率化方策について検討されている事例は少なく、体系的な取組となっていない。地域的には、関東地方や近畿地方のような大都市圏では事例が少なく、その他の地方における事例が多数を占めた。

②高知県における取組事例

平成 22 年度国勢調査によると、高知県の人口は約 76 万 4 千人で、全国で 3 番目に人口が少なく、また、高知県の森林率（総面積に占める森林の割合）は約 84%と全国で最も高い。人口の半数以上が狭い平野部に集中している一方で、その周辺となる中山間地域の人口減少・高齢化は著しいことから、その対策は喫緊の課題となっていた。

そのため、高知県では、平成 23 年度に、地域の実態を把握するための「集落実態調査」を実施した。その結果、「共同作業等のコミュニティ機能が維持できない」、「高齢者等が十分な生活支援や福祉サービス等を受けられない」、「若者の地域外への流出が進んで将来的に地域や産業を担う人材がいらない」といった課題が明らかとなった。

これらの課題を受け、高知県では、住民が主体となって近隣集落同士が連携し、地域外の人材等も活用しながら、生活、福祉、産業、防災等の諸活動について、地域ぐるみで総合的に取り組む仕組みが必要であると考え、その拠点となる施設を中心としたしくみを「集落活動センター」と名づけ、その立ち上げや運営を支援する取組を平成 24 年度からスタートさせた。

具体的には、旧小学校区単位程度のエリアに住民自らが、センターに必要な機能について協議、立案し、旧小学校舎や集会所等を拠点に取り組む場合は、高知県は立ち上げから最長 3 年間、センターの開設に必要な初期投資や、センターの推進役となる人材の活動費を支援するものである。

高知県では、平成 33 年度までに県内で 130 ヶ所程度の「集落活動センター」の設置を目指しており、平成 26 年 3 月現在、14 市町村 17 か所で集落活動センターが立ち上がっている。また、地域支援企画員（直接地域に入って市町村や地域の活動を支援する県職員）をはじめ、県出先機関や関係課の職員が集まって支援チームを編成し、全庁を挙げて支援を実施している。この他、センターの活動を推進するため、高知ふるさと応援隊事業をはじめ、外部人材の導入のための支援を行っている。

「集落活動センター」の機能の中には、住民による生活店舗及びガソリンスタンドの経営と宅配サービス、見守り、農産物の庭先集荷、出荷、販売等の地域内の物流の仕組みも含まれている。既に一部のセンターでは、こうした取組が始まっていることから、今後、集落活動センターを中心とした「人流」の視点からのシステム構築に加え、「物流」の体系

づくりについても検討を予定している。

(2) 民間企業等による取組事例

①(株)大宮産業における取組

株式会社大宮産業は、高知県の四万十市西土佐地域大宮地区にある住民出資の会社である。会社設立の背景には、この大宮地区にあったJA高知は大宮出張所の廃止がある。JA出張所は、窓口業務のほか、小売店と地区唯一の給油所を運営していたが、利用額の減少から出張所の廃止案が平成17年に示された。地区は、最寄りの市の総合支所からは約20km、最も近いガソリンスタンドまでも県境を越えて約16kmと遠いため、生活店舗とガソリンスタンドの廃止は、高齢者の住民が多い大宮地区にとっては生命線が絶たれるに等しい事態であった。このため、地区を挙げての存続運動を展開したが、同年10月に廃止が正式決定された。

その後、住民の代表8名が中心となってJA出張所の事業を引き継ぐための運営方法について検討を重ね、住民参加型の株式会社の設立を提案し、平成18年5月に「株式会社大宮産業」が発足した。

この会社は、住民の大半からの出資を受け、店舗と給油所を運営するほか、会社運営の方針等を検討する会議を定期的に行い、地域住民による生活支援サービス提供が行われている。このほか、生活用品や灯油等の配達、地域で栽培した米「大宮米」の地域外への販売、保有する車両での見守りを兼ねた運送や集配業務等の新しい取組を検討している。

②全日本食品(株)における取組

食品小売店のボランティアチェーンである全日本食品(株)では、食品スーパーもコンビニもその経済規模から出店出来ない地域、食料品の調達を移動販売や宅配等の制約された手段に頼らざるを得ない地域や零細商店しかない地域において、近年、規模は小さくても必要な時に生活時間帯ならいつでも利用でき、ナショナルブランド中心の良質な商品を大手スーパー並の価格で提供する店舗(マイクロスーパー)を試験展開している。

例えば、茨城県久慈郡大子町では、65歳以上の人口が40%と高齢化が進んでいる一方で、買物ができる店舗が7km先にある市街地の大型食品スーパーしかなく、公共交通機関も少ないため、徒歩での買物は非常に不便となっていた。このため、全日本食品(株)では、同町において既存チェーン店舗をマイクロスーパー化し、従前から行っていた移動販売とあわせて地域の買物支援に貢献している。

さらに、地域との連携事例として、島根県雲南市において、全日本食品(株)は新たな取

組を行っている。同市においては、市街地まで遠く、日常の買物に不自由な地域が多く存在することから、雲南市の支援で「地域自主組織」を24地区で組織し、様々な地域活動をしており、その拠点として、市の遊休施設（廃校、公民館等）を使用していた。そこで、全日本食品(株)では、雲南市と連携し、波多地区の拠点の小学校跡の一角にマイクロスーパー「はたマーケット」を設置した。その運営は地域自主組織の「波多コミュニティ協議会」が担い、同社が商品供給・店舗運営をサポートする形で稼働しており、店内にはサロン機能を備えるとともに、自宅から当該拠点までの送迎や買物をした利用者に対する配達も行い、併せて安否確認やひきこもり防止、福祉サービスの機能も有している。

③物流事業者による取組

(1) ①のとおり、一部の物流事業者においては、宅配業務と合わせた生活支援サービスの提供を自治体と連携して自主的に実施しており、その取組は拡大傾向にある。また、(一社)日本物流団体連合会においては、「山間過疎地における輸送の維持・確保に関わる調査検討小委員会」を設置・開催し、過疎地等における今後の物流ネットワーク維持に関する最終報告を本年2月にとりまとめている(参考資料として別添)。

その概要は、物流事業者各社だけで、あるいは物流事業者の連携だけでは輸送の継続が難しい場合には、

- イ. 広域物流事業者が地域団体などと連携して、追加的なサービスを取り込むなどにより輸送サービス体制を継続する。
- ロ. 広域物流事業者が地元の生活支援サービスに取り組むNPO等に委託してラストワンマイル輸送を完結させる。
- ハ. NPO等が広域物流事業者から引き継いで輸送を完結させる(広域物流事業者が、営業所あるいはNPO等の拠点でNPO等に貨物を引き渡す。)

の3つが、今後の選択可能なパターンであると例示し、地域に応じた選択や、その試行が必要であるとしている。

3. 具体的な地域を想定した輸送の効率化に関するケーススタディ

(1) 目的

以上の問題意識や現状の取組状況の整理を踏まえ、地理面や人口集積面で対照的な以下の2地域を対象とし、当該地域における物流の実態やその他の生活支援サービスに係る輸送実態の把握、輸送の効率化に向けた具体的な方策のパターンとそれを実施する上での課

題についてケーススタディを行った。

(2) 青森県西津軽郡深浦町

①概況

青森県西津軽郡深浦町は、日本海側に位置し、面積は 488.5km² で県内 5 番目の広さである。また、森林原野の面積が 90% を占めており、海岸線沿いに平野部が集中している。人口は、昭和 40 年の約 19,700 人から平成 22 年には約 9,600 人まで減少し、現在の人口密度は約 19.6 人/ km² となっており、高齢化率も 41.4% と県内 3 番目に高い。

深浦町では、駅前商店街店舗数が昭和 50 年の 34 店舗から現在は 14 店舗まで減少したこと等により、例えば、乳児用のおむつが町内で購入できなくなったなど、生活に必要な物資を調達するために町外に出かけなければならない者も出てきている。このため、地元スーパーによる戸別訪問型買物サービスの提供や商工会による買物配達便モデル事業を実施している。また、町内の一物流事業者によれば、年間で発送が 6 万個、到着が 10 万個と差が大きい。このため、町では特産品開発を進めて発送を増やすことにより物流システム維持につながると考えており、特産品開発について認定制度を設けて奨励している。

②データ分析及び具体的な解決方策のパターン

深浦町においては、大手物流事業者による集配個数の合計が月間で約 25,000 個に上り、いわゆる過疎地域としては荷量が多くなっている一方で、宅配荷物 1 個あたりのトラック集配距離が都市部と比べて約 6 倍となる等、物流の効率が低くなっている。

このため、集配の共同化及びその他の生活支援サービスとの複合化による輸送の効率化を実現する方策が考えられる。しかしながら、この場合、NPO 等による自家用自動車での輸送やバス・タクシー事業者による貨客混載のみでは全ての貨物を運びきれないと考えられる。仮に、部分的にこれらを導入したとしても、その他の輸送主体の輸送量が下がり、かえって輸送効率が下がるとも考えられる。

このため、特定の物流事業者 1 社に集約して荷物の集配を行う方策、集配を担当するエリアを分担分けした上で複数の物流事業者が分担して集配を行う方策等が考えられる。ただし、それぞれ、以下の課題が考えられる。

- イ. 既に集配拠点を設けている者は施設が余剰となることに加え、集約する者への委託料が新たに発生する。
- ロ. 集約輸送を行う者は、集配拠点の規模の見直しが必要になる可能性がある。
- ハ. 宅配各社間の運送（時間帯指定貨物・保冷貨物・イレギュラー貨物の取扱、不在時の

取扱、荷物の取扱範囲、配達完了した旨のシステム入力、代金引換の取扱、集荷等を含む。)に関する契約形式、法的責任、各事業法での位置付けを整理する必要がある。

二. 効率的・効果的なエリア分けが必要である。

ホ. 集約輸送やエリア分け後の輸送において、郵便業務(信書の集配)を行わない場合は、郵便業務実施事業者にとって、郵便のユニバーサルサービス提供義務が課せられていることから郵便業務は残らざるを得ず、郵便業務実施の観点からは、メリットがない。

(3) 高知県土佐郡大川村

①概況

高知県土佐郡大川村は、県の最北端の四国山地の中央部に位置し、村面積は 95.28km²。村土の約 93%を山林が占めており、居住地の大部分が急傾斜地に位置し、高度は 350m~700m という高い渓谷型の山村である。人口は、昭和 35 年の約 4,100 人から平成 22 年には約 400 人まで減少しており、離島を除いて全国で最も人口の少ない村となっている。また、現在の人口密度は約 4.2 人/km²となっており、高齢化率も 44.3%と高い。

村内の移動手段は、現在、民間の交通事業者が運行する路線バスのほか、村の社会福祉協議会が運行する福祉バスや診療所の送迎バス、スクールバスがある。しかし、今後、更に高齢化が進行し、車の運転ができない高齢者等の増加が懸念されることから、既存の移動手段では十分対応できず、その他の新たな仕組みづくりが必要となっている。

また、村内には、J A 等店舗を含む小売店舗が 4 箇所、移動販売が 2 事業者存在するが、高齢化の進行に伴う顧客の減少や商店の後継者不足が深刻化する中、村内の食料品や日用品等を供給できる仕組みが将来、存続できるように、検討していくことが必要となっている。

②データ分析及び具体的な解決方策のパターン

大川村では大手物流事業者による集配個数の合計が月間で 600 個程度であり、荷量が少い。また、村内に大手物流事業者の集配拠点がないため、宅配荷物 1 個あたりのトラック集配距離が都市部と比べて約 126 倍となる等、物流の効率が非常に低くなっている。

このため、集配の共同化及びその他の生活支援サービスとの複合化による輸送の効率化を実現する方策が考えられる。具体的には、宅配 3 社のうち 1 社に集約して荷物の集配を行う方策、バス・タクシーによる貨客混載や N P O 輸送のみによる集配を行う方策等が考えられる。ただし、それぞれ、以下の課題が考えられる。

- イ. 既に集配拠点を設けている者は施設が余剰となることに加え、集約する者への委託料が新たに発生する。
- ロ. 宅配各社間の運送（時間帯指定貨物・保冷貨物・イレギュラー貨物の取扱、不在時の取扱、荷物の取扱範囲、配達完了した旨のシステム入力、代金引換の取扱、集荷等を含む。）に関する契約形式、法的責任、各事業法での位置付けを整理する必要がある。
- ハ. 物流事業者ではない者による貨物輸送についての荷主や消費者の理解が必要である。
- ニ. 路線バスは大川村以外の地域も運行しているので、荷物の積み下ろし時間を運行ダイヤに組み込むなどして、運行全体に支障が生じないような措置が必要である。
- ホ. 集約輸送やバス・タクシーによる貨客混載やNPOを活用した輸送において、郵便業務（信書の集配）を行わない場合は、郵便業務実施事業者にとって、郵便のユニバーサルサービス提供義務が課せられていることから郵便業務は残らざるを得ず、郵便業務実施の観点からは、メリットがない。

4. 対応の方向性と課題

1. ～ 3. までの調査等及び本検討会における意見等を元に、本検討会における地域を支える持続可能な物流システムの構築に係る提案として、以下のとおりとりまとめを行う。

（1）基本的な考え方

過疎や高齢化が進展していることから、今後、過疎地等における持続的な物流サービス・生活支援サービスの提供、地域経済の活性化を実現するための取組が一層その重要性を増しつつある。現時点においては、地方自治体、コミュニティーや民間企業による取組が緒に就いたばかりであるが、これらの取組を参考に地域の实情に合った形で全国展開していくことで、以下の3点を実現する必要がある。

①物流ネットワークの効率化

今後も一層過疎の進展が見込まれ、物流の効率性が更に低下する見込みであることから、物流ネットワークの持続可能性向上のための新たな共同配送スキームの構築及び公共交通を活用した貨客混載の導入や自家用自動車の活用による徹底した物流の効率化が不可欠である。

物流事業者からは、過疎地等、輸送が非効率な地域での輸送コストの増大が見込まれること労働力が集まりにくくなるなど、今後のサービスレベル維持等へ向けての懸念が顕在

化しつつあるとの声が挙がっている。また、こうした地域では分散的居住かつ分散的な拠点配置となっており、交通ネットワークについても旅客と貨物毎にそれぞれ複数の主体が相互の連携なく営業用及び自家用の自動車等で輸送している非効率な状況となっている。こういった問題の解決には、貨客混載の導入や自家用自動車の活用を含むあらゆる要素の複合化による輸送の効率化やその他のサービス提供の効率化が必要である。

また、物流の効率化の観点からは、小型無人機（いわゆるドローン）等の新技術を活用した過疎地等における配達の仕事の導入の可能性についても、技術開発や実用化の進展に対応して併せて検討すべきである。

②生活支援サービスの維持・向上

高齢化により車を運転しない者が増加し、買物支援や高齢者等の見守り等の生活支援サービスへのニーズがより高まっていくことが予想される一方、生産年齢人口の大幅な減少による労働力不足が見込まれている。これらの相反する課題を同時に解決するための方策として、地域の戸別訪問を既に行っている物流ネットワークを地域インフラとして最大限活用することでこれらサービスの維持・向上を実現する必要がある。

現に、一部の地方自治体や民間企業において、宅配サービスの提供と併せて物流事業者が買物支援や高齢者等の見守り等の生活支援サービスを提供する事例が既に出てきている。これら生活支援サービスの提供が、宅配サービスに係る戸別訪問密度を補完・向上させ、より持続可能な地域のインフラとして維持することが可能になることから、高いニーズがあると考えられる。

③地域経済の循環促進

都市部から地方部への物流が大きな比重を占める中、これとは逆方向の物流も促進することにより地域経済の循環促進を図ることが重要である。具体的には、農産物等の地域産品の域外出荷を促進すること、地域産品も取り扱う地元商店の利用機会の増大を図ること等により、帰り荷を確保可能となり、物流の持続可能性を高めることに貢献できる。さらに、このような地域経済を支える物流の足腰の強化は、地域経済の安定的な成長にもつながるものである。また、これらを通じて、地域（特に、女性）の雇用拡大にもつながると考えられる。

これに関し、物流事業者からは、輸送だけで貢献するのではなく、町全体を活性化させるため、特産品等の販路を拡大し、高齢化していく住民が自立できる環境を一緒に作り上げていくことが必要であり、こうした町の産業振興が、過疎地域の物流システム維持に繋がるとの声があった。

また、青森県深浦町においては、特産品開発について認定制度を設け、物流ネットワークの維持にも貢献しており、高知県の(株)大宮産業では、商店でなるべく地元産品を扱うようにするとともに、見守りを兼ねた集配についても検討されている。

なお、昨今、女性の社会進出が促されているものの、都会と比して、地方では地域支援の仕事に恵まれたり、近所の住民が子供の面倒を見ることが広く行われている等、豊かな生活ができるため、地方において特に女性の雇用の場として物流を位置付けることを考えるべきとの意見もあった。

(2) 具体的な取組のあり方

(1)の基本的考え方を実現するための具体的な取組のあり方は、以下のとおりである。

①「小さな拠点」形成推進の取組との連携

近年、国土交通省では、小学校区など複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲で確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組(「小さな拠点」の形成)を推進している。

この「小さな拠点」は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)や「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月国土交通省)にも位置づけられ「小さな拠点」を中心に周辺集落との人流及び物流のネットワークを構築することが有効であるとされている。

このような「小さな拠点」を核とした、(1)①②で述べた輸送の共同化及び生活支援サービスとの複合化による新たな輸送システムを構築することにより、持続可能な地域の生活インフラである物流ネットワークを活用した戸別訪問サービスを効率的・効果的に提供することができると考えられる。この場合、地域の諸条件、物流事業者のビジネスとしての持続可能性、限りある地域リソースの有効活用等に配慮することが重要である。

②課題解決のための体制整備

a. 「小さな拠点」を核とした新たな輸送システムの構築

買物対策・交通対策・農業振興等、地域には様々な課題や可能性があるが、限りある地域リソースを有効に活用するためには、このような個別課題に対して縦割りで個別解決を

するのではなく、横断的かつ効率的に対応することが不可欠である。そのためには、横断的な組織・人材・拠点等の体制を整備するとともに、人・物をデマンド型でも運ぶことができる交通ネットワークの構築が必要となる。

このため、①で述べた「小さな拠点」を核とする新たな輸送システムの構築が必要と考えられるが、その検討にあたっては、

イ. 特定の物流事業者へ輸送を集約

ロ. NPO等へ輸送を委託

ハ. バス・タクシー事業者へ委託

ニ. 地域内輸送について責任を持つNPO等が集配先をエリア分けした上で実運送を物流事業者へ委託

ホ. 地域内輸送について責任を持つNPO等からバス・タクシー事業者へ実運送を委託といった集約輸送のパターンが考えられる。また、荷量等に応じ貨物軽自動車運送事業を活用することも考えられる。

今後、モデル事業の実施等により、地域の特徴に応じた、それぞれの課題と対応策について引き続き整理する必要がある。

b. 地域の関係者からなる協議会の設置

2. (2) ①で述べたとおり、(株)大宮産業においては、会社運営の方針を検討する会議を定期開催し、地域住民による生活支援サービス提供のための体制構築が行われており、その結果、灯油等の宅配サービスの導入・充実、大宮米の地域外への流通販売、地域内外の若年者の雇用、見守りを兼ねた運送や集配業務の検討等の効果を上げている。

また、こういった生活関連物資の輸送サービスのベースはトラック輸送となるが、地域の中小トラック事業者の中には、地域に根ざした取組への貢献を行える余地があり、その意欲を有する者があるとの指摘もあり、これらの事業者の関わりを定める枠組にも配慮する必要がある。さらに、自治体における担当部署の設置等を通じ、行政が地域の持続可能な物流システムの構築に一層関与するとともに、NPO等、地域住民、事業者等による地域の関係者のネットワークを行政が主体的に構築し、地域の資産として十分に活用することが不可欠であるとの意見もあった。

これらを踏まえると、持続可能な物流ネットワークの構築に向けた取組を、地域の特徴に応じた効果的なものとするためには、行政、NPO等、地域住民、事業者等の地域の主な関係者からなる協議会を設置・開催し、それぞれの連携と役割分担、更には費用負担のあり方について構想段階から十分な協議を行い、合意を得ることが必要である。

c. 人材育成

複数の関係者による取組を実現するためには、関係者をとりまとめる地域のリーダーの育成が欠かせない。また、複数サービスの複合化にあたっては、例えば、宅配業務や見守り業務の経験のない者がそれぞれの業務に携わるための研修を実施することも必要である。このように、広範な業務知識の習得等の人材育成が不可欠である。

これまで、地方自治体や民間企業、地域のリーダーが関係者のとりまとめ役として取組んできており、こうした者を全国で育成し、後世にも引き継いでいく必要がある。

また、他の地域における取組事例を共有するため、国においても各地の取組事例のデータベース化を進め、ホームページでの公表等を実施するとともに、ワンストップ化した相談窓口としての地方運輸局の相談機能も、これらの蓄積された優良事例を活用しつつ充実させることが必要である。さらに、これから取組もうとしている者が、既に取り組を行っている者との間で情報交換ができる場を設けることも重要である。

③制度面の課題への対応

a. 法制面の措置の検討

(2) ①②で述べたとおり、過疎地等においては、貨物輸送と旅客輸送を一体化した効率的な輸送システムの構築が重要である。しかしながら、現在のところ、基本的に、旅客輸送と貨物輸送は福祉サービスの戸別訪問も含め、複数の事業者がそれぞれのドライバーや車両、ネットワークで輸送を行っており、過疎地等においては積載効率も低く、非効率となっている。このため、公共交通を活用した貨客混載及びNPO等の自家用自動車を活用した輸送による、多様な輸送モードの複合的な活用が有効と考えられる。

このような貨客混載については、2005～2006年に島根県邑南町西部の日貫地区でデマンド型のバス（ジャンボタクシー）を用いた輸送実験が行われたが、路線型と比べて走行距離や所要時間が極端に増加することもなく、旅客と貨物の輸送を1台の車両で行えることが証明され、かつ、利用者からは好評だったとの結果が得られている。このため、既に貨客混載が可能とされている乗合バス事業と同様に、物流ネットワークの維持が懸念される地域において、タクシー事業や自家用旅客有償運送においても、これらに付随する有償での貨物の運送が行えるよう制度上の措置について検討する必要がある。

また、(株)大宮産業において見守りを兼ねた配達業務が検討されていること等を踏まえ、NPO等が有償で貨物を運送することを可能とするような措置の検討が必要である。具体的には、物流ネットワークの維持が懸念される地域において、例えば、次のような場合には、自家用自動車により有償貨物運送ができるよう、制度上の措置について検討する必要

がある。

- イ. 「小さな拠点」を運営するNPO等による介護サービス、買物支援サービス等のための戸別訪問の機会を活用する場合
- ロ. 「小さな拠点」を活用した共同配送システムの受け皿としてその運営主体のNPO等を活用する場合

b. 輸送の集約化を行う場合の契約上・制度上の課題整理

現在、各社が個別独自に行っている輸送方式を必要な範囲内で各社間で整理する必要がある。具体的には、共同配送を行う場合、宅配各社間あるいは宅配各社とNPO等との間の運送（時間帯指定貨物・保冷貨物・イレギュラー貨物の取扱、不在時の取扱、荷物の取扱範囲、配達完了した旨のシステム入力、代金引換の取扱、集荷等を含む。）に関する契約形式、法的責任、各事業法での位置付けを整理する必要がある。

また、見守りサービスにおける個人情報の取扱や自治体との役割分担等について、現在は、地方自治体と物流事業者の間で個別的に守秘義務に係る協定が交わされているが、例えば標準的な協定内容を示す等といった、新たなサービス形態を一般化するためのきめ細やかな対応も必要であると考えられる。

さらに、これらを含む制度上の課題への対応については、「小さな拠点」の場合と同様、窓口のワンストップサービス化が重要である。このため、国においても、地方運輸局等におけるワンストップによる情報提供や相談受付の対応に向けた体制整備を行うべきである。

c. モデル事業の実施

以上の制度面の課題について、今後、モデル事業等を通じて、地域の実情やニーズに応じた制度の弾力的運用を含むあり方を模索していく必要がある。その際、まずは、現状の法令の範囲で関係部局の協力も得ながら最大限できることを早急を実施することとし、新たな制度設計の検討については、これらと並行して進めていくべきである。

④その他

平成 26 年度補正予算として、まち・ひと・しごと創生本部において、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が措置されており、「地域の持続可能な物流ネットワークの構築」についても支援対象とされている。補助金に過度に依存しない自立した物流ネットワークの構築を目標としつつも、最小の補助等で最大の効果を得るという観点からは、取組当初の立ち上げ時期において、このような補助制度も適宜活用することも有効である。その他、今後、同様の制度や予算的な措置が行われる場合は、これらを活用することも有用である。

おわりに

以上のとおり、本検討会においては、今後の人口や高齢化の動向を踏まえ、過疎地等において、物流ネットワークの持続可能性の確保、生活支援サービスの維持・向上、地域経済の循環促進といった観点から、課題とその解決の方向性をとりまとめたものである。

今後は、本検討会における検討を踏まえ、国において具体的な地域を選定し、持続可能な物流ネットワーク構築に関するモデル事業を実施すること等により、これらの提言を着実に実施に移すとともに実効性の検証を行い、施策の一層の練り上げと普及を図ることが望まれる。

さらに、制度上の課題については、貨客混載、自家用自動車による有償貨物運送や共同配送に関する検討の継続・深化等を早急に行うことが必要である。これらについては、必要に応じ、交通政策審議会交通体系分科会において、同審議会陸上交通分科会自動車部会との連携を行いつつ、更に取り組むことが望まれる。

參考資料

(1) 政府における決定事項等

①まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋版）

I. 基本的な考え方

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（3）取組に当たっての基本的な考え方

中山間地域における「小さな拠点」の形成、地方都市における都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進、地域間の連携促進による自立的な経済・生活圏の形成促進、・・・（略）・・・など、暮らしの環境の充実を進め、活気にあふれる「まちの創生」を実現することにより、まち・ひと・しごと全体の好循環の実現を目指す。

2. 政策パッケージ

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、地域と地域を連携する

（ア）中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成 【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、・・・（略）・・・効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。

<付属文書 アクションプラン(施策別工程表)>

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

●必要な対応

○・・・(略)・・・、過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等に役立つ新たな輸送システムの構築を促進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降(5年後まで)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みを検討し、成案を得る ○事業主体についての概念整理 ○市町村における先行的取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係予算の窓口一元化 ○「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)のモデルづくりの実施 ○「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を進めるための仕組みの整備(次期通常国会での法案提出を早急に検討し結論) ○市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の整備の構想策定 ○地域住民等による法人の在り方について検討を開始し、次年度以降に結論を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営 ○地域住民等による法人の在り方について結論
2020年KPI(成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○国のKPIは、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数とするが、具体的な数値は「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ設定 		

②国土のグランドデザイン2050（抜粋版）

1. はじめに

2. 時代の潮流と課題

3. 基本的考え方

（2）多様性と連携による国土・地域づくり

地域間相互の人・モノ・情報の交流は、それぞれの地域が多様であるほど活発化するものと考えられ、このことは、温度の異なる流体の運動である「対流」になぞらえることができる。

また、人・モノ・情報の対流は、物理的なネットワークや情報ネットワークを通じて行われることから、対流を加速できるよう、ネットワークも高機能化していく必要がある。

4. 基本戦略

（1）国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築

さらに、ICTを活用した遠隔医療・遠隔教育の実施や、地方公共団体・物流事業者・コンビニ等と連携した配達サービスの確保等、「未来型小さな拠点」のための環境整備の検討を行う。

5. 目指すべき国土の姿

6. グランドデザイン実現のための国民運動

③交通政策基本計画（抜粋版）

第1章 交通政策を巡る動きと基本認識

第2章 基本の方針、目標と講ずべき施策

基本の方針A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

目標① 自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する
--

<取組内容を今後新たに検討するもの>

- 過疎地域等において日常の買い物等が困難な状況に置かれる者への対応や宅配ネットワークの維持のため、「小さな拠点」の形成等の施策との連携を図りつつ、貨客混載や自治体、NPO 法人等関係者との連携など過疎地物流の確保策を検討する。

第3章 施策の推進に当たって特に留意すべき事項

④総合物流施策大綱（2013-2017）（抜粋版）

1. これまでの総合物流施策大綱の達成状況と新たな大綱の策定の必要性

④ 我が国経済社会の構造変化と物流事業をめぐる状況

人口減少・少子高齢化の進展、地域構造の変化などに伴い、過疎地だけでなく都市部においても、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれる者への対応が必要となっているほか、中山間地域、離島などの条件不利地域に係る輸送網の維持が課題である。高齢者の多い地域などにおいて、地方自治体と物流事業者が連携し、買い物支援や高齢者の見守りなど地域の維持・活性化に向けた取組を行う例が出てきており、物流事業者が地域に持つネットワークをいかした取組の促進が期待される。

2. 今後の物流施策の方向性と取組

（1）産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

【 国民生活の維持・発展を支える物流 】

5) 離島航路等の確保・維持を図るとともに、物流事業者が持つノウハウやネットワークを活かして条件不利地域等における輸送網の確保・維持が図られるよう、地方自治体と物流事業者との連携等を促進する。

3. 今後の推進体制

⑤「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」

中間整理 概要①

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会に本小委員会を昨年9月に設置し、審議を重ね、昨年12月開催の第3回委員会において特に速やかに講ずべき施策として、地方創生、国際競争力の強化等に関する施策の中間的な整理を提示した。

1. 地方創生に向けた「国土のグランドデザイン2050」の具体化等に関する事項

(1) 「小さな拠点」における周辺を支える自動車交通ネットワークのあり方

- － 過疎地域等における住民の生活を支える持続可能なネットワークの確保
- コミュニティバス、デマンド交通や自家用有償旅客運送の活用の一層の促進
- 貨物と旅客の輸送を併せて行う貨客混載による効率的な輸送の拡大
- 輸送サービスにとどまらない、買い物代行等の生活支援サービスや、介護・救援サービス等の提供

(2) コンパクトシティの形成に資する自動車交通ネットワークのあり方

- － 都市のコンパクト化を促進するための都市内自動車交通ネットワークの高質化
- まちづくりと一体的な自動車交通ネットワークの形成
- 地域の実情に応じた、輸送力に優れた質の高い自動車交通ネットワークの導入促進、きめ細かな移動ニーズへの対応
- 利用者の利便性のより一層の向上、待合環境の充実と交通結節点等における付加価値の向上

(3) 高次地方都市連合における複数の地方都市をつなぐ自動車交通ネットワークのあり方

- － 高度な都市機能の提供を確保するための都市間をつなぐ自動車交通ネットワーク
- 高速バスネットワークのさらなる充実
- 利用者の利便性のより一層の向上
- 鉄道、路線バス等との乗継円滑化や、地域の民間企業等との連携強化によるにぎわいの創出

(4) 地域産業としての自動車運送事業等の果たす役割と維持・活性化

- － 地域の生活・経済・雇用を支える自動車運送事業等の維持・活性化
- 経営統合や事業再編、ITの活用、サービスの高付加価値化等の経営基盤の強化等のための取組の普及促進
- 女性活躍のための環境整備等の採用から定着まで一環した取組、「働き方」の抜本的な見直し等による人材の確保・育成の推進
- 内外の観光客の積極的な呼び込みによる「交流人口」の増加を通じた、地域経済の活性化を支える自動車運送事業等の取組

2. 国際競争力の強化、新しい技術の開発・普及の促進、自動車の魅力向上等に関する事項

(1) 我が国自動車産業の国際競争力維持に不可欠な国際協定改正への対応

- ▶ 我が国自動車メーカーの認証コストを低減させ、国際的に活躍できる環境を整備・維持するため、平成28年3月に発効予定となっている国際協定の改正に対応し、車両単位での国際的な相互承認制度（IWVTA）に係る国内制度を創設する

(2) 新しい技術の開発・普及に不可欠な独立行政法人の創設

- － 自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所の統合 －

- ▶ 平成25年12月の閣議決定を踏まえ、自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所を統合することにより、設計から新車、使用の段階におけるそれぞれの知見・技術を相互に活用し、ユーザーの安全や環境保全に係る対応の、総合的かつ一体的な実施を可能とする

(3) ナンバープレートの多様な活用等に向けた関連制度の見直し

- ▶ ナンバープレートのより一層の多様な活用による自動車の魅力向上等を図るため、図柄入りナンバープレートへの変更を可能とする措置等、必要な制度的手当てを講ずる
- ▶ 「ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会」における検討結果をふまえ、ナンバープレートカバ一の装着等、視認性を阻害するおそれがある行為を禁止するために必要な措置を講ずる

(4) 車両安全のためのリコール対策強化

- ▶ 自動車メーカーによる迅速かつ適切なりコールの実施について、国がより適切に指導できるようにするため、必要な範囲で、国が装置メーカーに報告を求め、立入検査を行うことを可能とするための措置を講ずる

(5) その他規制緩和事項

- ▶ 回送運行制度の規制の緩和
- ▶ 自動車検査における民間の整備工場の業務範囲の拡大

(2) 検討会におけるご意見等

1. 今回の検討の背景

- (1) 過疎等の進展を背景とした物流効率の低下及び宅配等へのニーズの多様化による物流事業者の負担増加
- (2) 高齢化の進展に伴う車を運転しない者の増加に対応した生活支援サービス等や地域経済の循環促進の必要性
- (3) 地方自治体・NPO等・物流事業者等、地域の関係者の共働による取組の重要性

【検討会における主なご意見等】

- ・青森県深浦町では、駅前商店街等で店舗数が減少したこと等により、生活に必要な物資を調達するために町外に出かけなければならない者も出てきている。
- ・山間過疎地等非効率な地域での輸送コストや、車両・労働力が集まりにくくなるなど、今後のサービスレベル維持等へ向けての懸念が顕在化しつつある。一方、今は規制緩和により、内部補助頼みで維持していくことが難しい。
- ・買物対策・交通対策・農業振興等、地域には様々な課題や可能性があるが、これまで、こうした個別課題に対して縦割りで個別解決をしてきた。
- ・現状、中山間地域では分散的居住に分散的な拠点配置となっており、交通モードも旅客と貨物でそれぞれいくつもの主体が輸送をしていて非効率である。
- ・検討に際し、包括的に旅客と貨物がどのように動いているか等、地域の実態等を数値化して実態把握をしっかりと行う必要がある。

2. 地域を支える持続可能な物流システム構築に向けた既存の取組状況

(1) 地方自治体による取組事例

- ①地方自治体へのアンケート調査結果に基づく事例分析
- ②高知県における取組事例

(2) 民間企業等による取組事例

- ①(株)大宮産業における取組
- ②全日本食品(株)における取組
- ③物流事業者による取組

【検討会における主なご意見等】

- ・日本各地において、地方自治体や民間企業等が宅配と合わせて買物支援や高齢者の見守り等の生活支援サービスを提供する取組を実施。
- ・青森県深浦町では、地元スーパーによる戸別訪問型サービスの提供や商工会による買物配達便モデル事業を実施している。
- ・高知県では、集落活動センター（高知県における「小さな拠点」）を順次設置している。また、県職員等を派遣し、活動をサポートしている。
- ・高知県大宮地区では、JA 撤退を機に住民出資による株式会社を発足し、店舗と給油所を運営している。会社運営の方針を検討する会議を定期開催し、灯油等の宅配サービスの導入・充実、大宮米の販売等の活動を地域住民が実施している。
- ・全日本食品(株)では、閉店しようとしている既存の加盟店や廃校になった校舎の教室を店舗にするなど、過疎地で買物弱者が多い地域を開発して店舗展開する取組を行っている。

3. 具体的な地域を想定した輸送の効率化に関するケーススタディ

(1) 目的

(2) 青森県西津軽郡深浦町

①概況

②データ分析及び具体的な解決策のパターン

(3) 高知県土佐郡大川村

①概況

②データ分析及び具体的な解決策のパターン

【検討会における主なご意見等】

スキームとしては、配達委託（宅配各社がNPO等を配達受託者として使用）と配達完了（宅配各社はNPO等に配達するまでで役務を完了し、NPO等がその先の配達を行う）が考えられる。それぞれ、配達完了入力、時間帯指定、不在時の取扱、配達原簿管理、契約、荷物の取扱範囲・責任、必要な案内・申出等、代金引換の取扱、保冷の取扱、集荷、イレギュラー貨物の取扱等の観点から検討が必要。また、住民ニーズ、現行の規制に捉えられない新しい領域への挑戦（貨客混載など）、ビジネスとしての継続性等への配慮も必要。

4. 対応の方向性と課題

(1) 基本的な考え方

- ①物流ネットワークの効率化
- ②生活支援サービスの維持・向上
- ③地域経済の循環促進

【検討会における主なご意見等】

- ・中山間地域においては、ひと・もの・エネルギー・金・情報をつなぐ「結節機能」としての中心広場（拠点）を作り、これを地方都市中心部とネットワークで繋ぐ重層構造とするとともに、交通においてもデマンド型で人もモノも一緒に輸送できる体系を構築すべき。
- ・輸送だけで貢献するのではなく、町全体を活性化させるため、特産品等の販路を拡大し、高齢化していく住民が自立できる環境を一緒に作り上げていくことが必要。また、こうした町の産業振興が、過疎地域の物流システム維持に繋がる。宅配便のように高い単価での広域輸送の商品だけでなく、宅急便にならないような限られた地域内で流動する荷物を安い単価で扱うことにより、町の経済が活性化すると思う。運送業者として、これを実現するための方法を考えたい。
- ・青森県深浦町においては、町内の物流事業者によれば、年間で発送が6万個、到着が10万個であり差が大きいので、特産品開発を進めて発送を増やせば物流システム維持につながると考えており、特産品開発について認定制度を設けて奨励している。
- ・(株)大宮産業では、なるべく地元産品を扱うようにしている。また、見守りを兼ねた運送や集配ができればもっと良いと考えている。
- ・昨今、女性の社会進出が促されているものの、都会ではスーパーのレジ打ち程度しか仕事がない。一方、地方では地域支援の仕事があったり、また近所の住民が子供の面倒を見てくれたりと、豊かな生活ができる。このため、子育て世代の女性に地方で暮らしてもらい、買物弱者支援のみならず、その雇用の場として物流を位置付けることも考えてはどうか。

(2) 具体的な取組のあり方

① 「小さな拠点」形成推進の取組との連携

【検討会における主なご意見等】

- ・中山間地域においては、ひと・もの・エネルギー・金・情報をつなぐ「結節機能」としての中心広場（拠点）を作り、これを地方都市中心部とネットワークで繋ぐ重層構造とするとともに、交通においてもデマンド型で人もモノも一緒に輸送できる体系を構築すべき。【再掲】
- ・国土交通省では、小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、集落地域の再生を目指す取組を推進している。
- ・高知県では、集落活動センター（高知県における「小さな拠点」）を順次設置している。また、県職員等を派遣し、活動をサポートしている。【再掲】
- ・高知県大宮地区では、JA 撤退を機に住民出資による株式会社を発足し、店舗と給油所を運営している。会社運営の方針を検討する会議を定期開催し、灯油等の宅配サービスの導入・充実、大宮米の販売等の活動を地域住民が実施している。【再掲】
- ・対応策として必要なメニューは、地域の置かれた諸事情に応じ、様々であり、バリエーションを持った打ち出し、とりまとめが必要。地域による自然条件（豪雪地帯かどうか等）の差異にも十分に考慮する必要がある。
- ・高知県の大宮集落活動センターの例では、住民主導で収益性のある複合的なシステムが出来ており理想型である。ただし、地域ごとに違いや課題があるので同じことができるところとできないところで分けて、サービス内容や対応する組織を考える必要がある。物流としては、色々なものに対応できる最低限のルール作りが必要である。
- ・ビジネスとして成立させる持続可能性、地域の多様性への対応、さらに、人材確保等の広い意味での持続可能性が必要。

②課題解決のための体制整備

【検討会における主なご意見等】

- ・ これまでは個別課題に対して個別解決してきていたが、共通のプラットフォームを作り、競争、共生すべき点について検討する必要がある。
- ・ このような取組みには、地域住民が自らの問題として主体的に関わることが重要。
- ・ 自治体へのアンケート結果の中で、行政機関のノウハウ不足が課題としてあげられており、モデル事業実施のプロセスも活用しながら、きちとした処方箋を出す必要がある。また、県や市町村、民間企業、地域住民がいかに連携をとるか。
- ・ 高知県では、県職員がサポート役として非常に機能している。その例のように仕組みづくりにおいては地域の中の人間だけでなく、活動をコーディネートできる外部の人間の存在も重要である。
- ・ 地方の中小トラック会社を構成員とする協同組合も貢献できる余地があるのではないか。

③制度面の課題への対応

④その他

【検討会における主なご意見等】

- ・それぞれの事業主体が縦割りで物や人を運んでいるという課題があり、問題の解決には、あらゆる要素の複合化による輸送の効率化が必要。
- ・オンデマンドバスを活用するといった貨客混載のためには、法規制の緩和が課題。
- ・スキームとしては、配達委託（宅配各社がNPO等を配達受託者として使用）と配達完了（宅配各社はNPO等に配達するまでで役務を完了し、NPO等がその先の配達を行う）が考えられる。それぞれ、配達完了入力、時間帯指定、不在時の取扱、配達原簿管理、契約、荷物の取扱範囲・責任、必要な案内・申出等、代金引換の取扱、保冷の取扱、集荷、イレギュラー貨物の取扱等の観点から検討が必要。また、住民ニーズ、現行の規制に捉えられない新しい領域への挑戦（貨客混載など）、ビジネスとしての継続性等への配慮も必要。【再掲】
- ・(株)大宮産業では、見守りを兼ねた運送や集配ができればもっと良いと考えている。【再掲】
- ・貨客混載について、2005～2006年に邑南町西部の日貫地区でデマンド型の輸送実験を行い、路線型と比べて走行距離や所要時間が倍程増えるわけでもなく、旅客と貨物の輸送を1台の車両で出来、利用者からは好評だった。

5. おわりに

(3) 取組の具体的事例等

①物流事業者の宅配と合わせて買物支援や高齢者の見守りサービス等を提供している等の事例に関する地方自治体へのアンケート結果

目次

	ページ
高齢者等の見守り・買物支援（北海道幌加内町）.....	2
高齢者等の見守り（北海道名寄市）.....	5
高齢者等の見守り（北海道美幌町）.....	8
高齢者等の見守り（北海道帯広市）.....	10
高齢者等の見守り・買物支援・給食サービス（北海道江差町）.....	13
高齢者等の見守り（青森県外ヶ浜町）.....	17
高齢者等の見守り（青森県黒石市）.....	20
高齢者等の見守り（岩手県大槌町）.....	23
高齢者等の見守り・買物支援（岩手県西和賀町）.....	26
高齢者等の見守り・リコール品回収（岩手県西和賀町）.....	29
高齢者等の見守り・道路の陥没等の見守り（茨城県大子町）.....	32
高齢者等の見守り（茨城県常陸太田市）.....	34
高齢者等の見守り（新潟県佐渡市）.....	36
高齢者等の見守り（福井県勝山市）.....	39
高齢者等の見守り（岐阜県八百津町）.....	42
高齢者等の見守り（静岡県吉田町）.....	45
高齢者等の見守り（愛知県犬山市）.....	48
高齢者等の見守り（愛知県扶桑町）.....	51
高齢者等の見守り（愛知県大治町）.....	53
高齢者等の見守り（三重県鳥羽市）.....	55
高齢者等の見守り・買物支援・給食サービス（奈良県五條市）.....	58
高齢者等の見守り（和歌山県九度山町）.....	62
高齢者等の見守り・買物支援・過疎地有償運送事業（岡山県津山市）.....	65
高齢者等の見守り・買物支援（岡山県真庭市）.....	69
高齢者等の見守り（広島県東広島市）.....	72
高齢者等の見守り（広島県熊野町）.....	74
買物支援（徳島県那賀町）.....	77
高齢者等の見守り（香川県高松市）.....	80
高齢者等の見守り（愛媛県大洲市）.....	83
高齢者等の見守り（福岡県嘉麻市）.....	86
高齢者等の見守り（長崎県島原市）.....	89

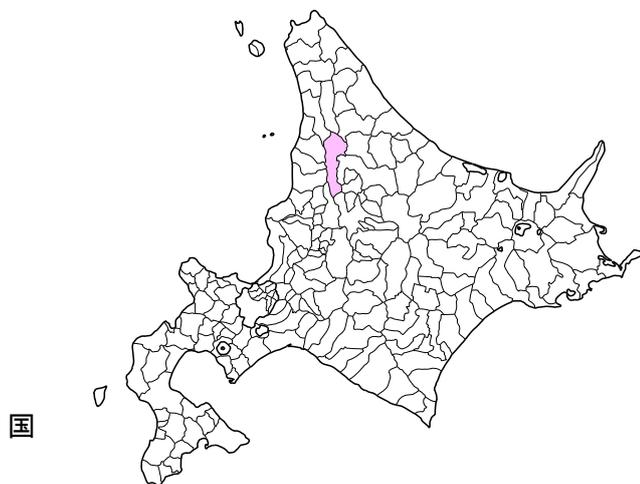
高齢者等の見守り・買物支援（北海道幌加内町）

○地域概要

幌加内町全体

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

総人口（人）	1,623
総世帯数（世帯）	816
総面積（km ² ）	767.03
65歳以上人口 （人）	618
高齢者比率（%）	38.1
就業者人口（人）	875



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

幌加内町北部地域

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

総人口（人）	230
総世帯数（世帯）	115
総面積（km ² ）	-
65歳以上人口 （人）	98
高齢者比率（%）	42.6
就業者人口（人）	-

○実施地域

幌加内町北部地区の 65 歳以上の世帯及び世帯主が障害者世帯

○背景

幌加内町全体でも商店が閉鎖し、とりわけ食料品の購入に不自由をきたしている状況がある。

北部地域は、幌加内町の中でも高齢化率が高く、高齢者が自分から出かけて町外まで買物に行くことはできない。買物支援サービスに加えて見守りの体制づくりは、住民の安心生活をサポートすることにもつながるため、町としても協働していきたい。

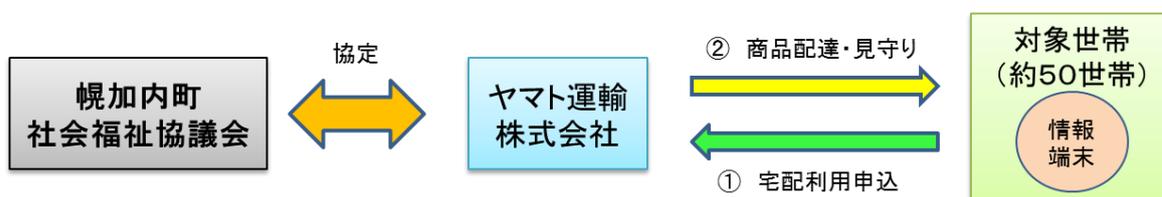
○取組にいたるまでの経緯等

平成 25 年 7 月にヤマト運輸と協定を締結し、買物支援及び高齢者見守り事業を行っている。

○提供している生活支援サービスの内容

対象世帯（北部地区の 65 歳以上の世帯）には、情報端末と商品カタログが配布され、端末に入力すると翌日の夕方に宅配される。また、この端末には「人感センサー」が内蔵されており、人体の動きの有無を町・社協・ヤマト運輸の PC で確認できる仕様となっている。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

町からの財政的支援は行われていない。

○取組の体制、リーダーシップ役

ヤマト運輸株式会社が、経済産業省の補助事業（地域自立型買物弱者対策支援事業）を実施する地域として幌加内町に協力依頼。ヤマトと町と社協が協定を締結し、事業運営をしている。リーダーシップ役はヤマト運輸株式会社。

○取組実績

買物支援：4件/4月 2件/5月 5件/6月 4件/7月 0件/8月
2件/9月 0件/10月 2件/11月 6件/12月 4件/1月
1件/2月
見守り：1件/4月 1件/5月 1件/6月 2件/7月 1件/8月
1件/9月 0件/10月 2件/11月 5件/12月 1件/1月
1件/2月

○利用者の声や地元協議会等における評価

利用者の感想は大変好評であり、利用頻度も高い。

○今後の方針、課題

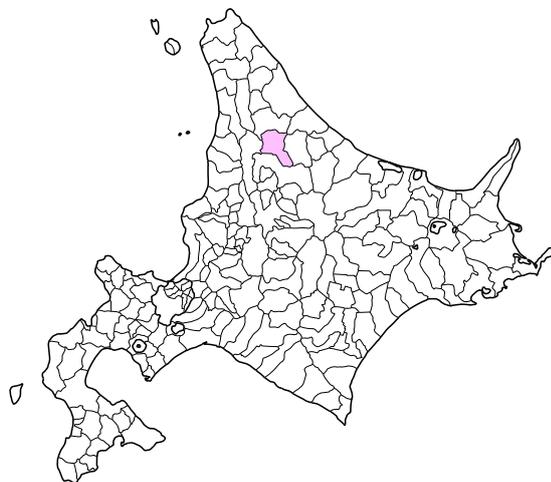
将来的には対象世帯の拡大も検討している。

高齢者等の見守り（北海道名寄市）

○地域概要

（平成 22 年 10 月 1 日現在）

総人口（人）	30,591
総世帯数（世帯）	13,348
総面積（km ² ）	535
65歳以上人口 （人）	8,227
高齢者比率（%）	26.9
就業者人口（人）	14,716



○実施地域

北海道名寄市全域

○背景

孤独死の報道が相次いであり、孤独死に対する関心が高まっていた。

当市においては、地域見守りネットワーク事業を始める前から町内会役員や民生委員・児童委員等を中心とした見守り活動が展開されているが、それでも、高齢者虐待や孤独死等の問題が発生しており、さらに体制を強化する必要があるため、生活関連事業者や物流事業者の協力を得て、さりげない見守りや困り事を発見するための仕組みを構築するその一環として、各事業者が日常業務を通じ、訪問先での異変に気付いたら市へ連絡する「名寄市地域見守りネットワーク事業」を立ち上げることにした。

○取組にいたるまでの経緯等

- ①平成 19 年度以降、地域包括支援センター内で、地域での見守りネットワークの構築の検討を行っていた。
- ②一人暮らし高齢者の孤独死が年間数件発生しているが、なるべく早期に発見することが必要。
- ③道内でも孤独死の報道があり、また、当市においても、新聞販売店等からの高齢者に関する相談が市に入ることがあり、特に異変に気づきやすい生活関連事業者にとっては、相談通報する先が明確になっている必要がある、また、異

変を発見しても、それは高齢者だけとは限らないため、地域全体を見守る必要があることを平成 24 年度に市健康福祉部内で検討した。

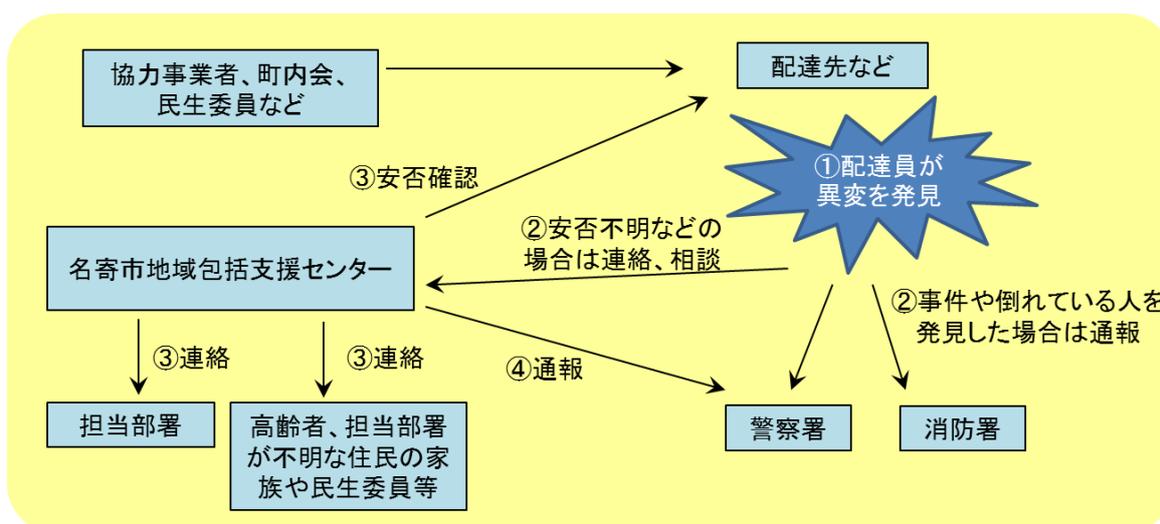
- ④相談先を一元化し、名寄市地域包括支援センターが窓口になり、必要に応じ担当部署につなげる。担当部署がない場合は、地域包括支援センターが担当にあたることとした。
- ⑤「名寄市地域見守りネットワーク事業」を立ち上げるため、訪問を主に行っている生活関連業者である、物流事業者（宅配事業）、郵便局、新聞販売店、プロパンガス協会等各事業所や介護サービス・障がい者サービス事業者、消防署、警察署等を訪問し、理解と協力を依頼するため訪問した。
- ⑥平成 24 年 11 月 29 日に上記事業を開始、生活関連事業者や物流事業者ら 12 事業者との協定締結式を執り行った。
- ⑦さらに、平成 26 年 12 月 16 日、新たに 3 事業者との協定を締結。今後も事業の拡大を図っていく。

○提供している生活支援サービスの内容

協力事業者等は日常業務を通じ、訪問先での異変に気付いたら市の包括支援センターへ連絡する。事件等の場合は警察署・消防に通報する。

包括支援センターは配達員等から連絡を受けた場合は、当該配達先住民の安否確認や担当部署への連絡を行う。また必要に応じて警察署・消防署に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

名寄市健康福祉部地域包括支援センターが事業の事務局となっている。

○取組実績

事業者からの安否不明の連絡は、事業開始から現在（平成 27 年 3 月 10 日）までで 3 件である。

一命を取りとめた方もおり、また遺体で発見されても死後 1 週間未満での発見であった。

○利用者の声や地元協議会等における評価

まだ評価等は受けていない。

○今後の方針、課題

協力事業者を拡大し、できるだけ早く異変に気づき、早期の対応ができる仕組みづくりを推進する。

協力事業者へステッカー等を配付する。

高齢者等の見守り（北海道美幌町）

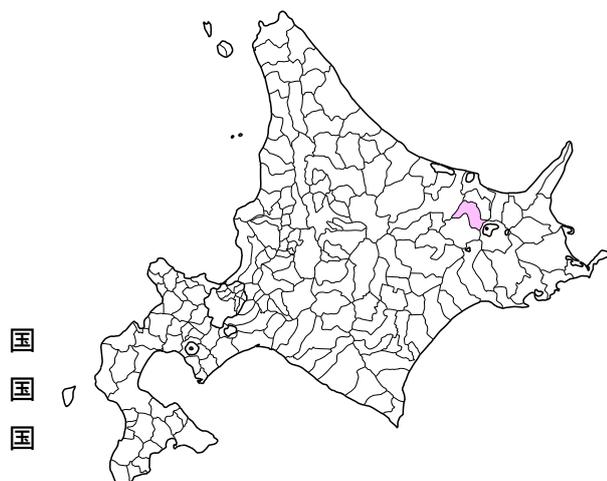
○地域概要

（2015年1月末日現在）

総人口（人）	20,830
総世帯数（世帯）	9,721
総面積（km ² ）	438.36
65歳以上人口（人）	5,950
高齢者比率（%）	27.6
就業者人口（人）	10,524

（出典：各市町村および国勢調査）

※国は、平成22年国勢調査（総務省統計局）より抜粋



○実施地域

北海道網走郡美幌町全域

○背景

美幌町内においては、平成25年までの過去3年間に7件の孤立死事例が発生している状況であり、今後も町内で高齢者等の要援護者が安心して暮らせるように、宅配事業者を含むライフライン事業者と見守り協定を締結した。

北海道美幌町は、平成25年9月にヤマト運輸株式会社等ライフライン事業者（計25社）と協定を締結し、高齢者見守り事業を行っている。

○取組にいたるまでの経緯等

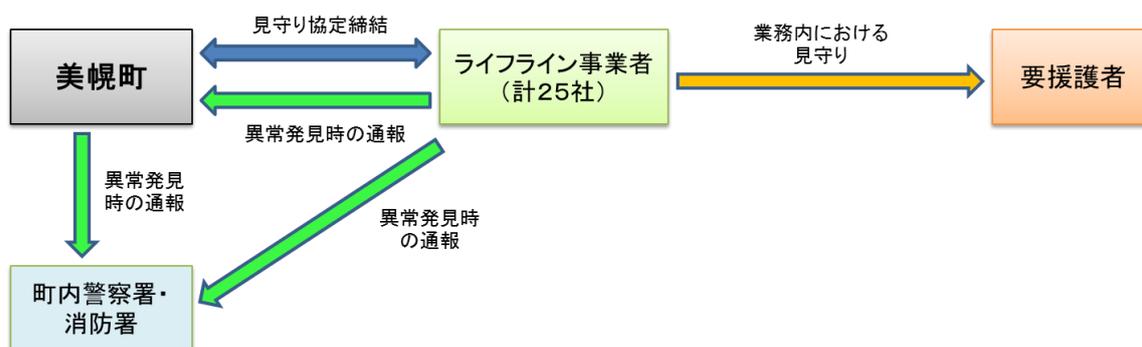
「美幌町地域見守り活動」に関する連携協定自体の取り組みでは協議会等の相談の場を設けていない。

提案がなされたのは、美幌町保健・医療・福祉ネットワーク推進委員会（以下「委員会」とする。）の会議の場でも出された1つの意見としてであった。委員会は、町の掲げる「美幌町保健・医療・福祉ネットワークシステム基本計画」に基づく具体的取り組みの検討および事業展開を図るために設置された。委員は、地域住民を始め、民間事業者、ボランティア団体、教育関係者など広範囲にわたって17箇所から選出、構成されている。

○提供している生活支援サービスの内容

協定締結事業者は、その業務の中で要援護者の異変に気づいた場合は必要に応じて町役場・警察署・消防署等の関係機関に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

上記でご説明した委員会での話し合いを受けて美幌町役場民生部保健福祉グループが主導となり各事業者様と協定を結んだ。

○取組実績

回答なし

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

○今後の方針、課題

今後ますます安否確認の必要な高齢者の増加が見込まれる中、町では地域に根ざした活動を行う事業者との協力関係のより一層の深化を模索している。

高齢者等の見守り（北海道帯広市）

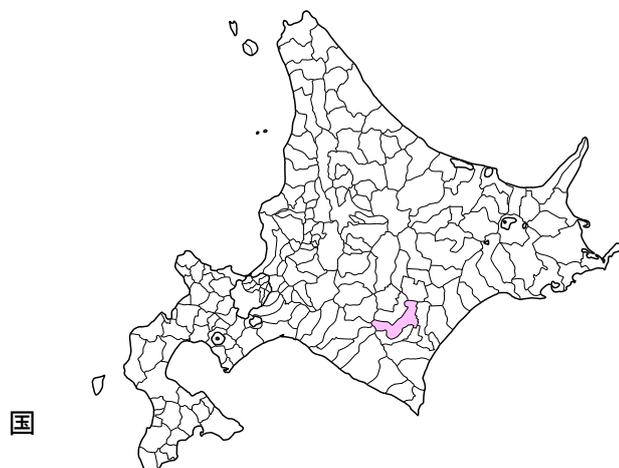
○地域概要

（平成 2015 年 1 月末日現在）

総人口（人）	168,789
総世帯数（世帯）	85,051
総面積（km ² ）	618.94
65歳以上人口 （人）	43,180
高齢者比率（%）	25.58
就業者人口（人）	79,662

（出典：住民基本台帳及び国勢調

査）



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

北海道帯広市内

○背景

高齢者の見守りを含む「きずきネットワーク」事業は、高齢者や障害者等が住み慣れた地域において安心して暮らし続けていけるように、地域における高齢者等の見守り体制の強化に向け様々な協力事業者等との連携を図ることを目的としている。

○取組にいたるまでの経緯等

帯広市では、これまで、高齢者など地域において何らかの支援を必要とする方が孤立することなく安心して暮らすため、保健福祉部を中心に関係各部局の「閉じこもりの予防」「安否確認」「緊急時」などに対応する業務を通じ、帯広警察署をはじめとした関係機関、民生委員の皆様や老人クラブの皆様などと連携し、地域見守り活動に取り組んできた。

しかし、これまでの取り組みをさらに強化発展させ、一人でも多くの人の SOS のサインを見逃さず支援につなげていきたいという思いから、保健福祉部内に設置している「市民のためのサービス向上委員会」が主催し平成 24 年 4 月以降「生活に困窮された方等の孤立死を防止する福祉の庁内ネットワークづくり会議」を数回開催し庁内連携を深め、また、民間事業者との協議を重ね協力体制を

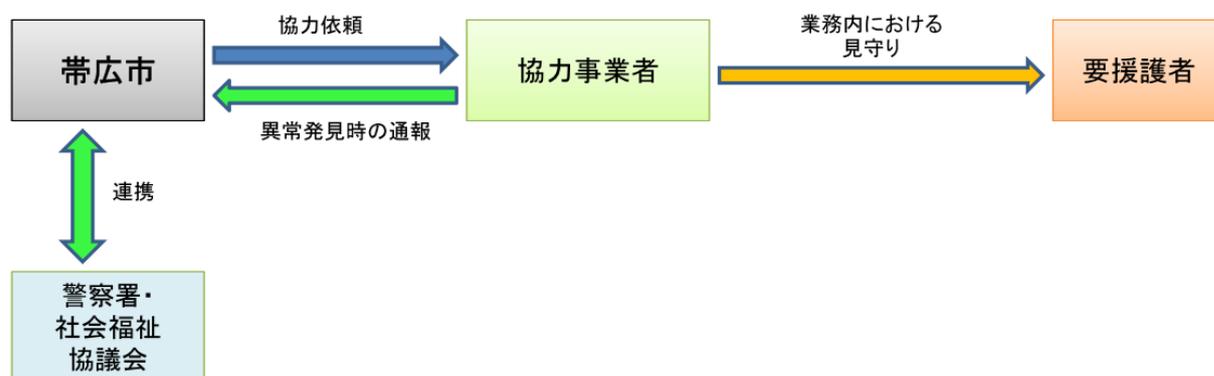
確認し、平成 24 年 11 月 8 日に『帯広市きづきネットワーク』を設立した。その後、年に 1 回「帯広市きづきネットワーク会議」を開催し、情報交換及び意志統一を図っています。平成 27 年 1 月末現在、39 の事業所・団体・機関が加入している。

※運輸関係では佐川急便株式会社北海道支店帯広営業所が平成 25 年 8 月 29 日に加入している。

○提供している生活支援サービスの内容

帯広市が協力を依頼している協力事業者がそれぞれの業務内において、要援護者の見守りを行い、異常発見時に帯広市に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

協力事業者等は、次に掲げる活動を行うとともに、緊急に対応が必要と思われる場合は、速やかに帯広市に連絡するものとする。

- (1) 日常の事業活動の中で、見守り活動を行なう。
- (2) 通常とは違う異変等に気づいた時は、別紙による相談先等を掲載したチラシを配付し情報提供を行う。
- (3) この事業による見守り活動の啓発を行う。
- (4) その他見守りに必要と思われるもの。

※きづきネットワークの事務局は帯広市保健福祉部高齢者福祉課。

○取組実績

緊急通報システム 784 台設置 (H27.1 現在)

一人暮らし高齢者訪問対象者数 867 人 (H26.12 現在)

配る食サービス対象者数 676 人 (H27.1 現在)

※きづきネットワークに加入している企業のうち、帯広市より事業委託をしているサービスを掲載。

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

○今後の方針、課題

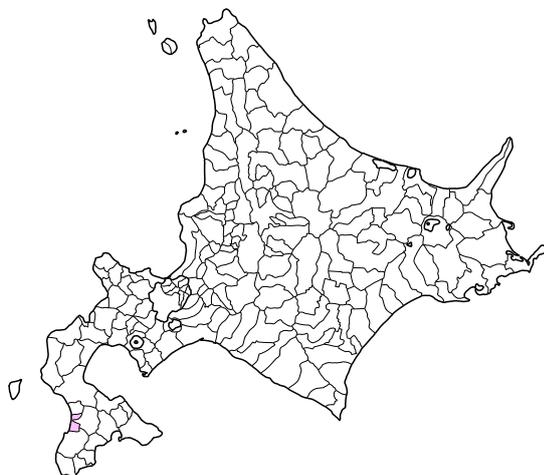
さらに多くの事業者等の加入を目指して、高齢者の見守りの目を増やしていきたい。高齢化の進展に伴い、市では地域に根ざした活動を行う事業者との協力関係のより一層の深化を模索している。

高齢者等の見守り・買物支援・給食サービス（北海道江差町）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 28 日現在）

総人口（人）	8,454
総世帯数（世帯）	4,415
総面積（km ² ）	109.59
65歳以上人口 （人）	2772
高齢者比率（%）	32.79
就業者人口（人）	3,918



○実施地域

北海道檜山郡江差町全域

○背景

1. 買物支援について

一人暮らしや老夫婦世帯の高齢者にとって買物は、日常生活を在宅で営む上でなくてはならない生活の一部である。江差町でも、高齢化率30%を超え、歩いてスーパーや商店などに出向けない方が増え、コープさっぽろで実施している宅配販売の「トドック」の利用率は年々増加傾向にある。このような中、平成24年7月にはコープさっぽろより、当町に対して見守り活動の協力体制構築の提案があった。この取組みは、当町が目指す、見守り支え合い活動と志を同じくすること活動であることから、より一層の関係を構築するために平成26年3月に協定を締結することとなった。

2. 高齢者等見守りについて

当町では、平成23年度から平成24年度にかけて、5名の方が自宅で看取られずに亡くなられた。北海道が推進した既存の「徘徊・見守りSOSネットワーク」はあったが、関係機関の登録のみに留まり、機能的な活動にまで結びつくに至らなかった。

当町でも認知症高齢者、高齢者虐待などといった高齢者を取り巻く環境や課題が多種多様化し、東日本大震災以降は災害時要援護者支援といった新たな課

題が生じており、町民の命を守り、誰もが安心して安全に暮らす町づくりがますます求められるようになった。

そこで、関係機関・団体・事業所などが互いの日常業務の中で、高齢者などの「気がかりになること」や「異変」に気づいたときには、迅速に相談や対応ができる仕組みを再構築するため、平成25年12月に「江差町高齢者見守り支え合いネットワーク・チーム江差」をスタートさせた。

3. 給食サービスについて

当町では、シルバーいきいき活動支援事業の一環として、配食サービス事業を実施している。食事調理が困難なおおむね65歳以上の単身者および老夫婦世帯で自立度2の者、要支援および要介護認定者の方に対して週2回の配食（昼食）サービスを1回あたり350円で実施している。

また、町内にあるNPO法人で配食サービスを週2回（夕食）1食450円で実施し、障がい者施設が母体の社会福祉法人も料金は450円で（朝食・昼食・夕食）希望の時間帯に配食サービスを実施している。

○取組にいたるまでの経緯等

2. 高齢者等の見守りについて

平成25年12月に町内55団体、組織、事業所などに案内し説明会を開催した。内容は、「孤立死DVD」観賞、「チーム江差」の概要説明、意見交換会を行い、参加協力依頼の結果、平成26年1月には23団体から参加承諾を頂いた。更なる広報活動の結果、平成26年3月には70団体から承諾を頂き、参加協力団体が拡大した。これを受けて同月に19カ所の関係機関からなる代表者会議を開催し、今後の取組みについて意見を集約してきたところである。

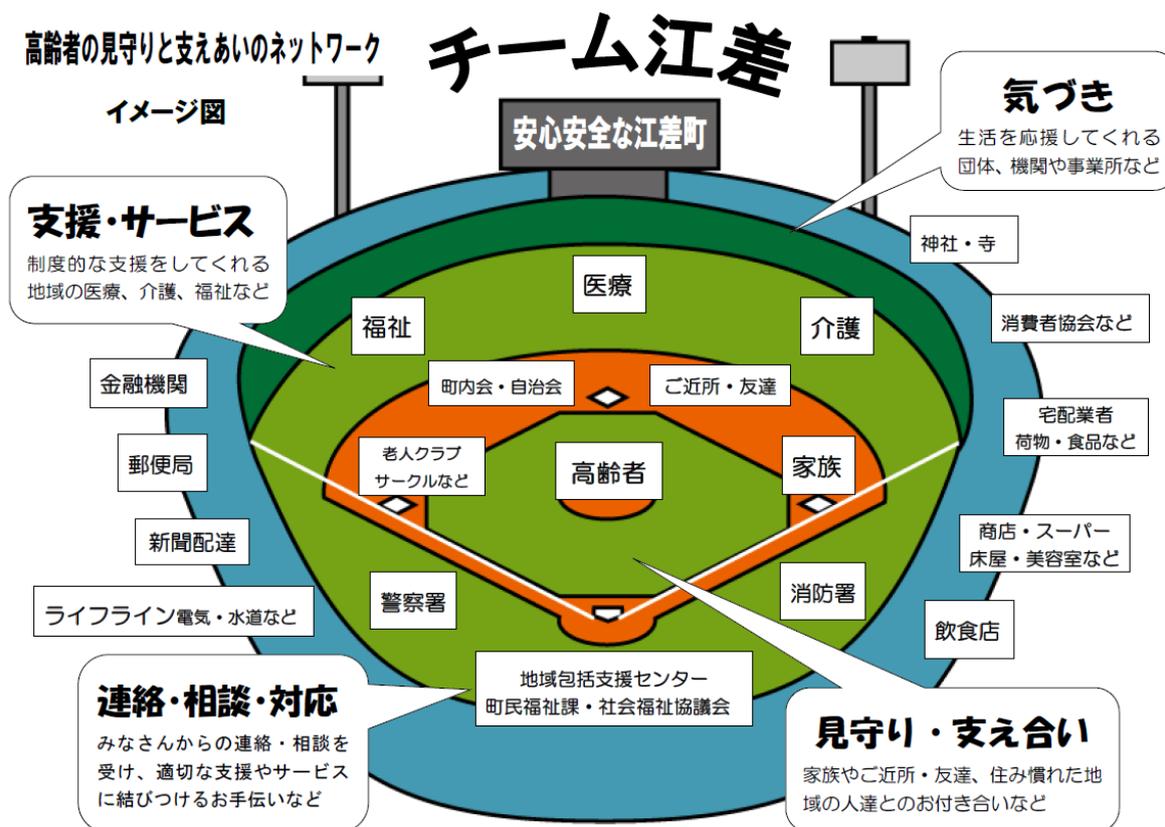
その後、更なる定着化に向け、町内商工会登録の269カ所の商店にも呼びかけ、現在129カ所の関係機関及び団体、医療・介護・ライフライン・宅配業者・公共交通機関、町内商店に参加協力承諾書を頂いて見守り活動を行っている。

平成27年3月にも今後の具体的見守り体制・行方不明時初動体制や安否不明時の通報・確認方法について、代表者会議で話し合われる予定となっている。

○提供している生活支援サービスの内容

関係機関・団体・事業所などが互いの日常業務の中で、高齢者などの「気がかりになること」や「異変」に気づいたときには、地域包括支援センター・町民福祉課・社会福祉協議会に連絡・相談し、当該機関が対応する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

高齢者等の見守り体制づくりについては、町直営の地域包括支援センターが中心となり進めているところだが、買物支援や法人・NPOで実施している配食サービスについては、それぞれの団体が独自で実施しているところであり、個々が独立してサービス体系をつくった形となっている。

○取組実績

買物支援、NPO・法人が行う配食サービスについては、実態調査は行っておらず当町では確認していない。

高齢者等見守りについては、26年度実績は現在まで2件の通報があり、いずれも地域包括支援センターが窓口となり対応している。

○利用者の声や地元協議会等における評価

実態調査は実施しておらず、確認できていない。

○今後の方針、課題

高齢者の多くは、商品を見て買いたいという希望を持っている。そういう部分で対応可能な商店やスーパーなどが協力できる体制を構築していくことができるよう行政として、必要度を数値的に把握し、提案していくことが直近の課題となる。

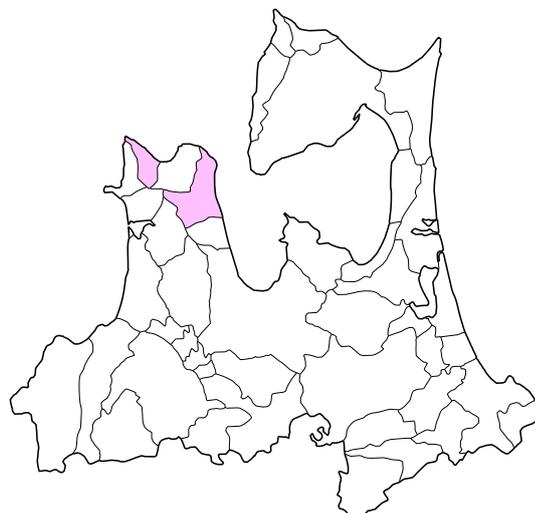
また、見守り体制については、参加協力承諾を頂ける関係機関等を1カ所でも増やし、町全体で見守りできる環境を進めていくことが必要と考えている。そのためにも、協力頂ける関係機関等に対して、定期的な意見交換や研修の場の提供を実施し、実際の異変発生時に迅速に対応できる活動体制の構築を目指している。

高齢者等の見守り（青森県外ヶ浜町）

○地域概要

（平成22年10月1日現在）

総人口（人）	7,089
総世帯数（世帯）	2,789
総面積（km ² ）	229.92
65歳以上人口 （人）	2,819
高齢者比率（%）	39.8
就業者人口（人）	2,965



○実施地域

青森県外ヶ浜町全域

○背景

青森県の少子・高齢化や人口減少は、全国を上回るスピードで進行しているが、このなかでも外ヶ浜町は高い水準で少子高齢化や人口減少が進行している。

地域福祉の分野では民生委員や住民ボランティアが高齢者世帯等の見守りをはじめとした地域福祉活動を展開しているが、今後はこうした担い手の高齢化も課題になっていくと考えられている。人口減少社会下にあって、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現できるよう、「地域福祉力」を向上させ、福祉の視点からの地域コミュニティ再構築を図る必要がある。そのため、従来の地域内での支え合いに加え、地域を訪れる事業者に、地域福祉活動の一つ「見守り活動」に参加してもらいたいと考え、「地域見守り隊」の活動を進めることになった。

○取組にいたるまでの経緯等

平成23年度、青森県は平成23年度県重点事業「人口減少社会に対応した生活支援体制構築事業」として、当町をモデルに「地域見守り隊」による活動体制の構築を提案した。

町は県と見守り隊である事業者と連携を取って活動の準備を進め、平成23年11月より活動を開始し、現在に至る。

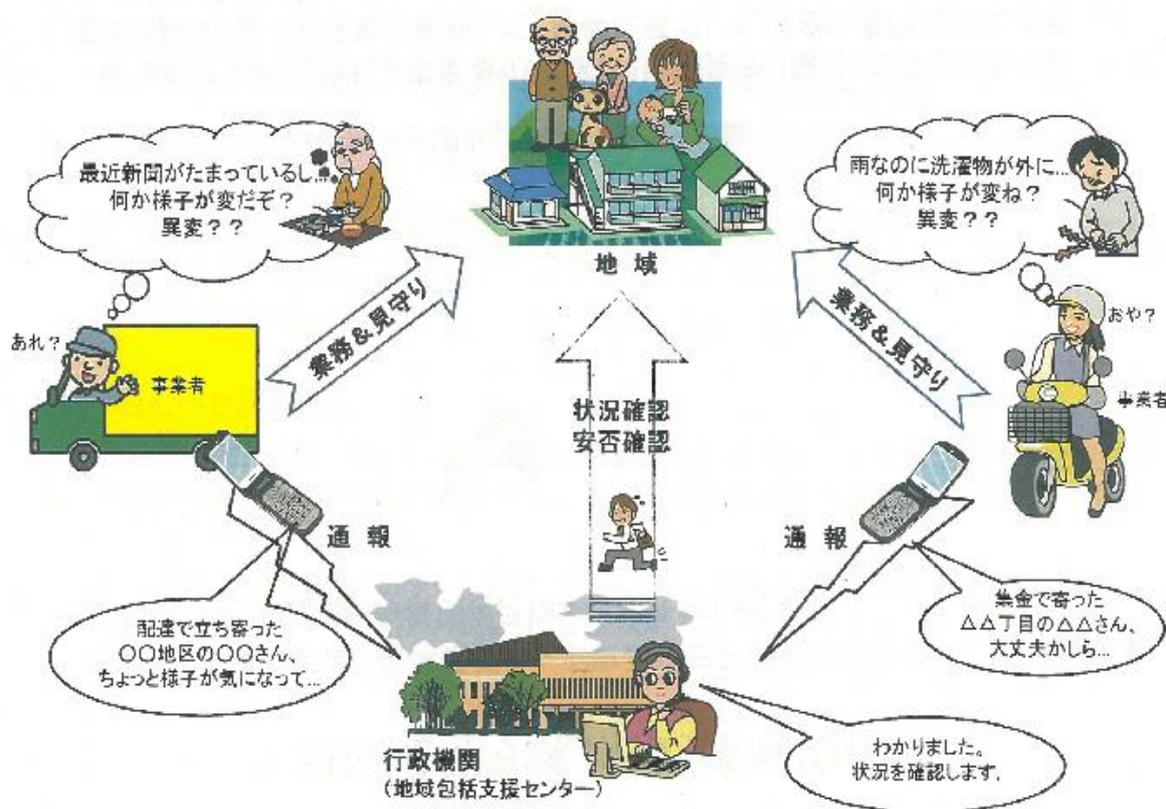
○提供している生活支援サービスの内容

地域見守り隊事業者は業務内で見守りを行い、「最近新聞がたまっている」「雨なのに洗濯物が外に出ている」といった異変を察知した場合は地域包括支援センターに通報し、当該センターが状況確認、安否確認を行う。

○事業スキーム

地域見守り隊事業者から行政機関（地域包括支援センター）へ状況を連絡→行政機関が確認

「地域見守り隊」活動体制のイメージ



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

町が主体となり、県や協力事業者（地域見守り隊）と連携を取り事業を実施することで、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを推進している。

○取組実績

平成23年度、24年度：1件

平成25年度、26年度：0件

○利用者の声や地元協議会等における評価

実績が少ないため、利用者の声を聞くことができなかった。

○今後の方針、課題

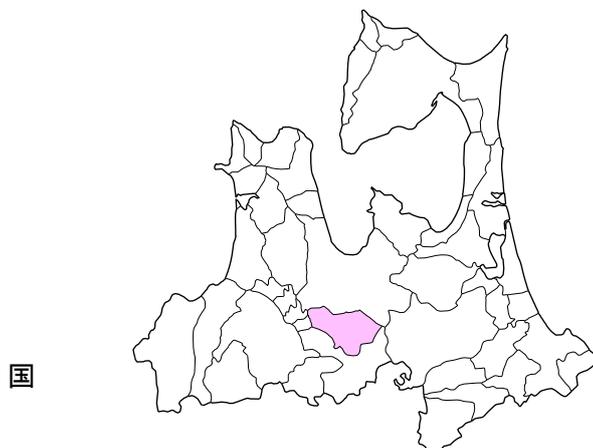
実績を増やすために、地域見守り隊（締結事業所）に対するPR活動の強化などが課題として挙げられている。

高齢者等の見守り（青森県黒石市）

○地域概要

（平成 27 年 1 月末日現在）

総人口（人）	35,363
総世帯数（世帯）	13,528
総面積（km ² ）	216.96
65歳以上人口 （人）	9,968
高齢者比率（%）	28.19
就業者人口（人）	17,648



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

黒石市全域

○背景

青森県黒石市は、一人暮らしの高齢者の見守りと地域からの孤立及び孤独死を防ごうと、ヤマト運輸と協力して平成 25 年 4 月から「高齢者見守り宅配便事業」を開始した。

○取組にいたるまでの経緯等

最初は、緊急通報装置の機種変更で、M2M テクノロジーズ(株)の機種に買物支援としてごようききボタンが有り、その配達にヤマト運輸(株)が参加していた。しかし、買物支援の要望が少ないため、ヤマト運輸(株)と本市で新たな見守り事業ができないかと打合せを繰り返し、本事業となった。

○取組実績

平成 25 年度実績：野辺宅配世帯数 10,865 世帯

○利用者の声や地元協議会等における評価

事業を開始して 2 年が過ぎようとしているが、一人暮らし高齢者に事業が浸透して来ている。高齢者からの問い合わせ等は、少なくなっている。

○今後の方針、課題

黒石市としては、全戸漏れなく安否確認ができ、「高齢者の孤立と孤独死防止」強化につなげたいとしている。

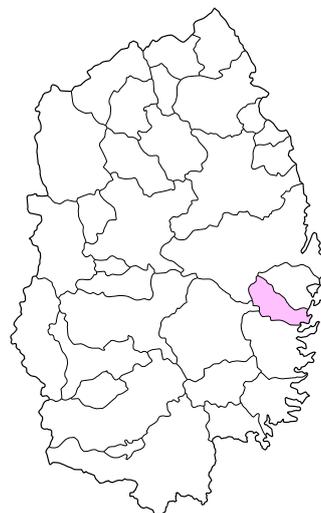
65 歳を過ぎたばかりの高齢者にまだ見守られる年ではないとして、辞退者が多い。また、投函件数が、予想より多く、電話での安否確認、民生委員への訪問依頼等の事務処理が多いと感じる。

高齢者等の見守り（岩手県大槌町）

○地域概要

（平成 27 年 3 月 1 日現在）

総人口（人）	12,531
総世帯数（世帯）	5,404
総面積（km ² ）	-
65歳以上人口 （人）	4,191
高齢者比率（%）	33.4
就業者人口（人）	-



○実施地域

岩手県 大槌町 全域

○背景

当町では高齢化が進行している。

また、東日本大震災により在宅から仮設住宅、災害公営住宅といった移り変わりにより、コミュニティ形成が不安定となっている。

その中で、高齢者が安心して安全に暮らすことが出来るよう、民間事業者の協力を得、見守りの目を増やし、高齢者に対する専門職種の迅速な介入を目指し、大槌町高齢者等見守りネットワーク事業「おおつち愛・あいネット」をスタートさせた。

○取組にいたるまでの経緯等

震災後から仮設入居者が増加。

生活支援相談員の訪問や、各仮設団地に支援員を配置する等の取組みを取っていたが、認知症状のある高齢者への対応等、問題が複雑化しており、見守り支援の強化について地域ケア会議等で意見が出されていた。

それに加え、民間事業者から、配達に併せた高齢者の見守りを行いたいとの提案もあり、平成 26 年度から、岩手県の補助を受け事業を実施。

○提供している生活支援サービスの内容

地域住民が、日常の生活や仕事の中で、高齢者の「ちょっと気がかり」なことに気づいたときに地域包括支援センターへ連絡することで、地域の高齢者を見守る。

地域包括支援センターに配置されている専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が対応し、必要な支援に繋ぐ。

○事業スキーム

おおつち愛・あいネット

住民・民間事業者・商店など



日常での見守り

おおつち愛・あいネットとは・・・

地域の皆さまが、日常の生活や仕事の中で、高齢者の「ちょっと気がかり」なことに気づいたときに地域包括支援センターへご連絡いただくことで、地域の高齢者をゆるやかに見守っていくものです。

地域包括支援センターに配置されている専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が対応し、必要な支援に繋がります。

愛のある目（アイ）で見守りを！

いつもと違った感じがする・・・
何か様子に変だな・・・



洗濯物が何日も干したまま

郵便受けに貯まったまま

具合が悪そうに見える

何度訪問しても
応答がない

報告

連絡

対応

大槌町地域包括支援センター



保健師

主任ケアマネジャー

社会福祉士

専門分野を生かして「チーム」で支援します

○自治体等からの財政的支援

補助制度名	補助主体 (県・市等)	補助対象	補助額もしくは補助率	補助内容
地域支え合い体制づくり事業費補助金(東日本大震災における被災者生活支援事業)	岩手県	大槌町	10/10	事業費等

○取組の体制、リーダーシップ役

民間事業者：異変を察知した場合、地域包括支援センターへ連絡、必要に応じ救急要請

地域包括支援センター：連絡があった場合、専門職種による迅速な対応

○取組実績

平成26年10月22日(第1回 協定締結 18者)

平成27年2月20日(第2回協定締結 12者)

連絡、相談件数 2件

○利用者の声や地元協議会等における評価

実際に見守りを事業者より、「今まで相談等をされてもどこへ報告すればよいかわからず困っていたので助かる」、「今後を見据えた良い取り組みだと思ふ」との声。

(実施して日が浅いため、見守られる側の町民の声は現段階でなし。)

○今後の方針、課題

- ・見守りの目の増加
- ・情報を共有するための連絡会等の定期開催
- ・見守る側(事業者)のスキルアップ、それを目的とした研修会の開催

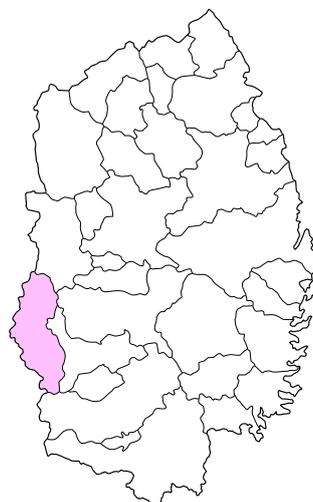
高齢者等の見守り・買物支援（岩手県西和賀町）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 28 日現在）

総人口（人）	6,247
総世帯数（世帯）	2,379
総面積（km ² ）	590.78
65歳以上人口 （人）	2,751
高齢者比率（%）	44.0
就業者人口（人）	3,328

（出典：住基人口および国勢調査）



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

西和賀町全域

○背景

岩手県西和賀町は高齢化率が 40%を超え、広域的な地域に住民が点在することから、特に自己移動手段が十分でない過疎地の一人暮らしの高齢者は買物不便を強いられ、住み慣れた地域で生活を維持することが極めて困難な状況になっていた。

○取組にいたるまでの経緯等

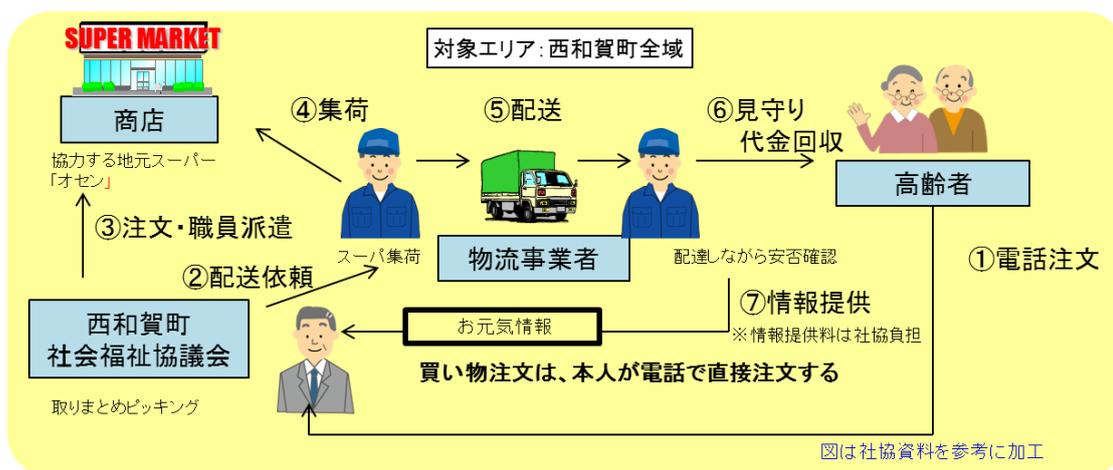
西和賀町社会福祉協議会では、平成 21 年度より国庫補助事業の指定を受け高齢者が直面する生活課題を把握しながら、支援づくりをすすめ、民間企業 2 社と協働し、平成 21 年 9 月から買物支援サービス「まごころ宅急便」を西和賀町に住む 65 歳以上の独居高齢者を対象にスタートさせた。

豪雪地帯で交通アクセスが極めて悪い過疎地において、近くに買物できるお店が無くなってしまった。さらに車の運転が出来ないために買物が出来ないような人のために開発されたシステムであり、併せて、配達ドライバーによる見守り情報（お元気情報）をファクシミリにより社協へ知らせてもらうことで、より広範囲な見守り体制を築くことに繋がる。

○提供している生活支援サービスの内容

西和賀町に住む 65 歳以上の独居高齢者を対象に、西和賀町社会福祉協議会を経由して地元スーパーに電話注文された商品を物流事業が集荷・配達し同時に見守りも行う。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

自治体負担あり。

○取組の体制、リーダーシップ役

西和賀町社会福祉協議会の主導により、高齢者が直面する生活課題を把握しながら、支援づくりをすすめ、民間企業 2 社と協働してサービスの仕組みをつくった。

社会福祉協議会はトラブル対応と買物内容のチェックという 2 つの重要な役割を担っている。

トラブル対応について、認知症の高齢者からの依頼では、配送しても注文したことを忘れていて引き取ってもらえない場合があり、その際はその商品を社会福祉協議会の職員が購入する。スーパーや運送業者にそういった役割を担わせるわけにはいかない。

買物内容のチェックについて、高齢者からの注文の際に、その高齢者に代金の支払能力があるかどうかのチェックや、対象家庭の構成人数に対して多すぎる注文などがないように調整するといった役割がある。

○取組実績

対象の高齢者が 25 名

各対象者が 7～10 日に一度注文 → 75～100 件/月

○利用者の声や地元協議会等における評価

利用者からは「家まで商品が届き便利で本当にありがたい」などの評価を得ている。

○今後の方針、課題

今後の課題としては、自治体への水平展開、財源の問題（自治体負担ではなく、高齢者負担）などがある。

商品等の支払方法としてスイカのように先にお金をチャージする仕組みができないかを検討している。

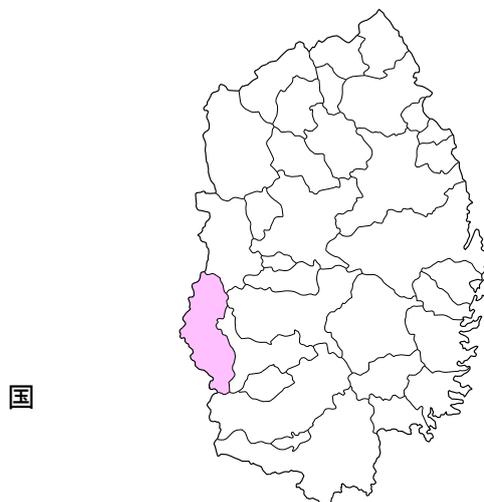
高齢者等の見守り・リコール品回収（岩手県西和賀町）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 28 日現在）

総人口（人）	6,247
総世帯数（世帯）	2,379
総面積（km ² ）	590.78
65歳以上人口 （人）	2,751
高齢者比率（%）	44.0
就業者人口（人）	3,328

（出典：住基人口および国勢調査）



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

岩手県和賀郡西和賀町全域

○背景

ヤマト運輸が進めている「新しい生涯生活支援モデル」の一つとして、平成 25 年 10 月から「まごころリコール宅急便事業」を始めた。

○取組にいたるまでの経緯等

高齢化と人口減が顕著に進む地域においては、地域に点在する独居高齢者等の安否確認や生活上（健康上）の変化をつぶさに把握し的確、且つ機能的に対応することが求められている。

しかし、過疎化の進行や人口減少により同居家族の減少、近隣の見守り体制の弱体化が進行し何気ない変化にも気づかない、訴えのサインの見逃しが重大な事故に繋がった事案が散見される。このような中、行政や社協などの公的機関だけでは多くを把握することは困難であり、地域住民に多くを期待することも厳しくなる現状がある。

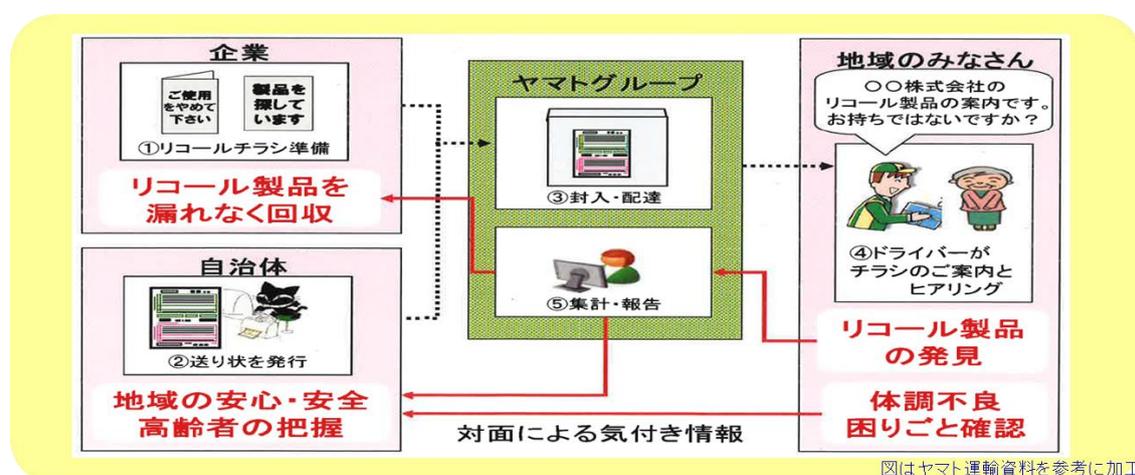
このような時に、標記事業を実施することで、ドライバー等による訪問活動や日常会話を行うことで、より多くのチェック体制（身体機能の低下、失禁等に見られる介護度の低下、ゴミ屋敷状態）が強化されるとともに、地域の広範囲に動くセンサー機能を張り巡らすことで、孤立や孤独死、病状の重篤化をいくらかで

も軽減することに繋がると考え、要援護者リスト等の提供など事業の推進に積極的に協力支援してきた。

○提供している生活支援サービスの内容

事業内容は、リコール製品の回収事業に関わることにより「高齢者見守り事業」の行政の財源及びマンパワー不足、並びにリコールメーカーの回収率向上に対処するものである。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

回答なし

○取組実績

リコール品を6件発見、体調不良者1名を確認するなどの効果があった。(リコール製品の新聞広告によるレスポンスは0.006%、体面によるレスポンスは2.2%)

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

○今後の方針、課題

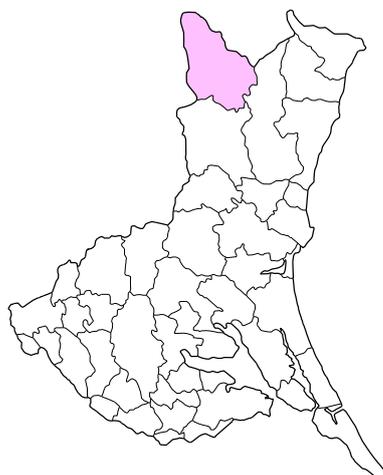
今後、県内に事業を拡大したい。また、隣県の秋田県湯沢市でも、平成 27 年 4 月から実施する予定である。課題としては、自治体に一つ一つ提案、説明して回る必要があり、スピード展開できないこと。

高齢者等の見守り・道路の陥没等の見守り（茨城県大子町）

○地域概要

（平成 27 年 3 月 1 日現在）

総人口（人）	18,987
総世帯数（世帯）	7,614
総面積（km ² ）	325.78
65歳以上人口 （人）	7,374
高齢者比率（%）	38.84
就業者人口（人）	-



○実施地域

茨城県久慈郡大子町全域

○背景

当町は、少子高齢化が急速に進行しており町の現状と今後の状況を考えると、地域全体で様々なつながりの中から見守りをしていかなければならない。そのため、一人暮らしの高齢者、障害者、子ども等地域社会で支援する必要があると思われる者の生活状況を見守る活動について、ご協力いただける各事業所と「見守り活動への協力に関する協定」を締結する流れとなった。

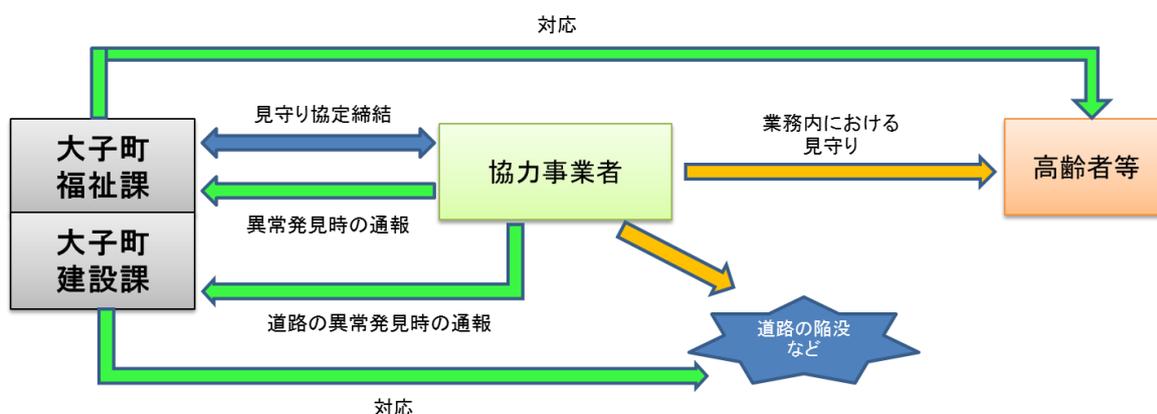
○取組にいたるまでの経緯等

福祉課にて、町内の事業者及び町内で業務を行っている事業者をピックアップし各事業所へ見守り活動の説明と協力の依頼を行った。

○提供している生活支援サービスの内容

協力事業者は業務内で高齢者等の見守りを行い異常があれば大子町福祉課に通報する。また、業務内で道路の陥没等の異常を発見した場合は、大子町建設課に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

町福祉課が取りまとめを行っている。

○取組実績

高齢者宅の異常について連絡 1件/平成26年度

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

○今後の方針、課題

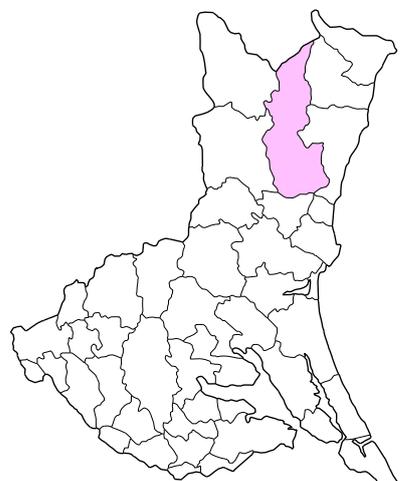
事業の周知及び拡充を図っていく。

高齢者等の見守り（茨城県常陸太田市）

○地域概要

（平成 27 年 3 月 1 日現在）

総人口（人）	55,346
総世帯数（世帯）	21,523
総面積（km ² ）	371.99
65歳以上人口 （人）	17,749
高齢者比率（%）	32.07
就業者人口（人）	26,790



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

茨城県常陸太田市全域

○背景

高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、多方面からの協力による日頃の見守り体制の強化を図るため、平成 24 年 12 月に「高齢者等の見守りに関する協定」を市内事業者と締結した。各事業者においては、各々の業務に支障のない範囲で見守り支援に協力してもらう。また、緊急時には、消防署及び警察署への通報をしてもらう。

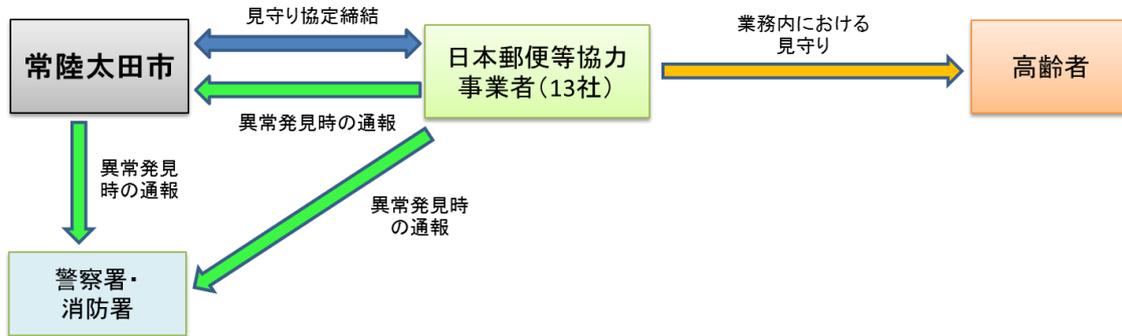
○取組にいたるまでの経緯等

常陸太田市高齢福祉課から市内事業者へ打診をし、日本郵便株式会社を含む 13 事業者の協力を得て、実施する運びとなった。

○提供している生活支援サービスの内容

日本郵便等協力事業者が業務内で高齢者を見守りを行い、異常を発見した場合は常陸太田市に通報する。緊急の際には警察署や消防署に直接通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

常陸太田市高齢福祉課から打診をし、日本郵便株式会社の協力を得て、実施する運びとなった。

○取組実績

見守りの件数については、郵便配達回数によるもので、とくに集計等はない。

○利用者の声や地元協議会等における評価

緊急時の連絡体制の一つとして、評価を得ている。

○今後の方針、課題

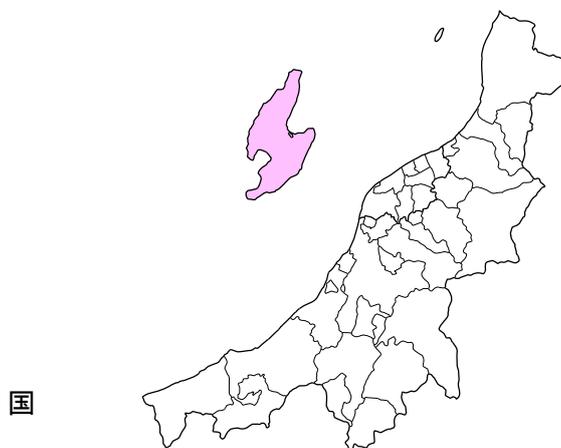
事業者の協力を得ながら、今後も引き続き実施していく。

高齢者等の見守り（新潟県佐渡市）

○地域概要

（平成 26 年 9 月 30 日現在）

総人口（人）	59,872
総世帯数（世帯）	24,424
総面積（km ² ）	855.31
65歳以上人口 （人）	23,253
高齢者比率（%）	38.8
就業者人口（人）	31,746



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

新潟県佐渡市全域

○背景

佐渡市が存する佐渡島は、沖縄本島に次ぐ大きな島で、総面積が 855km²と東京 23 区の約 1.4 倍ある。本土から佐渡へは、新潟港などからカーフェリーや高速船が運航しており、島内は主にバス路線が島民や来島者の足になっている。

平成 16 年 3 月 1 日に島内の 1 市 7 町 2 村が合併し、一島一市の『佐渡市』が誕生した。人口は、最も多かった昭和 25 年（1950 年）には約 12 万 5 千人あまりであったが、平成 27 年（2015 年）1 月の推計人口は、約 5 万 8 千人と半数以下に減少しており、過疎化が進んでいる。65 歳以上の老年人口は約 2 万 3 千人、高齢化率は 39.9%となっており、新潟県平均の 29.3%と比較すると高齢化率が非常に高くなっている。また、平成 22 年国勢調査では市内の高齢者世帯は約 1 万 5 千世帯あり、全世帯数の 62.6%を占め、県内 20 市で 2 番目に高くなっており、このうち単身世帯数は 3,440 世帯で 14.5%と、高齢化に対する地域活動の重要性が増している。

このような背景のもと、同市では平成 26 年 9 月に新潟県総合生協と、また同年 11 月にはヤマト運輸株式会社と「地域見守り連携協定」を締結し、配達事業者が業務中に、市民の方の異変等に気づいたり、異変を発見した際に、対象・異変に応じて関係機関へ直接連絡することにより、より迅速に支援へ繋げる見守り体制を整備している。

- ① 緊急の場合 ⇒ 警察・消防
- ② 児童及び若者の場合 ⇒ 子ども若者相談センター
- ③ 高齢者の場合 ⇒ 担当地域の地域包括支援センター
- ④ その他の場合 ⇒ 佐渡市役所高齢福祉課

○取組にいたるまでの経緯等

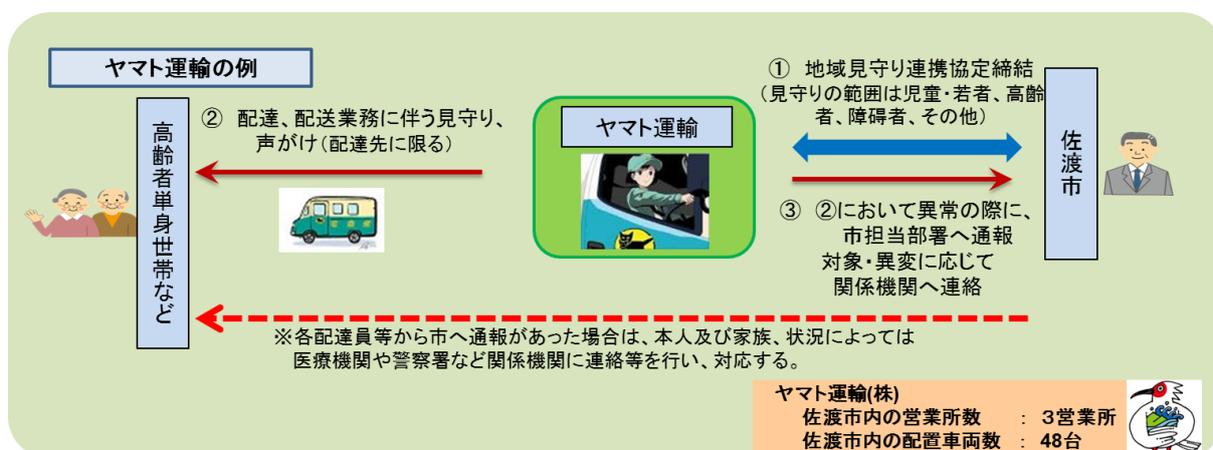
- ・取り組みについては、事業者の社会貢献への意欲と佐渡市の高齢化、独居高齢者世帯の増加等の現状が一致した。
- ・「地域見守り連携協定に関する説明会」（平成 26 年 10 月 15 日開催）
- 【メンバー】ヤマト運輸(株)、新潟県総合生協、佐渡東警察署、佐渡西警察署、佐渡消防本部、子ども若者相談センター、佐渡東地域包括支援センター、佐渡西地域包括支援センター、佐渡中地域包括支援センター、佐渡南地域包括支援センター、高齢福祉課
- ・年間 1～2 回開催し、情報交換を行う。

○提供している生活支援サービスの内容

運送会社による配達、配送業務に伴う見守り、声かけ（配達先に限る）を行い異常の際は、市担当部署へ通報。

各配達員等から市へ通報があった場合は、本人及び家族、状況によっては医療機関や警察署など関係機関に連絡等を行い、対応する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

自助・共助・公助に民間事業者も含めた「地域の見守り体制」の構築を図っていく。市と各事業者との話し合いにより、より良い仕組みづくりをつくっていく。

○取組実績

今のところ異変の報告は無い。

○利用者の声や地元協議会等における評価

この件についての調査、懇談等がない。

○今後の方針、課題

事業者は、協定の趣旨を職員等に十分周知させ、日常業務に支障のない範囲において可能な協力を行う。

高齢者等の見守り（福井県勝山市）

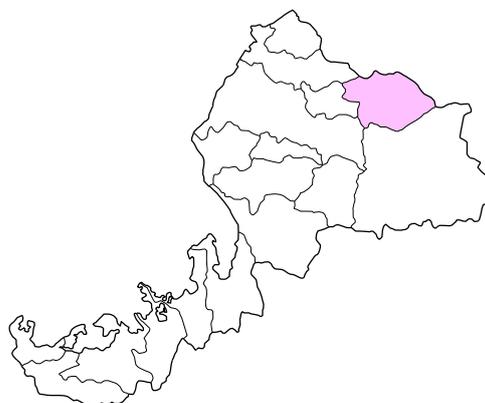
○地域概要

（2015年1月末日現在）

総人口（人）	24,859	
総世帯数（世帯）	8,100	
総面積（km ² ）	253.68	国
65歳以上人口（人）	7,739	国
高齢者比率（%）	30.4	国
就業者人口（人）	12,833	国

（出典：各市町村および国勢調査）

※国は、平成22年国勢調査（総務省統計局）より抜粋



○実施地域

勝山市全域の高齢者約8,089世帯（年齢に限定無し）

○背景

高齢化、高齢者のみの世帯が増加する勝山市で、高齢者がSOSの発信や必要なサービスの情報が得にくい状況がある。また、地域のつながりも少しずつ希薄になってきており、高齢者の見守り活動の必要性を感じており、これまでも一部の地域でモデル的に高齢者見守り組織の立ち上げに取り組むなど、見守り活動を推進してきた。しかし、勝山市は共働き世帯が多く、日中は高齢者のみが家にいる状態であり、見守りの担い手が少ない状況で、見守り組織にも限界があると気づき、効率的に見守りを行うには民間事業所等との協力が不可欠と考え、地域見守り協定に着手した。

○取組にいたるまでの経緯等

福井県民生協より見守り協定の提案があり、勝山市では上記の課題を持っていたため、これを機に地域の事業所に呼びかけ、複数の事業所と地域見守り協定を結ぶに至った。

○自治体等からの財政的支援

市からは財政的支援は行われていない。事業者に特に負担を求めるものではない。

○取組の体制、リーダーシップ役

特になし

○取組実績

高齢者見守りの異変連絡 平成 25 年 11 月～平成 27 年 2 月末現在 12 件

○利用者の声や地元協議会等における評価

協定事業所から、「以前から気になる高齢者はいたがどこに連絡していいかわからなかったが、窓口がはっきりしてありがたい」との声がある。

○今後の方針、課題

地域見守り協定事業所を拡大していく。

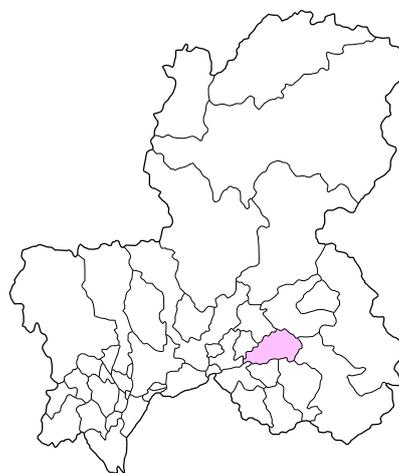
事業所への認知症に関する知識の普及等をしていきたい。

高齢者等の見守り（岐阜県八百津町）

○地域概要

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

総人口（人）	11,869
総世帯数（世帯）	4,330
総面積（km ² ）	129.66
65歳以上人口 （人）	4,119
高齢者比率（%）	34.70
就業者人口（人）	5,718



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

岐阜県加茂郡八百津町全域

○背景

平成 24 年 4 月現在の高齢化率は 33.53%で年々増加しており、配慮を要する高齢者や障がい者等が住みなれた地域でいつまでも安心して自立した暮らしができるように行政と協力団体が地域と連携して、ネットワークを形成し、地域全体で要配慮者を見守る体制を確立し、虐待及び徘徊等の日常における異常事態から事故を防止し、並びに災害等緊急事態の支援に備える目的で八百津町見守りネットワーク事業を展開することとした。

当初の協力事業者数は新聞配達・金融機関の 13 事業所の協力でスタートし、翌年宅配サービス・訪問販売事業所等の 6 事業所を追加し、さらに本年度ガス・石油関係事業所 14 事業所を追加し総数 32 事業所（1 事業者廃業）で事業を推進している。

○取組にいたるまでの経緯等

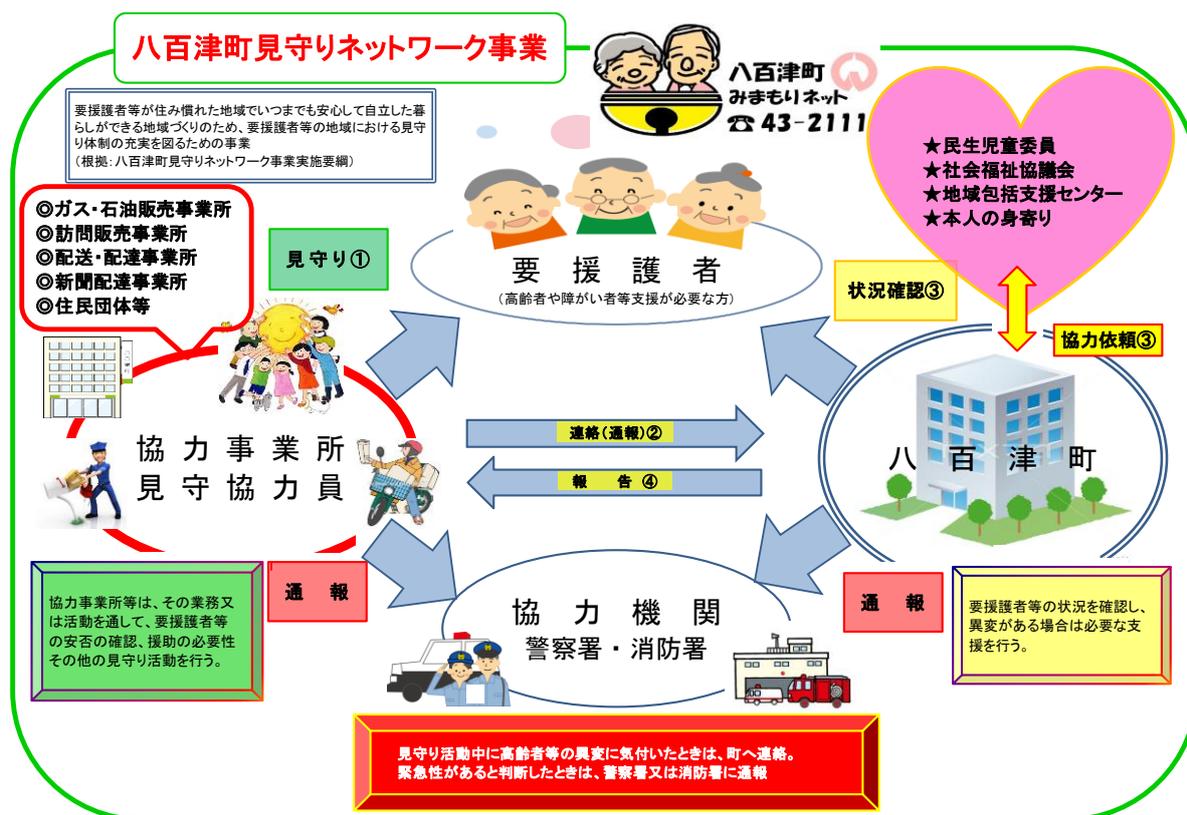
県の地域支え合い体制づくり事業補助制度を活用し、町内の課題に対応するため、町主導で提案、町内などの事業者に協力を求めご理解をいただき事業推進に至った。

○提供している生活支援サービスの内容

協力事業所等は、その業務又は活動を通して、要援護者等の安否の確認、援助の必要性その他の見守り活動を行う。

見守り活動中に高齢者等の異変に気付いたときは、町へ連絡。緊急性があると判断したときは、警察署又は消防署に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

町が主導し、事業所の協力をえて通常業務に見守り事業を取り入れていただき体制づくりをした。

○取組実績

平成 24 年度以降、2 件の通報有り

○利用者の声や地元協議会等における評価

特になし

○今後の方針、課題

現在、町内住民に限らないで町外住民にも対応するため市町村を越えた事業協力を検討中。

高齢者等の見守り（静岡県吉田町）

○地域概要

（平成 24 年 3 月 1 日現在）

総人口（人）	29,582
総世帯数（世帯）	9,908
総面積（km ² ）	20.84
65歳以上人口 （人）	5,869
高齢者比率（%）	19.84
就業者人口（人）	16,095



※総面積については平成 24 年 1 月 1 日現在

※就業者人口については平成 22 年 10 月 1 日現在

○実施地域

静岡県吉田町全域

○背景

団塊の世代が 65 歳以上となり、今後ますます高齢化率は上昇し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加することが予想された。こうした中、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を送ることができる社会をつくるために、行政の支援だけでなく地域で高齢者を見守り、支援する体制を整備することとなり、平成 24 年 12 月に「吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会」を発足し、協力事業所として 30 社の登録をいただいた。（平成 27 年 2 月 28 日現在 38 社）

○取組にいたるまでの経緯等

- ・ 町高齢者支援課内部での検討

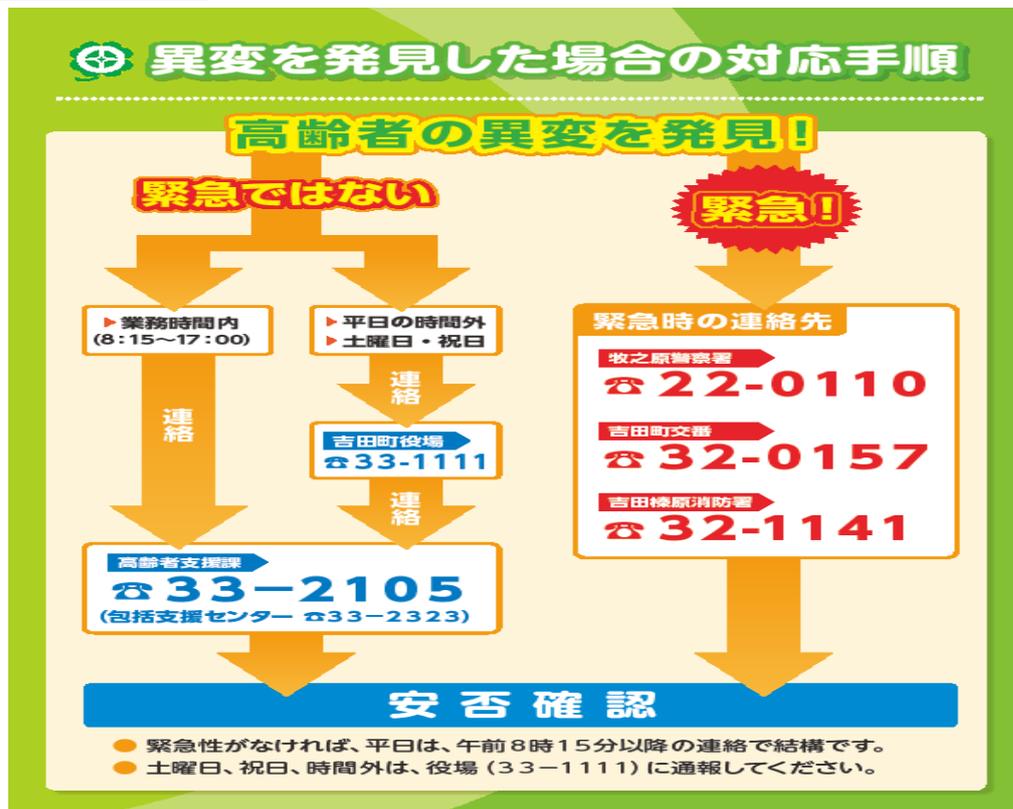
【検討事項等】

- ・ 当事業に賛同いただける協力事業所の選定、依頼
 - ・ 広報（設立記念講演会の開催、パンフレットの作成、広報紙への掲載等）
 - ・ 要綱の制定
 - ・ 対応マニュアルの作成
 - ・ 協力事業所として登録いただいた事業所用ステッカー等の作成
- など

○提供している生活支援サービスの内容

協力事業者が高齢者の異変を発見した場合に、吉田町の高齢者支援課に連絡し、当該課が安否確認を行う。緊急の場合は警察署・消防署に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

町の主導により、町内の地域資源を活用し、行政・地域・企業が連携して高齢者を見守り、支援する体制をネットワーク化した。

○取組実績

- ・協力事業所には、それぞれ日常業務の中での見守りをお願いしている。
- ・町への通報・報告1件、包括支援センターへの通報・報告2件。

○利用者の声や地元協議会等における評価

各協力事業所からは、「連絡体制を整備したことにより、異変に気付いた時の対応が明確になった。」との評価を得ている。

○今後の方針、課題

各協力事業所ごとに、高齢者に対する見守りの体制が整ってきている。

今後も、連絡会を通じて研修会、意見交換会を開催し協力事業所を増やしていく。

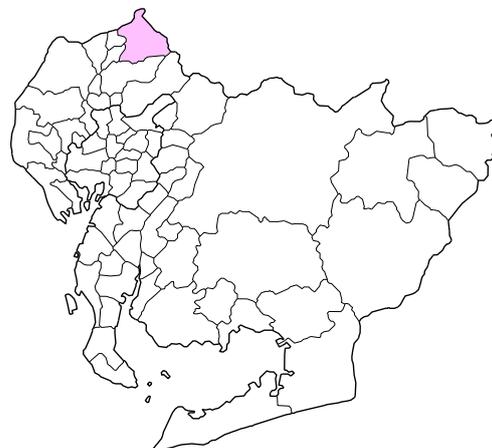
また、「この事業所がネットワークに登録をしている。」ことのPRが必要である。

高齢者等の見守り（愛知県犬山市）

○地域概要

（平成 27 年 1 月末現在）

総人口（人）	74,756
総世帯数（世帯）	29,642
総面積（km ² ）	74.97
65歳以上人口（人）	20,064
高齢者比率（%）	26.8
就業者人口（人）	36,008



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

犬山市全域 12,245 世帯（65 歳以上）

○背景

愛知県犬山市では、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、平成 24 年 10 月に「高齢者見守り支援ネットワーク事業」を施行。地域住民や協力団体、協力事業所等が社会生活を通して見守りを行っている。

高齢者等の社会的孤立を防ぐ取組として、地域社会の中で物流事業者等多様な事業者と見守り活動に関する協定を締結し、それぞれの業務の中で見守りを実施する体制を整備した。

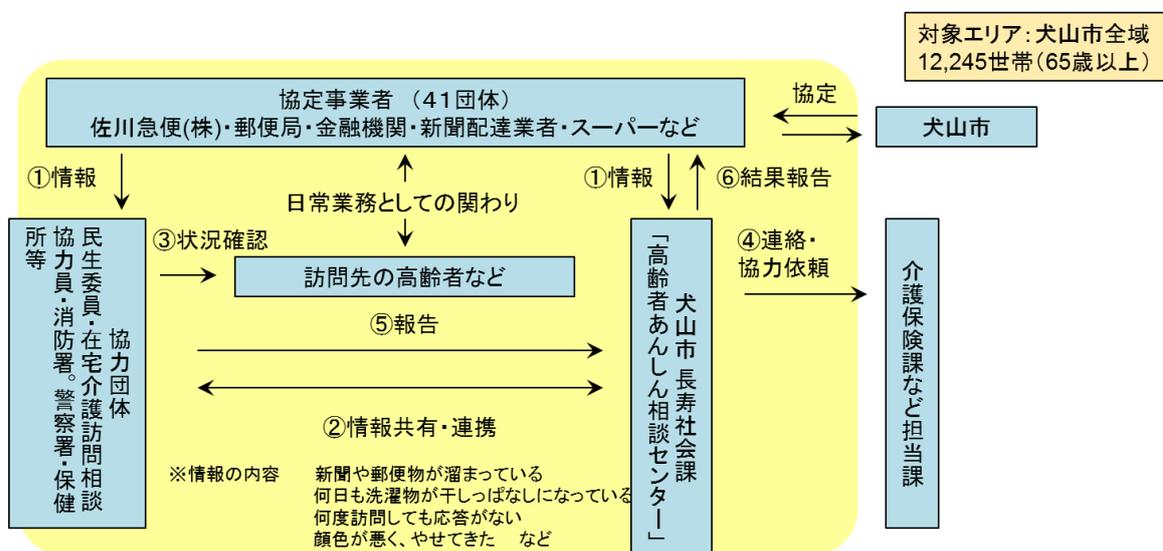
○取組にいたるまでの経緯等

愛知県内でも見守り体制づくりが進み、当市でも高齢化に伴い見守り体制の構築が必要と判断し、犬山市地域包括支援センター（市役所長寿社会課内）で協議し民間事業者と連携体制を整えることとなった。その後、市内に拠点を置く事業所へ個々に説明し協力を求め、現体制を構築した。

○提供している生活支援サービスの内容

犬山市と協定を結んだ物流業者等の協定事業者（41 団体）が、日常業務として高齢者宅などに訪問した際に、「新聞や郵便物が溜まっている」「何日も洗濯物が干しっぱなしになっている」「何度訪問しても応答がない」「顔色が悪く、やせてきた」といった情報を集め、犬山市や協力団体に情報共有を行う。情報を受けた協力団体は当該高齢者の状況確認を行い市に報告する。それらの報告内容は協定事業者にも共有される。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

補助制度名	補助主体 (県・市等)	補助対象	補助額もしくは補助率	補助内容
介護基盤緊急整備等倫子特別基金事業	愛知県	県より条件あり	892,000円	支え合い活動の立ち上げ支援のため、需用費、備品購入費等を補助。(H24年度)

○取組の体制、リーダーシップ役

犬山市地域包括支援センターの主導により、地域での見守り体制の構築を進めている。

○取組実績

見守り協定に基づく通報件数は、16件（14件生存、2件死亡事例）である。見守り事業は成果があり、必要性を感じている。

○利用者の声や地元協議会等における評価

特記なし

○今後の方針、課題

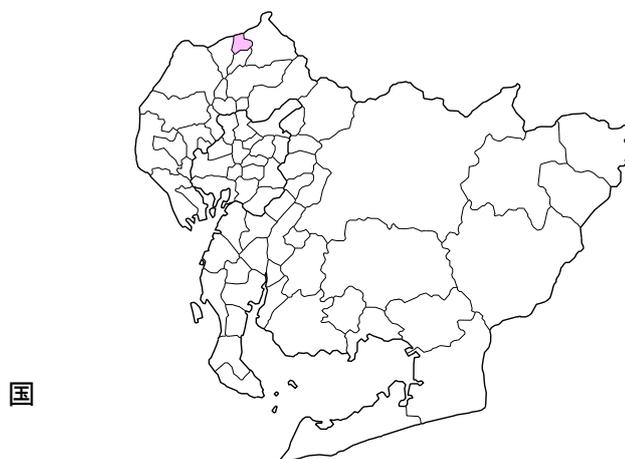
協定締結事業所を増やし、ネットワークの拡充を図るとともに、個人情報の取扱いが難しく、平常時の見守りの仕方が難しいとの課題がある。次年度以降も継続して協力団体との協議を重ね、対応方法等を検討していく予定である。

高齢者等の見守り（愛知県扶桑町）

○地域概要

（平成 27 年 1 月末日現在）

総人口（人）	34,397
総世帯数（世帯）	13,177
総面積（km ² ）	11.18
65歳以上人口 （人）	8,707
高齢者比率（%）	25.31
就業者人口（人）	16,156



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

扶桑町全域 対象世帯約 3,000 世帯

○背景

高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯等の増加が今後も見込まれており、今後、効果的な見守り活動の取り組みには、地域の様々な方々の協力が必要と考える。高齢者宅における異変に少しでも早く気づき、高齢者の支援を行うため、日頃から戸別訪問をされ、高齢者と関わる機会のある各事業者に協力をいただき、見守り活動の充実を図るための取り組みを始めた。

○取組にいたるまでの経緯等

平成 25 年 2 月、愛知県より県下をエリアとする主要新聞社に見守り活動に対する協力を依頼した旨の通知が各市町村にあった。

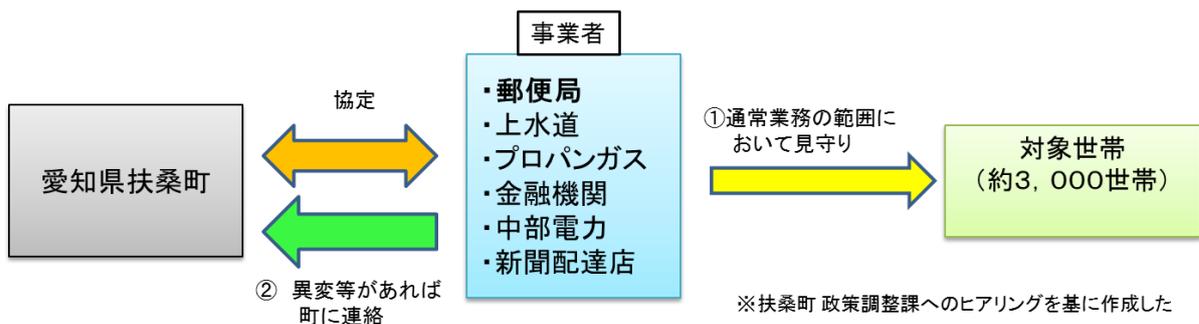
これを機に、内部検討し、より明確な協力体制の構築を図るため、町内を配達エリアとする新聞配達事業所へ、町から直接見守りへの協力を依頼することとし、平成 25 年 5 月 21 日に協定の締結を行った。

その後、さらなる見守り体制の充実を図るため、平成 25 年 10 月 24 日に郵便局、中部電力、プロパンガス事業者、水道関係の一部事務組合との協定締結、平成 26 年 4 月 21 日に町内金融機関 8 事業所と協定の締結をし、見守り活動への協力依頼を行った。

○提供している生活支援サービスの内容

対象世帯【扶桑町全域の高齢者約 3, 000 世帯（年齢に限定無し）】への、通常業務（郵便局：配達業務）の範囲で、高齢者宅に於いて異変等があった場合町役場に連絡をお願いするもの。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

町からは財政的支援は行われていない。事業者に特に負担を求めるものではない。

○取組の体制、リーダーシップ役

協定担当課：健康福祉部 介護健康課

○取組実績

平成 27 年 2 月末現在 通報件数 6 件（いずれも無事確認）

○利用者の声や地元協議会等における評価

特になし

○今後の方針、課題

扶桑町あんしんネットワーク会議や協定協力機関へ参加いただき、見守り協力の維持促進を図る。

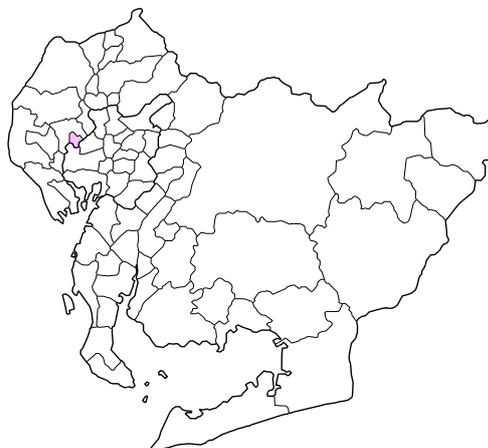
高齢者等の見守り（愛知県大治町）

○地域概要

（平成 27 年 3 月 1 日現在）

総人口（人）	31,199
総世帯数（世帯）	12,359
総面積（km ² ）	6.59
65歳以上人口 （人）	5,037
高齢者比率（%）	16.9
就業者人口（人）	15,053

国
国
国
国



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

大治町全域の高齢者

（年齢区分は定めていないが 65 歳以上の方と仮定した場合約 6,200 人）

○背景

高齢者が安心して生活することができる環境づくりを推進する方法に苦慮していたところ、平成 26 年 2 月にいちい信用金庫大治支店より「高齢者等地域見守り活動に関する協定」の提案があった。町はその提案に賛同し、甚目寺郵便局や町内にある各金融機関にも協力を呼びかけ、平成 26 年 3 月 25 日に協定を結び事業をスタートさせた。

○取組にいたるまでの経緯等

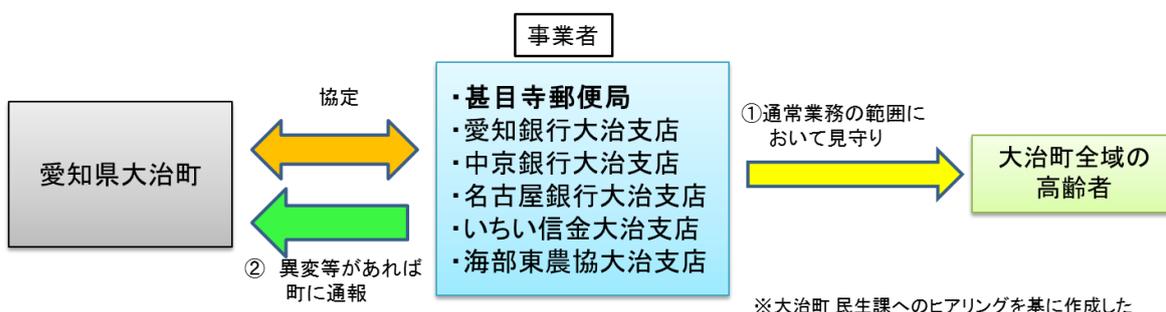
高齢者が安心して生活することができる環境づくりを推進する方法に苦慮していたところ、平成 26 年 2 月にいちい信用金庫大治支店より「高齢者等地域見守り活動に関する協定」の提案があった。町はその提案に賛同し、甚目寺郵便局や町内にある各金融機関にも協力を呼びかけ、平成 26 年 3 月 25 日に協定を結び事業をスタートさせた。

○提供している生活支援サービスの内容

対象世帯【大治町全域の高齢者（年齢に限定無し）】への、通常業務（郵便局：配達業務）の範囲で、高齢者宅に於いて異変等があった場合町役場に通報をお願いするもの。

※年齢区分は定めていないが、仮に65歳以上とした場合、対象者数は6,184人となる。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

町からは財政的支援は行われていない。事業者に特に負担を求めるものではない。

○取組の体制、リーダーシップ役

いちい信用金庫大治支店より「高齢者等地域見守り活動に関する協定」の提案により町はその提案に賛同し、甚目寺郵便局や町内にある各金融機関にも協力を呼びかけ、平成26年3月25日に協定を結び事業をスタートさせた。

○取組実績

事案の報告は無し

○利用者の声や地元協議会等における評価

特に無し

○今後の方針、課題

今後の課題としては、件数がないため、事業者が協定を結んでいることを忘れないようにすることが大切である。確認のため定期的に文書等を発送し、連絡先や事業の確認をする必要がある。

高齢者等の見守り（三重県鳥羽市）

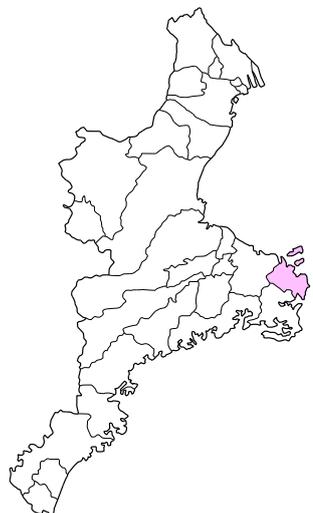
○地域概要

（平成 27 年 2 月末日現在）

総人口（人）	20,398
総世帯数（世帯）	8,500
総面積（km ² ）	108.05
65歳以上人口 （人）	6,787
高齢者比率（%）	33.3
就業者人口（人）	10,866

（出典：鳥羽市）

国



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

市内全域

（あんしん声かけサービス対象者 60 人、お元気おたより便対象 950 世帯 約 1,000 人）

○背景

鳥羽市では、人口が年々減少する一方で、一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加し、また、地域での関わりの希薄になるなど昔からの地域コミュニティのあり方が変わってきている。そのため、高齢者あんしん見守りネットワークを構築し、地域住民、企業、関係機関が日常業務や普段の暮らしのなかで高齢者の見守りを進めることを取り組んできた。

企業として見守り協力店に登録をしていた郵便局はほぼ毎日職員が地域に向き、地域の様子を見ていることが一番の強みであり、配達というツールを活用し、見守りができる事業を作っていくこととなった。

○取組にいたるまでの経緯等

平成 23 年 7 月から見守り協力店となった郵便局と協力し、郵便事業の特性を活かした見守り方法を検討した結果、同年 9 月からあんしん声かけサービスを開始することとなった。

ただ、あんしん声かけサービスは、利用者の希望により行っているサービスだ

ったため、より多くの高齢者に定期的に声かけを行うことができず大きな見守りにつながっていないこと、またインターネット等にて情報が簡単に手に入る時代となったが、多くの高齢者が必要な情報を得られない状況にあるのではと考え、定期的に必要な情報を市から提供していくことを郵便局から提案があった。対象者の範囲や、発送回数などを郵便局と打ち合わせし、平成24年度よりお元気おたより便の事業開始となり、より多くの高齢者へ情報提供とともに、見守りの目を一つ増やすこととなった。

○提供している生活支援サービスの内容

①「あんしん声かけサービス」

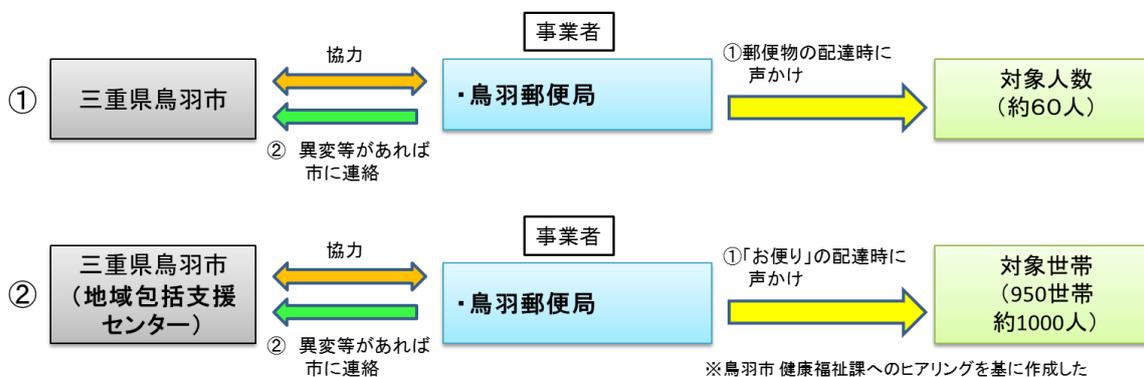
希望者の申し出により郵便物の配達の際に配達員が声かけを実施。

対象は市内全域の声かけを希望する高齢者（65歳以上）で、現在、約60人が利用。高齢者宅に於いて異変等があった場合市役所に連絡をお願いするもの。

②「お元気おたより便」

「地域包括支援センター」からお便り（年4回）を郵送。配達の際に声かけを実施。対象は市内全域950世帯（約1000人）。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

市からの財政的支援は行われていない。

但し、お元気おたより便の発送費用（印刷、郵送料など）は、市が負担している。

○取組の体制、リーダーシップ役

鳥羽郵便局と鳥羽市との打合せをしながら、このサービスの仕組みを作った。

○取組実績

あんしん声かけサービス 随時実施
お元気おたより便 年4回発送

○利用者の声や地元協議会等における評価

利用者からはお礼の手紙が届いたり、お礼の電話をもらったりと好評を得ている。

○今後の方針、課題

お元気おたより便は、ひとり暮らし高齢者のみを対象としてきたが、平成 26 年度から 65 歳以上の高齢者のみの世帯も対象に追加した。今後も継続して事業を実施したい。

高齢者等の見守り・買物支援・給食サービス（奈良県五條市）

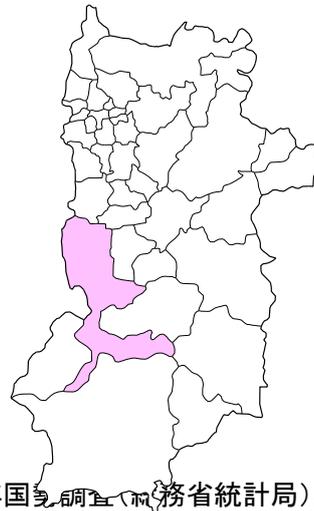
○地域概要

（平成 26 年 10 月 1 日現在）

総人口（人）	33,283
総世帯数（世帯）	13,727
総面積（km ² ）	292.05
65歳以上人口（人）	10,535
高齢者比率（%）	31.65
就業者人口（人）	15,086

（10 月末）

国



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

五條市大塔町

対象地域は、高齢化率 56%以上でほぼ全ての大字が限界集落の山間地域

○背景

平成 23 年の紀伊半島大水害により、過疎化・人口減少が急激に進み、高齢者の見守り活動や生活支援のための仕組みづくりが必要と考えた。

○取組にいたるまでの経緯等

関係機関が集まり地域検討会（現在の「おおう元気会議」）を開催（自治連合会・民生委員・ボランティアグループ・郵便局・消防署・一般財団法人ふる里センター・社会福祉協議会など 年 3 回程度開催。住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組みづくりについて検討。）

平成 24 年には、40 歳以上の全世帯を対象に生活調査を訪問により実施、地域の課題整理を行った。

○提供している生活支援サービスの内容

- ①対象地域は、高齢化率56%以上でほぼ全ての大字が限界集落の山間地域
- ②訪問による高齢者の生活実態調査を実施
- ③関係機関が集まり地域検討会（現在の「おおとう元気会議」）を開催（自治連合会・民生委員・ボランティアグループ・郵便局・消防署・一般財団法人ふる里センター・社会福祉協議会など 年3回程度開催。住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組みづくりについて検討。）
- ④会議や取組内容を「おおとう元気会議通信」として全戸配布
- ⑤生活支援サービスと見守り活動をセットで実施
- ⑥郵便局・消防署分署による防火防災訪問活動
- ⑦高齢者が集えるサロン開催

○見守りを兼ねた生活支援

- ・買物代行「まわるくん」 週1回
- ・配食サービス 週2回

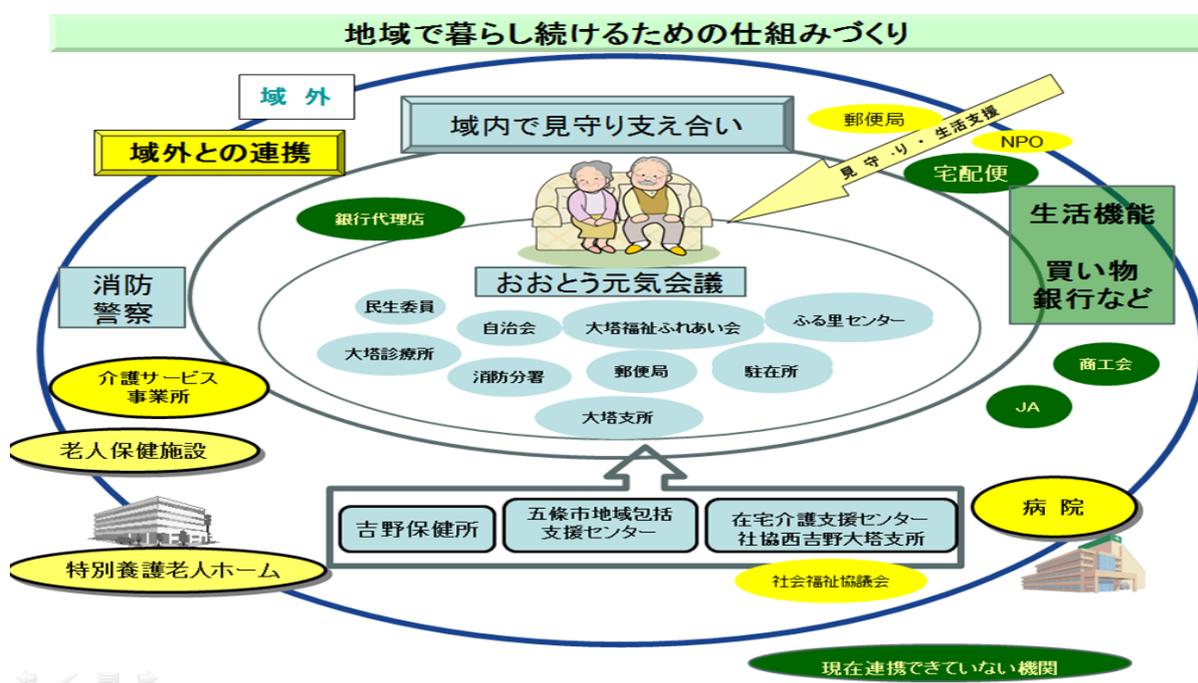
○生活支援

- ・買物バスツアー 1回/2ヶ月
- ・田舎のコンビニを財団が開店（被災により2軒あった商店が消失）

○見守り活動

- ・郵便局配達員による「あいさつ運動（声かけ）」
- ・消防署分署による「防火防災訪問」
- ・ボランティアによる「ご近所見守り」

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

奈良県のモデル事業として実施

○取組の体制、リーダーシップ役

五條市地域包括支援センターの主導により、おおとう元気会議を開催。生活支援サービスについては、地元一般財団が買物代行・配食を実施、見守りを行っている。

○取組実績

買物代行：1回／週（常時利用者5～6件）

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

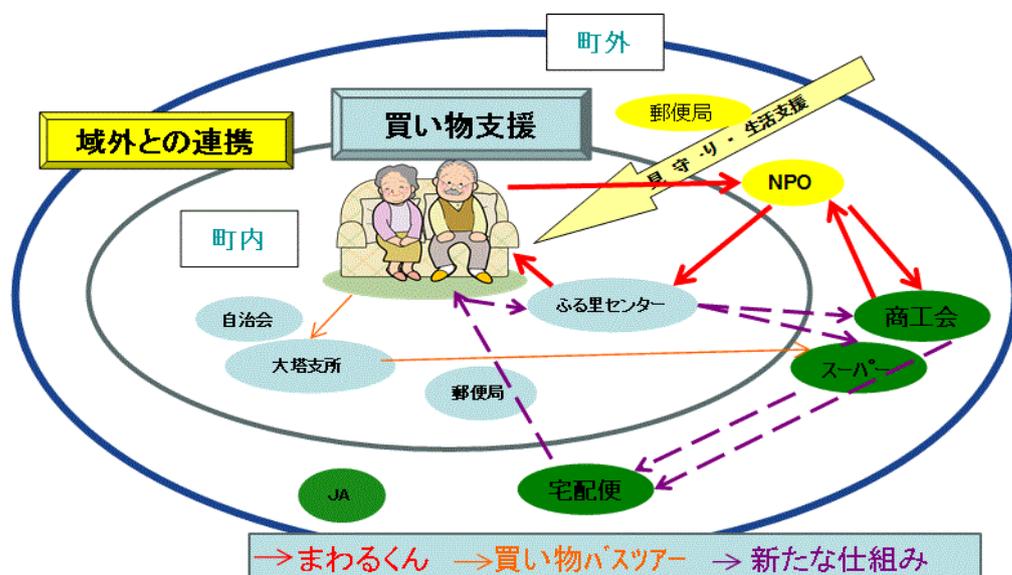
○今後の方針、課題

【課題】

- 買物代行「まわるくん」 が平成 26 年度で終了予定。
- 田舎のコンビニに「野菜・生鮮食品」の取扱がない。
- 災害以降、移動販売車が来なくなった。
生活のために必要な食料品・日用品を購入するのが困難な状況。
ご近所の助け合いもあるが、今後ますます進む高齢化に移動手段の確保も困難になる。
安定的に買物支援を受けることができる仕組みをつくる必要がある。

【今後】

- おおとう元気会議において、どのような生活支援（買物支援サービス）が必要か？何ができるか検討。
- 地域の社会資源で活用・連携できる機関がないかを検討
例）商品については、市内のスーパーや商店街。配達については、宅配業者や郵便局。注文を集約する機関を設ける など
買物支援については、五條市大塔町だけの問題ではない。大塔町をモデルとして全市的に取り組める仕組みづくりと事業予算の確保も併せて検討。

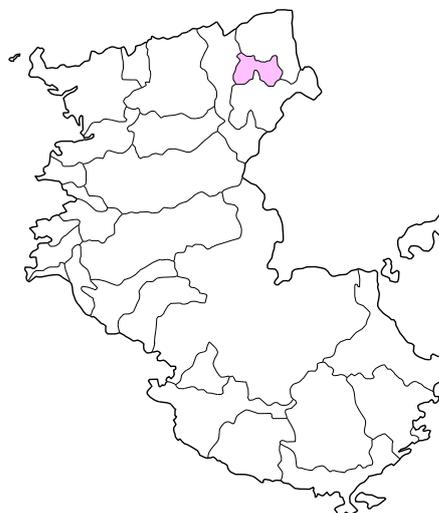


高齢者等の見守り（和歌山県九度山町）

○地域概要

（平成27年1月1日現在）

総人口（人）	4,700
総世帯数（世帯）	1,915
総面積（km ² ）	44.15
65歳以上人口 （人）	1,906
高齢者比率（%）	40.55
就業者人口（人）	2,326



○実施地域

和歌山県伊都郡九度山町全域

○背景

少子高齢化が進展する本町において高齢者等の孤立化が憂慮される中、和歌山県主導で平成25年4月に県、市町村、民間事業者の間で「高齢者等の見守り活動に関する協定」が結ばれ、県内全域において高齢者等の見守り活動がスタートした。

○取組にいたるまでの経緯等

ひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域において安全で安心して生活できるように、日常の業務において高齢者と接する機会の多い民間事業者と連携することによって、孤独死や消費者被害のおそれのある高齢者等をいち早く発見し、行政の支援につなげるために、和歌山県が主体となって和歌山県全市町村と民間事業者6業種8事業者との間で協定が結ばれた。

（以下和歌山県HPより）

関西電力株式会社和歌山支店、JAグループ和歌山（県内全JA）、（社）日本新聞販売協会和歌山市支部・紀北支部・紀南支部、日本郵便株式会社（県内全郵便局）、和歌山ヤクルト販売株式会社。（以上、平成25年4月19日締結）

佐川急便株式会社西日本支社、西濃運輸株式会社和歌山支店、ヤマト運輸株式会社和歌山主管支店。（以上、平成25年10月13日締結）

○利用者の声や地元協議会等における評価

回答なし

○今後の方針、課題

今後も和歌山県・民間事業者との連携を密にすることが重要である。

高齢者等の見守り・買物支援・過疎地有償運送事業（岡山県津山市）

○地域概要

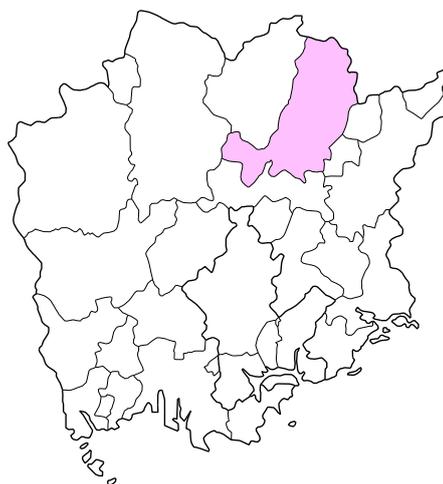
市全体

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

総人口（人）	104,723
総世帯数（世帯）	44,670
総面積（km ² ）	506.36
65歳以上人口 （人）	27,184
高齢者比率（%）	25.7
就業者人口（人）	50,472

（出典：各市町村および国勢調査）

国
国
国



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

阿波地区

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

総人口（人）	563
総世帯数（世帯）	229
総面積（km ² ）	43.07
65歳以上人口 （人）	246
高齢者比率（%）	43.7
就業者人口（人）	-

○実施地域

岡山県津山市阿波地区

○背景

岡山県津山市阿波地区では過疎化・高齢化が進む中、平成 26 年 5 月に地区の唯一の J A ガソリンスタンド、購買が撤退した。こうした状況の中、住民出資による合同会社あば村を立上げ、平成 26 年 6 月より G S ・購買の運営を行っている。

平成 24 年には地域住民により N P O を立上げ、過疎地有償運送事業や冬季の除

雪支援なども実施している。

○取組にいたるまでの経緯等

【背景】

岡山県津山市阿波地区は岡山県の東北部、北は鳥取県に接する県境に位置し、周りは山に囲まれ、地区の94%が森林の典型的な山間地域である。平成17年に津山市に合併したが、それまで115年にわたって単独の村だった。

合併後、急速に人口が減少する中で、津山市の住民自治協議会のモデル事業の採択を受け、平成20年から活性化の取組を進めてきた。

【活動理念の策定、協議会の設立】

平成22年には、地区の最大の資源である豊かな自然・源流を守っていこうと、環境に特化した地域づくりとして「エコビレッジ阿波構想」を策定、地区の自治会や、一般財団法人あばグリーン公社、NPO、行政などによる「エコビレッジ阿波推進協議会」を組織し、取組を進めてきた。

【各種事業の実施】

その中では、高齢者の移動の足の確保として、過疎地有償運送の取組や環境に特化した取組として、アヒルを使ったアヒル農法の取組、森に捨てられたままになってる間伐材を集荷、チップ化し、温泉燃料とする「木の駅プロジェクト」の実証実験などの事業を進めてきた。

【過疎・高齢化の進行】

しかし、こうした取組にも関わらず、合併後10年を経る中で人口は急激に減少、合併当時の708人だった人口は562人に減少。25年3月には幼稚園が休園、26年3月には、小学校が閉校、JAのガソリンスタンドも撤退。27年4月には、市役所の支所も出張所に縮小という、逆境のデパート状態となっている。

【再び、あば村を宣言し、協議会参加団体を主体として各種事業を展開】

しかし、このような状況の中でも、地域住民に留まらず、地域外からも協力者や移住してくる若者も増え始めており、逆境に抗した取組を始めている。

平成26年4月には「あば村宣言」を発表、「自治体としての村は無くなったけど、新しい自治のかたちとして、心のふるさととして村はあり続ける」ことを宣言。協議会の名称も「あば村運営協議会」に変更し、地域まるごとの運営体制とした。住民出資の合同会社を立ち上げて、ガソリンスタンドや購買を継続する取組や「木の駅プロジェクト」の本格実施など、地域経営を視野に入れた取組を進

めている。

地区の中心部には小学校や公民館、保健福祉センター、温泉、農産物加工施設、ガソリンスタンド、市役所支所など公共的・公益的施設が集まこれら施設が縮小、撤退の対象となっており、現在、協議会ではこの中心部を「小さな拠点」と位置付け、小学校跡地の有効活用など施設の複合的活用を検討している。NPOによる過疎地有償運送により高齢者が中心部に気軽にアクセスができ、合同会社では買物支援事業なども実施しており、暮らしの支えあいと共感者の獲得による持続的な地域づくりを目指して取組みを進めている。

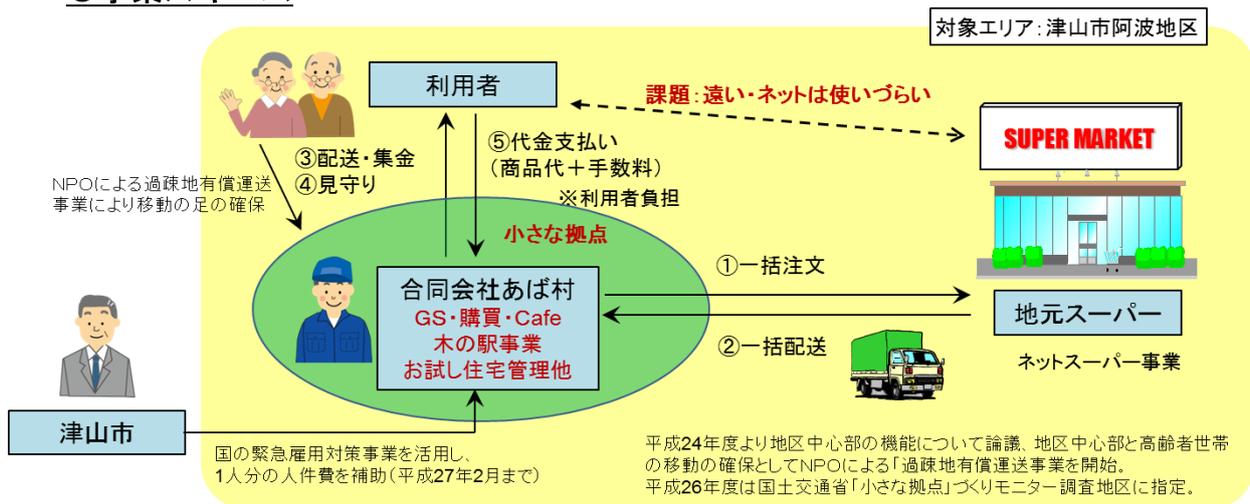
○提供している生活支援サービスの内容

合同会社あば村では、GS・購買の運営のみならず、地域の間伐材を集荷、チップ化、温泉燃料とする「木の駅事業」やお試し住宅の管理・運営など複合的経営により事業の採算性の確保を目指している。

さらに、地元スーパーと連携し、ネット宅配事業を活用し、商品の注文を高齢者に代わって行い、配達された商品を注文者に届けるサービスを実施している。灯油の配達なども実施しており、高齢者の見守りも兼ねた取組となっている。

利用者からは地元スーパーは遠く、ネット注文は不安との声。合同会社が代行することで、安心して注文できる。また、合同会社も在庫を抱える必要が少なくて済む。特に鮮魚・精肉などの生鮮食料のニーズに応えることができる。また、配達の際の見守り活動にも繋がる。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

補助制度名	補助主体 (県・市等)	補助対象	補助額もしくは補助率	補助内容
緊急雇用対策事業	国			合同会社あば村の一人分の人権費を補助

住民自治協議会への支援としてあば村運営協議会に津山市より活動補助金を支給

○取組の体制、リーダーシップ役

NPO 法人エコビレッジあばが過疎地有償運送事業や除雪サービス等の事業を実施している。

JA の撤退に伴い住民出資の合同会社「あば村」を結成し、GS・購買を運営。地元スーパーのネットスーパー事業と連携した買物支援の取組を進めている。

両団体ともあば村運営協議会の構成団体。連携しながら取組を進めている。

○取組実績

買物支援：10 件/月

過疎地有償運送事業：46 人/月

除雪サービス：10 件（平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月）

○利用者の声や地元協議会等における評価

「ネットスーパーはパソコンを使うため、高齢者にはハードルが高く、電話注文で配達してもらえ、助かっている」などの評価を得ている。

○今後の方針、課題

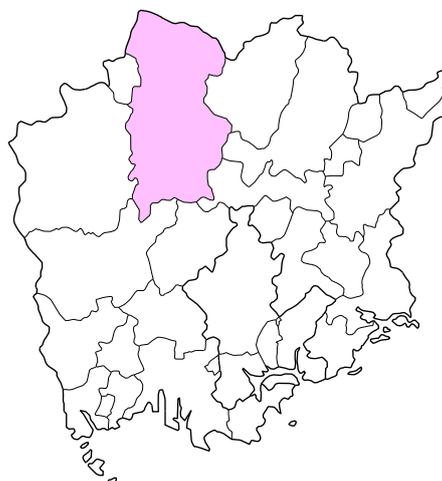
合同会社あば村の運営について平成 26 年度は国の緊急雇用対策事業などを活用しているが終了するため、今後、更に複合的経営により事業の安定性を確保することが課題。

高齢者等の見守り・買物支援（岡山県真庭市）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 1 日現在）

総人口（人）	48,497
総世帯数（世帯）	17,857
総面積（km ² ）	828.43
65歳以上人口 （人）	16,428
高齢者比率（%）	33.6
就業者人口（人）	23,705



○実施地域

岡山県真庭市全域

○背景

岡山県真庭市は、広域な面積で高齢化が進み（高齢化率 34.2% 平成 26 年 4 月現在）、高齢者等の見守りや地域の支援が求められている。

平成 24 年 5 月マルイから、宅配事業にあわせて高齢者等の見守り活動を行いたいと市に申し出がある。同年 7 月、市、マルイ、ヤマト（配達）の 3 者が連携しての見守り体制が整う。

○取組にいたるまでの経緯等

平成 24 年 5 月マルイから、宅配事業にあわせて高齢者等の見守り活動をしたいたいの申し出を受けて、市、マルイ、配達するヤマトの 3 者で協議する。

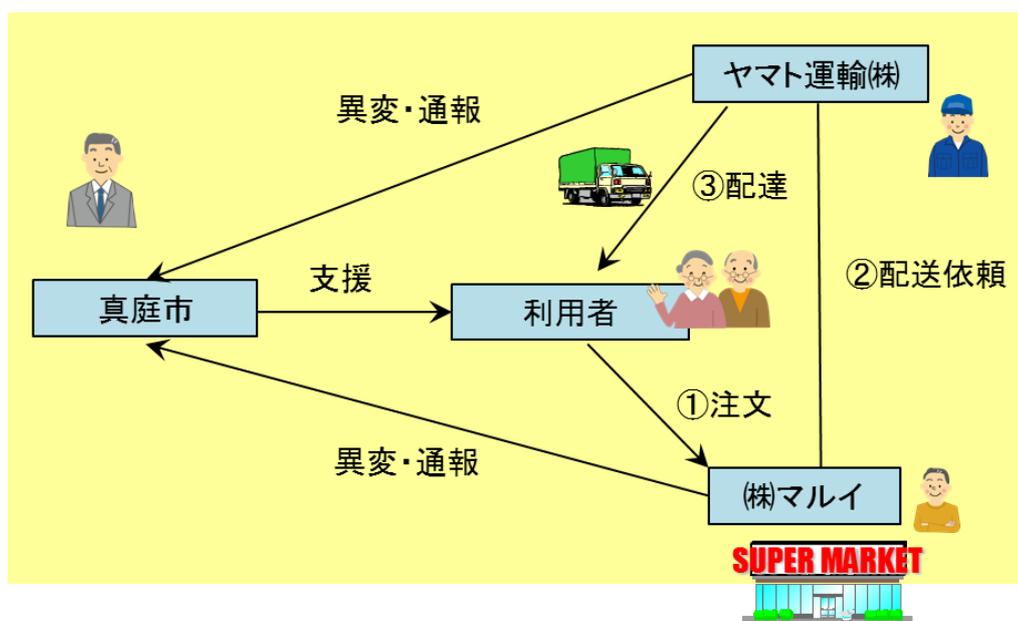
注文品の配達時に高齢者等に異常があった場合、必要に応じて警察署、消防署へ連絡するとともに、市へ連絡し対応することを申し合わせる。

緊急時の連絡先などを情報共有し、市の関係部署においても共有し対応できる体制を構築した。また、地域福祉の推進を担う市社会福祉協議会とも連携することとしている。

○提供している生活支援サービスの内容

株式会社マルイとヤマト運輸株式会社、真庭市が連携して、高齢者宅へ注文品の配達時に利用者の異変があった場合、必要に応じて警察署・消防署への緊急連絡とともに、真庭市担当窓口へ連絡し対応するもの。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

マルイ、ヤマト運輸、市の3者が連携し、緊急時に対応することを申し合わせる。

生活用品の配達時において、スーパーから委託された宅配業者が高齢者等の異常を発見した場合、緊急の連絡体制を構築している。

○取組実績

平成 27 年 1 月現在、緊急の事態は起こっていない

○利用者の声や地元協議会等における評価

この事業により、高齢者等が安心して生活できる環境が整うとともに、関係者が協力する体制が構築できた。認知症などの生活行動の異常についても情報提供を受けることができる。

事故の通報の例はないが、日ごろから高齢者等を見守ることにより、高齢者等も安心して生活できる。

○今後の方針、課題

今後の課題としては、定期的に 3 者で連絡体制の確認・点検を行い、異常事態が起こっても迅速に対応できる備えをしておく必要がある。

平成 27 年度より市が取り組む「高齢者地域見守りネットワーク」「徘徊 S O S ネットワーク」に多くの組織、団体に参加してもらい、地域の見守り体制を充実していく。

高齢者等の見守り（広島県東広島市）

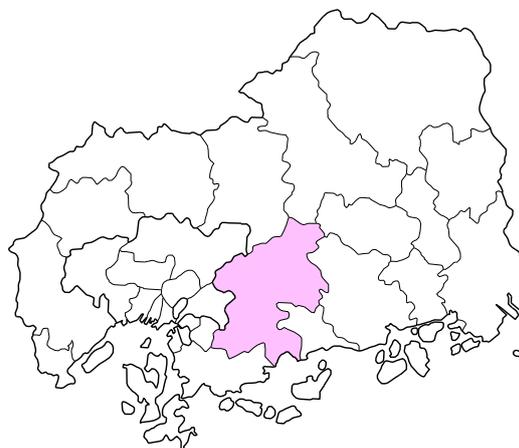
○地域概要

（2015年1月末日現在）

総人口（人）	184,666
総世帯数（世帯）	79,775
総面積（km ² ）	635.32
65歳以上人口 （人）	35,473
高齢者比率（%）	18.9
就業者人口（人）	91,228

（出典：各市町村および国勢調査）

国
国
国



※国は、平成22年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

東広島市全域

○背景

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう高齢者をはじめ障害者や子どもの安全安心な生活を確保するため、見守り支援体制の強化を図ることを目的とした協定を、東広島市民生委員児童委員協議会会長が、新聞販売店及び郵便局との地域見守り活動に関する協定として、締結を望まれたことによる。

○取組にいたるまでの経緯等

東広島市民生委員児童委員協議会会長から、地域における異変を察知するための一助として、見守り活動に関する郵便局・新聞販売店との協定の締結が提案される。

五回にわたり市内各地区民生委員児童委員協議会会長の集まる会議において検討され、他の自治体の例も参考にしながら、連絡先をどこにするか、モデル地区により試験的にまず行うべきか、市全域をカバーできるものなのかなどが話し合われ、同時に関係先との調整が行われた。

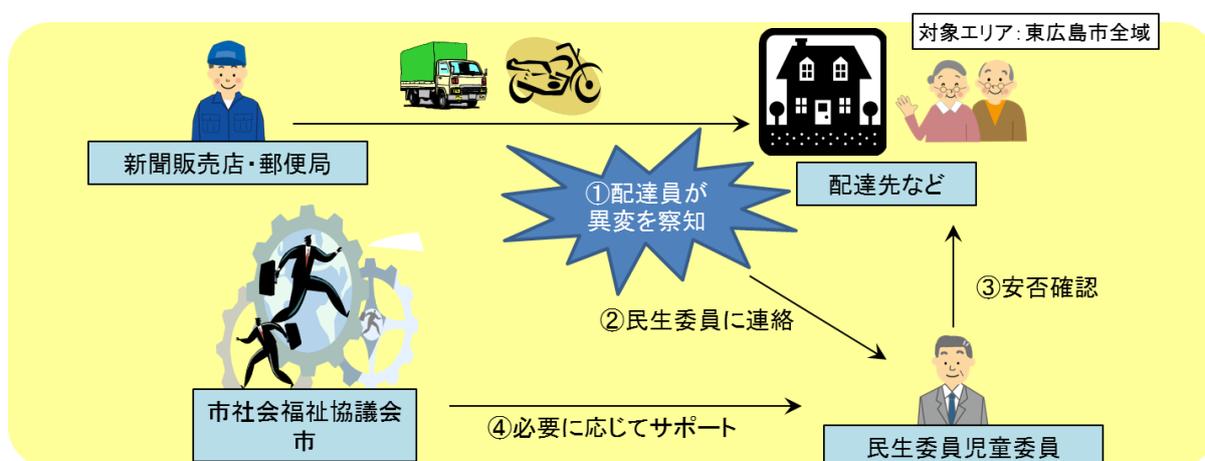
その結果、地域で迅速な対応をするため、民生委員児童委員が中心となり、主に地域内で完結する流れとなった。その後、東広島市民生委員児童委員協議会総

会において、事業計画に加えることが承認され、新聞販売店、郵便局、東広島市民生委員児童委員協議会、東広島市社会福祉協議会及び東広島市との協定が締結された。

提供している生活支援サービスの内容

郵便局などの配達員が配達先の異変を察知した場合、民生委員児童委員に連絡が入り、民生委員児童委員が当該配達先住民の安否確認を行う。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

東広島市民生委員児童委員協議会の主導により、各地区の民生委員児童委員が新聞販売店及び郵便局の協力のもと、情報収集及び活動を行っている。

○取組実績

実績としては、新聞を止め忘れ新聞が溜まっていた一人暮らし高齢者宅の安否確認を、民生委員児童委員が行うことができたことなどがある。

○利用者の声や地元協議会等における評価

特になし。

○今後の方針、課題

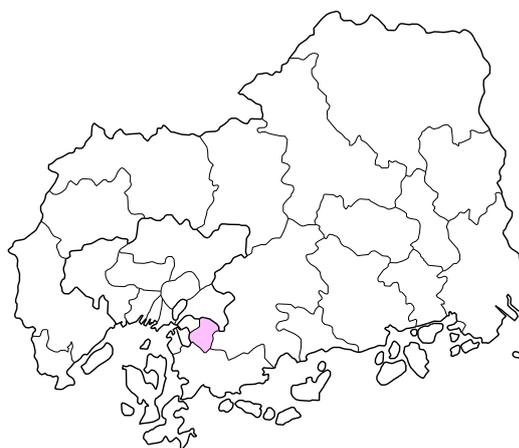
特になし。

高齢者等の見守り（広島県熊野町）

○地域概要

（平成 27 年 1 月 31 日現在）

総人口（人）	24,840
総世帯数（世帯）	10,547
総面積（km ² ）	33.62
65歳以上人口 （人）	7,939
高齢者比率（%）	31.96
就業者人口（人）	11,298



○実施地域

広島県安芸郡熊野町全域

○背景

高齢化の進行に伴い、地域の事業所が、通常業務（訪問）時に異変を感じ取ることがこれまでもあり、協力の申出があった。

そのため、熊野町と地域の協力機関等が連携し、通常業務の際に訪問する世帯について、さりげない見守りを行うなかで、日常生活の異変を早期に発見することで、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、地域見守りネットワーク事業を開始した。

○取組にいたるまでの経緯等

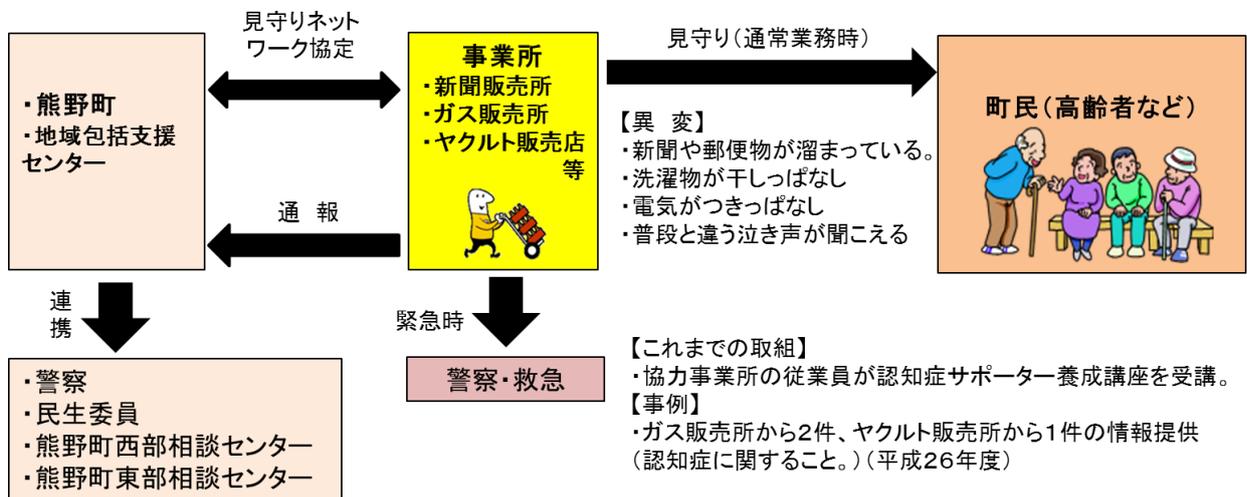
高齢化の進行に伴い、地域の事業所が、通常業務（訪問）時に異変を感じ取ることがこれまでもあり、協力の申出があった。そのため、熊野町と地域の協力機関等が連携し、高齢者の見守りを行うこととなった。

自治会、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、警察等で構成する熊野町高齢者等見守りネットワーク会議において、事業所からの情報提供の状況やそれを受けての町（包括支援センター）の対応状況等について報告している。

○提供している生活支援サービスの内容

熊野町、地域包括支援センターと見守りネットワーク協定を結んだ事業者が通常業務において高齢者等の町民を宅訪問した時に「新聞や郵便物が溜まっている」「洗濯物が干しっぱなし」「電気がつきっぱなし」「普段と違う泣き声が聞こえる」といった異変がないかを確認する。協定事業者が異変を見つけた場合は熊野町、地域包括支援センターに通報し、さらに緊急時には警察・救急に通報する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

熊野郵便局、中国新聞熊野販売所、朝日新聞、読売新聞、広島ガス、広島中央ヤクルト販売の6社と協定を締結し、通常業務の中でのさりげない見守りを行い、普段と様子が異なる時に町（包括支援センター）へ連絡してもらう。

○取組実績

ガス販売所から 2 件、ヤクルト販売所から 1 件の情報提供（認知症に関すること）（平成 26 年度）

○利用者の声や地元協議会等における評価

事業所が訪問時に異変を感じたとき、通報できるシステムができたことで、「小さなことでも気になれば町に連絡でき、より安心なまちづくりに貢献できる」という声がある。

○今後の方針、課題

3 日くらい新聞がたまっているにもかかわらず、“旅行”なのか“異変”なのか判断がつきにくい。また、訪問する人によっても判断基準が異なるので、その明確化が課題である。

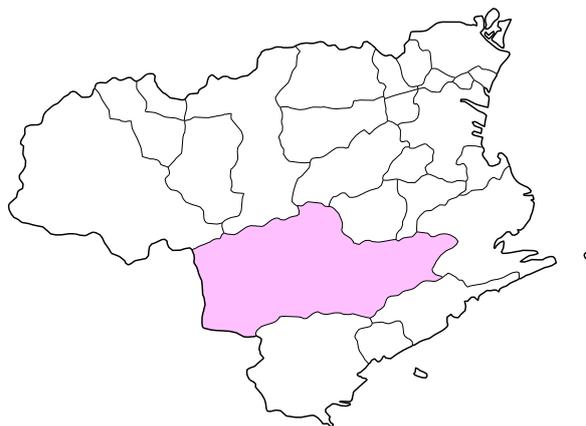
買物支援（徳島県那賀町）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 28 日現在）

総人口（人）	9,326
総世帯数（世帯）	4,031
総面積（km ² ）	694.86
65歳以上人口 （人）	4,125
高齢者比率（%）	44.23
就業者人口（人）	4,175

（出典：平成 27 年 2 月末住民基本台帳）



○実施地域

那賀町全域

○背景

徳島県那賀町は、過疎化・高齢化が進む限界自治体（40%以上が65歳以上の高齢者）で、物流の効率が低下するとともに、買物支援や見守りに対するニーズが高まっていた。

このため、地元商店、商工会、宅配事業者及び自治体の連携により、平成 25 年 7 月に「なか宅配サービス」が導入された。

○取組にいたるまでの経緯等

H23 那賀町議会一般質問において買物弱者対策について質問があり現状把握を行う。

H24、9 月頃から那賀町・那賀町商工会・郵便局の 3 社で協議を始める。

那賀町は広大な面積のため全町をカバーする対策として宅配事業により買物弱者対策を行うこととし H25 年度より「なか宅配サービス」実行委員会を組織し、H25.5 月には高知県大豊町に先進地視察を行い具体的な検討に入る。

ヤマト運輸（株）よりこの事業への参画の申し込みがあり 4 社で協議を始める。

H25.7.1「なか宅配サービス」出発式を行いスタートする。

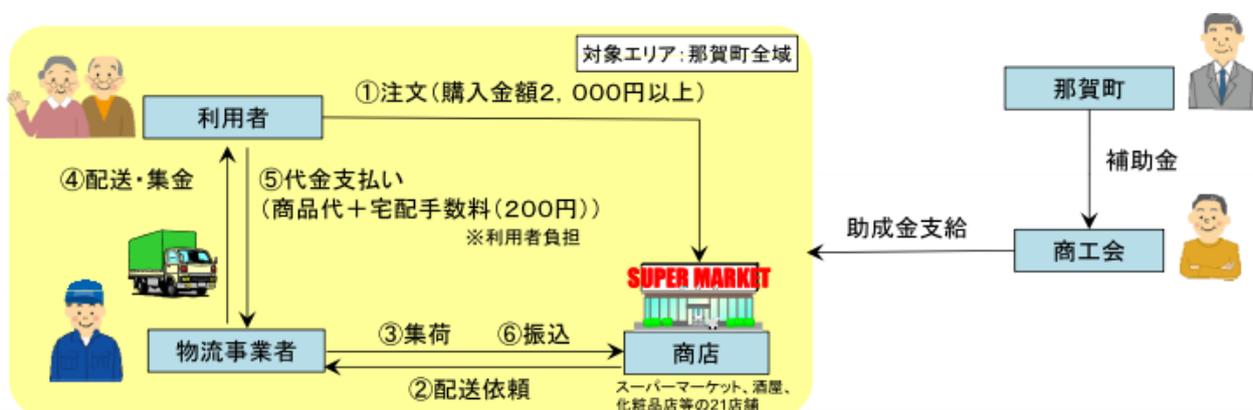
まだまだ課題も多いがその後「ナカのコンシェルジェ委員会」を組織しその中

で買物弱者対策事業を引き続き検討し検討のなかでH26年度より一部地域で移動販売による新しい取り組みを開始した。

○提供している生活支援サービスの内容

利用者が商店に注文した商品を物流事業者が集荷し配達する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

補助制度名	補助主体 (県・市等)	補助対象	補助額もしくは補助率	補助内容
商工会補助金	町	商工会	宅配数料の約1/2	補助金 宅配手数料 300円/1件を補助

○取組の体制、リーダーシップ役

回答なし

○取組実績

買物支援：約 30 件/月

○利用者の声や地元協議会等における評価

利用者からは「高齢や遠距離のためたまにまとめ買いしていたが宅配サービスは便利で助かっている。」「生鮮品やお米など重い物は宅配を使うと便利」といった声が聞かれている。

○今後の方針、課題

課題としては、アンケート調査を実施したところ「商品を見て買いたい。」「商品リストの配布や更新」などや買物弱者は同時に情報弱者でもあり宅配サービスについても知られていないことが分かった。地道な広報活動が必要である。

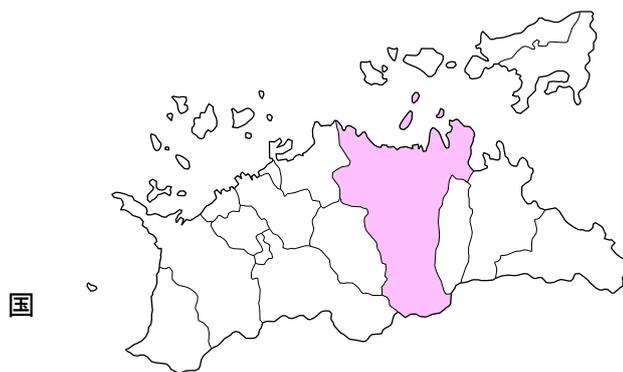
高齢者等の見守り（香川県高松市）

○地域概要

（平成 27 年 2 月 1 日現在）

総人口（人）	429,007
総世帯数（世帯）	190,312
総面積（km ² ）	375.23
65歳以上人口 （人）	109,130
高齢者比率（%）	25.4
就業者人口（人）	191,257

（出典：高松市及び国勢調査）



※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

高松市全域

○背景

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進するため、香川県高松市は、高齢者等の社会的孤立を防ぐ取組として、民生委員児童委員による訪問や水道検針事業者による見守り活動に取り組んできたが、平成 25 年度から物流事業者等多様な事業者と見守り活動に関する協定を締結し、それぞれの業務の中で見守りを実施する体制を整備した。

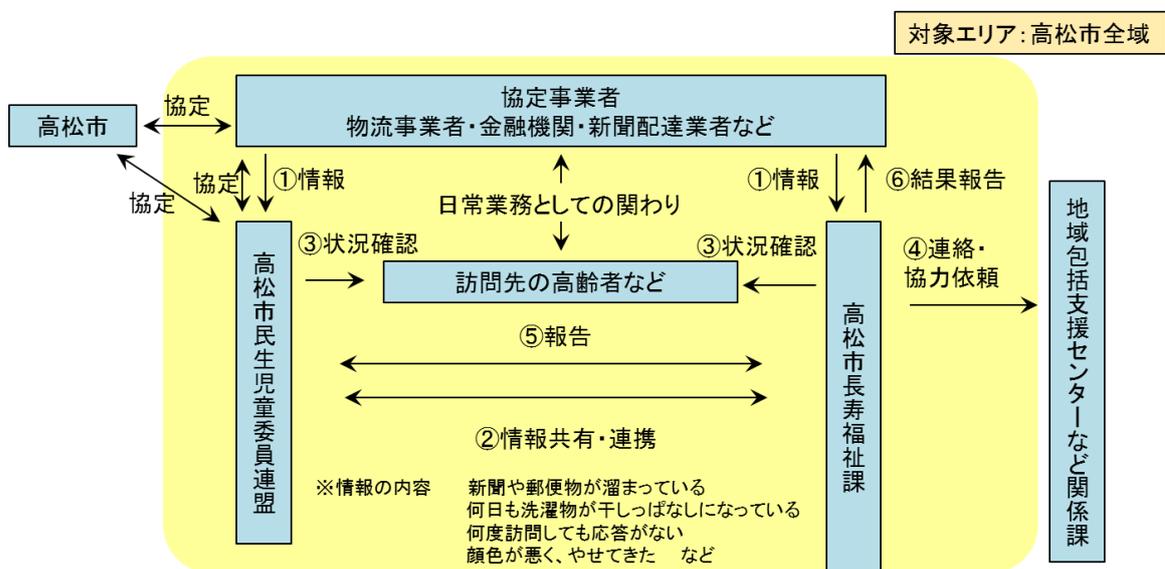
○取組にいたるまでの経緯等

本市は、平成 18 年 10 月から、当時の水道検針事業者であった高松市水道サービス公社と協定を締結し、検針時において、新聞や郵便物が溜まっていたり、何度訪問しても応答が無い等、高齢者宅等で何らかの異変を察知した場合、長寿福祉課に通報し、市が安否確認を行うという取組を行っていた。25 年に、いくつかの事業者から、見守り協定を締結したいという申し出があったことから、地域における見守り体制をより重層的なものにするため、日常業務で高齢者等と接する機会の多い事業者を中心に市から声をかけ、協定締結の輪を拡大していった。

○提供している生活支援サービスの内容

物流事業者等市と協定を結んだ事業者が日常業務としてのかかわりの中で高齢者等の情報を集め市に報告する。情報の内容としては、「新聞や郵便物がたまっている」「何日も洗濯物が干しっぱなしになっている」「何度訪問しても応答がない」「顔色が悪く、やせてきた」などである。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

補助制度名	補助主体 (県・市等)	補助対象	補助額もしくは補助率	補助内容
香川県一人暮らし高齢者等対策事業補助金（26年度で終了）	香川県	市町が直接若しくは委託又は補助により行う高齢者声かけ・見守り事業等	高齢者声かけ・見守り事業に関しては、 初年度：10/10 次年度：7.5/10 最終年度：5/10	要綱に定める上限額の範囲内において、対象経費に定める実支出額に、補助率を乗じた金額を交付する。

○取組の体制、リーダーシップ役

市に対して、見守り体制に協力したいという申し出があった事業者もいくつかあるが、大半は、日頃の業務で高齢者に接する機会の多いであろう事業者を長寿福祉課で抽出し、取組みの趣旨を説明した上で協力を求め、体制を整えた。

○取組実績

見守り協定に基づく最近の報告件数は平成 25 年度 4 件（全件生存）、平成 26 年度 18 件（15 件生存、3 件死亡確認。平成 27 年度 2 月 28 日現在）である。

○利用者の声や地元協議会等における評価

26 年度は、前年度に比べ通報件数も増加し、取組の浸透が図られていると感じる（高松市長寿福祉課）。

業務で市民宅へ訪問したとき等、少し気になるケースがあった場合に相談や通報できる窓口ができ、安心である（協定締結事業者）。

○今後の方針、課題

今後の課題としては協定事業者が高齢者等の異常を感じたら気がまえず、迷いなく通報できる体制の整備があげられる。

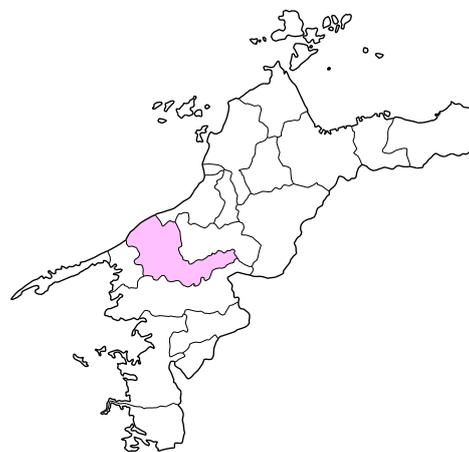
体制の持続性を担保するため、事業者等を対象として、年 1 回程度の情報交換会を継続して開催する予定であるが、協定を風化させないための方策をより充実させる必要がある。

高齢者等の見守り（愛媛県大洲市）

○地域概要

（平成 27 年 1 月 31 日現在）

総人口（人）	46,263
総世帯数（世帯）	20,274
総面積（km ² ）	432.24
65歳以上人口 （人）	14,794
高齢者比率（%）	32.0
就業者人口（人）	21,379



国

※国は、平成 22 年国勢調査（総務省統計局）より抜粋

○実施地域

大洲市全域

○背景

近隣住民との付き合いが希薄化し、「孤立死」や「孤独死」が発生していることから、高齢者の自宅を訪問する民間事業者の見守りの輪を広げることにより高齢者の安全・安心の確保と安否の早期確認を目的として、愛媛県大洲市では独居高齢者や高齢者のみの世帯の方を「見守りを要する高齢者」として捉え、平成 25 年より協定事業者の協力により「大洲市高齢者見守りネットワーク」を構築。

○取組にいたるまでの経緯等

近年、死後数日を経過して発見される事例を聞くことが増えてきていた。

このため、市内部で協議した結果、家庭を訪問することが多い民間事業者の協力を得て、見守りの目を増やし、孤独死や孤立死の防止や早期発見につなげる取り組みを行うこととなった。

直接事業者に訪問し、趣旨と事業の協力依頼を行い、同意をいただいた事業者と協定を結び、平成 25 年 2 月から事業をスタートさせた。

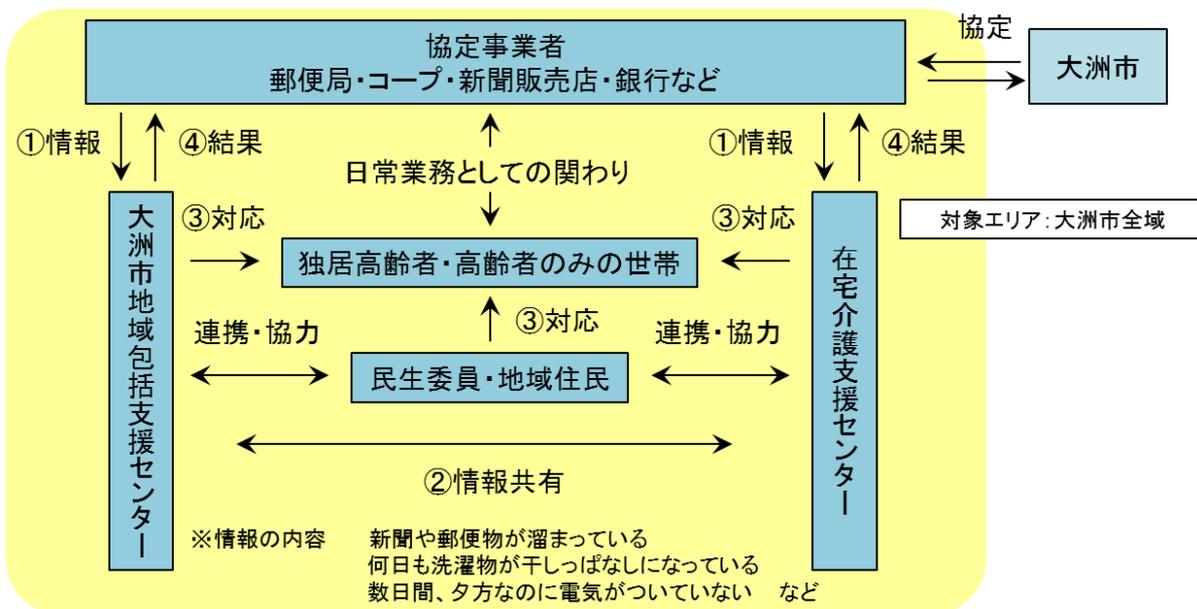
現在では、協力事業者が 19 事業者になっている。

○提供している生活支援サービスの内容

高齢者の自宅を訪問する民間事業者による高齢者の安否確認。

郵便局等の協定事業者が日常業務の中で高齢者世帯に訪問した際に、「新聞や郵便物が溜まっている」「何日も洗濯物が干しっぱなしになっている」「数日間、夕方なのに電気がついていない」などの情報を収集し、大洲市地域包括支援センター、在宅介護支援センターに報告。状況に応じて大洲市地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員・地域住民が連携、協力して対応を行う。対応の状況等は協定事業者にも共有される。

○事業スキーム



※大洲市企画調整課へのヒアリングを基に作成

○自治体等からの財政的支援

回答なし

○取組の体制、リーダーシップ役

市の主導により、自宅を訪問することが多い事業者に興味の説明と協力依頼を行い、同意を得られた事業者と協定を結んで、協働の仕組みを作った。

○取組実績

正式に連絡があり、地域包括センターが対応したのは 1 件であるが、連絡なく、協力事業者が対応したものもあり。

○利用者の声や地元協議会等における評価

事業者からは、「これまで行政等の連絡先・担当課が分からずに困ったことがあったが、連絡先がはっきりと分かって良くなった。」との声をいただいている。

○今後の方針、課題

今後の課題としては、あまり件数がないため、事業者が協定を結んでいることを忘れないようにすることが大切。確認のため定期的に文書等を発送し、連絡先や事業の確認をする必要がある。

高齢者等の見守り（福岡県嘉麻市）

○地域概要

（平成 26 年 10 月 1 日現在）

総人口（人）	41,447
総世帯数（世帯）	19,182
総面積（km ² ）	135.18
65歳以上人口 （人）	13,689
高齢者比率（%）	33.0
就業者人口（人）	17,078



※就業者人口のみ H22 国勢調査による

○実施地域

嘉麻市全域

○背景

嘉麻市では平成 26 年 10 月 1 日時点の高齢化率が 33.0%となっており、福岡県平均の 24.5%と比較すると高齢化率が非常に高い。また全世帯に占める単身高齢者世帯の割合が 23%、高齢者夫婦世帯が 9.9%であり、これらを合わせた高齢者のみの世帯の割合は 32.9%にもものぼり、高齢者の見守りサービスに対するニーズが非常に高い。

このような背景のもと、当市においては平成 26 年 2 月に嘉麻警察署と認知症高齢者の徘徊に対応する「高齢者対策ネットワーク協定」を結び、それと同時に、グリーンコープや F コープ、郵便局及び九州電力の 4 企業と、高齢者の見守り活動に関する協定を締結し何らかの異常に気づいた際には市に情報を提供してもらう「高齢者の見守りサービス」を開始した。

○取組にいたるまでの経緯等

嘉麻警察署からの高齢者に関する相談が増加してきたこともあり、平成 24 年 7 月に嘉麻警察署生活安全課長を講師に「高齢者を守る講座」を実施。平成 25 年 6 月に、グループホーム定例会の中で、日頃から消防や警察と情報交換している事例が報告された。この事例がもとになって、共有する情報を整理し、基本情報を 1 枚のシートに整理した情報提供シートを作成した。嘉麻警察署からも情報共有に積極的に取り組んでいただき、同年 11 月にはあらためて生活安全課

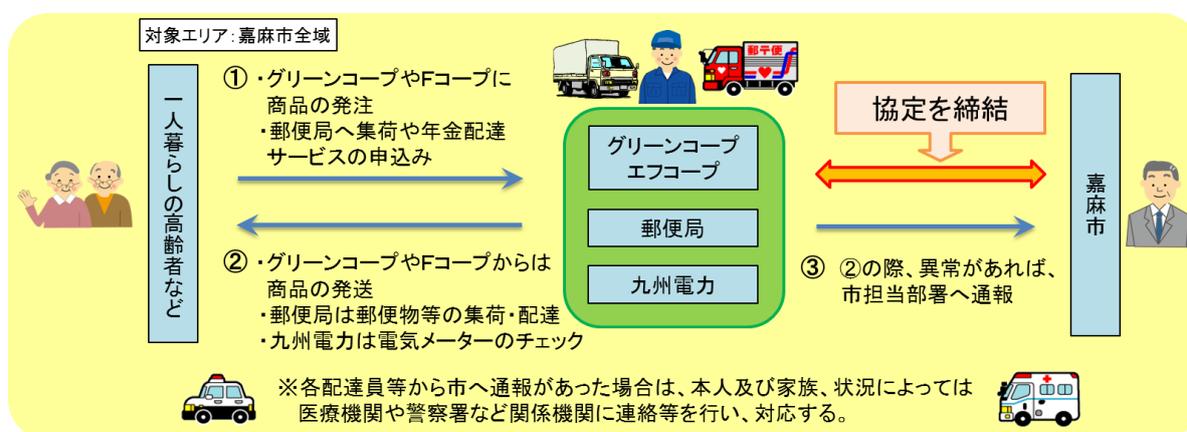
長を講師に迎え、市内事業所のケアマネージャーや市内グループホームや入所施設を対象に、「高齢者の安全、安心のためにできること」と題して講演会を実施した。また平成26年1月には嘉麻警察署内で署員対象の「認知症サポーター養成講座」を開催し、約30名の署員が受講した。

これと平行して、福岡県が県下のセブンイレブンやエフコープ等と高齢者見守り協定を締結したことから、本市においても平成26年2月に、嘉麻警察署と認知症高齢者の徘徊等に対応する「高齢者対策ネットワーク協定」を結んだこととあわせて、グリーンコープやFコープ、郵便局及び九州電力の4企業と、高齢者の見守り活動に関する協定を締結した。

○提供している生活支援サービスの内容

グリーンコープ、Fコープでは商品の発送時、郵便局では郵便物等の集荷・配達時、九州電力ではメーターチェックの際に一人暮らしの高齢者などの見守りを行い、異常があれば市担当部署へ通報する。各配達員等から市へ通報があった場合、状況によっては医療機関や警察署など関係機関に連絡等を行い対応する。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

なし

○取組の体制、リーダーシップ役

嘉麻警察署からのアプローチや市内グループホームでの取り組み、福岡県が進める高齢者見守り事業での課題を整理しながら連絡調整を行い、民間企業を活用した仕組みを構築した。

○取組実績

これまで重大事案の報告はないが、嘉麻警察署や郵便局から「気がかりな高齢者がいる」等情報提供を受けた事例もあり、地域での見守りのネットワークが広がっていると実感している。

○利用者の声や地元協議会等における評価

嘉麻警察署や郵便局から「気がかりな高齢者がいる」等情報提供を受けた事例もあり、地域での見守りのネットワークが広がっていると実感している。

○今後の方針、課題

今後、毎日必ず訪問する新聞販売店や、顔を合わせてコミュニケーションをとるヤクルト販売など、他の民間事業所とも同様の協定が締結できると、さらにネットワークが広がる。あわせて、緊急時連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を記載して保管する「見守りグッズ」を、高齢者宅に配布するなどの取組と連動させると、見守りに係る体制の充実が期待できる。

高齢者等の見守り（長崎県島原市）

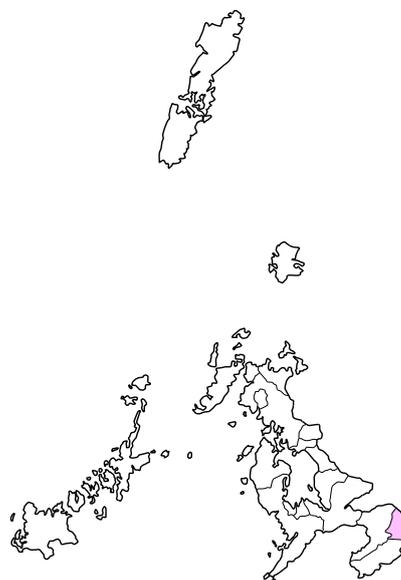
○地域概要

（2015年1月末日現在）

総人口（人）	47,376	
総世帯数（世帯）	19,181	
総面積（km ² ）	82.78	国
65歳以上人口（人）	13,878	国
高齢者比率（%）	29.3	国
就業者人口（人）	21,736	国

（出典：各市町村および国勢調査）

※国は、平成22年国勢調査（総務省統計局）より抜粋



○実施地域

島原市全域

○背景

社会全体で高齢化が進み、地域においても高齢者のみの世帯が増え続けています。また、昔とちがい近所づきあいが少なくなり、高齢者等の孤立死や虐待、悪質な訪問販売等も問題となっています。

このため、地域住民や地域の事業所等の協力を得て、高齢者等見守りネットワークを構築し、日常生活や業務の中で異変に気づいたら相談機関へつなげてもらうさりげない見守り活動を行っています。

○取組にいたるまでの経緯等

平成19年度から組織していた「島原市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を拡大し、虐待に限らず高齢者等に関する異変などに対応するため、平成23年度から島原市地域包括支援センターと島原市が中心となって関係機関、地域の事業所等の協力を得て始まった。

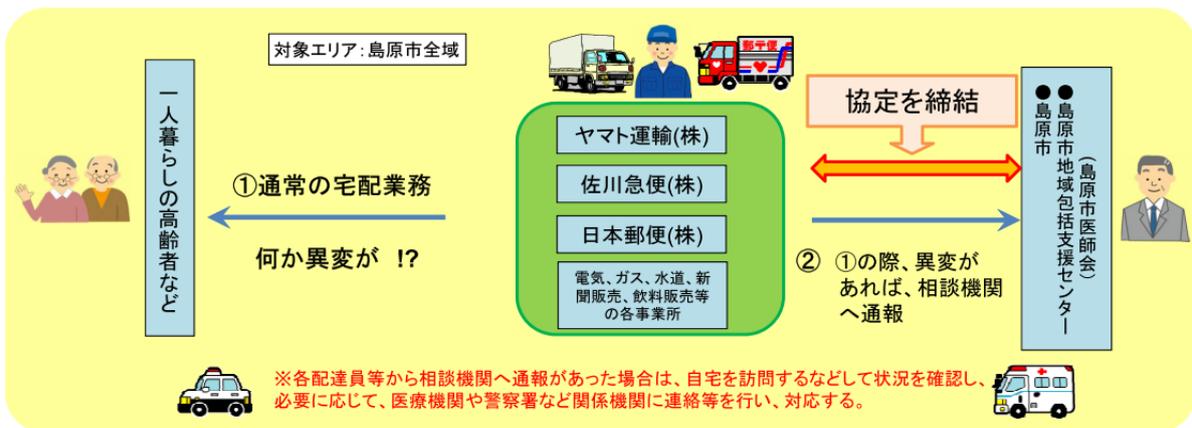
○提供している生活支援サービスの内容

各物流事業者は宅配業務において、受取人である高齢者等に異変を感じた場合には、相談機関である市福祉事務所又は島原市地域包括支援センターへ報告することになっている。

事故や異常を発見した際に、相談機関に通報を行い、事故などに対する早期発見・早期対応につなげる。

島原市内全域を範囲としており、「地域の見守りの目」になってもらい、高齢者に限らず気がかりなこと、気づいたことがあれば連絡をお願いしている。

○事業スキーム



○自治体等からの財政的支援

平常の業務中に、業務に支障のない範囲で、ボランティアの一環として実施している。

○取組の体制、リーダーシップ役

地域住民や地域の事業所等が日常生活や業務の中で異変を感じた時は、相談機関である島原市地域包括支援センターまたは島原市へ通報してもらう仕組み。

通報を受けた相談機関は自宅を訪問するなどして状況を確認し、関係機関へ連絡を行うなど適切な対応を行う。

協力者が「地域の見守りの目」となって、異変に対する早期発見、早期対応へとつなげていく。

○取組実績

【情報提供実績】

平成 23 年度 1 件

平成 24 年度 4 件

平成 25 年度 1 件

平成 26 年度 1 件

○利用者の声や地元協議会等における評価

異変はいつどこで発生するかわからないため、多くの人が日頃から気になる高齢者等に関心をもって見守ることが早期発見、早期対応につながる。

○今後の方針、課題

今後の課題として、徘徊して行方不明となる恐れのある高齢者等を本人等の同意を得て事前登録してもらい、緊急時には、情報を活用して早期発見につなげていけるようなネットワークの充実を検討していく。

②青森県西津軽郡深浦町及び高知県土佐郡大川村における
ケーススタディに関する詳細資料（非公開）

**③地域社会の社会インフラである
宅配便・小口貨物輸送サービス等の維持に関する調査検討**

報 告 書(抄)

平成27年2月

一般社団法人 日本物流団体連合会

山間過疎地における輸送の維持・確保に関わる調査検討小委員会

はじめに

宅配便など小口貨物輸送サービスは、物流事業者によって構築された全国規模の物流ネットワークで維持されている。しかし、全国一律の高品質なサービスは、人口分布の希薄な地域では配送効率を上げることが難しく、従来から事業者にとって課題であった。この数年、物流業界ではトラックドライバーの高齢化や若年ドライバーの減少など、人手不足の問題が急激に顕在化してきたことから、輸送効率が悪く採算が合わない山間過疎地域における輸送の維持については、経営上の大きな課題となってきた。

他方、物流サービスは社会インフラであり、それがなければ過疎地域の活動や経済活動に支障をきたす。

政府が平成 25 年 6 月 25 日付で閣議決定した“総合物流施策大綱”によれば「中山間地域¹、離島などの条件不利地域等に係る輸送網の維持が課題であるとされ、地方自治体と物流事業者との連携等（中略）物流事業者が地域に持つネットワークをいかした取組みの促進が期待される」と示されている。

本委員会では、山間過疎地域における物流サービスの維持・確保策に関して、物流事業者側による検討の視点と、どうやって山間過疎地を支えていくかという視点、これらを交差させながら、今後のあり方や方策について導き出すことを目的とし、調査検討を行った。

¹ 山間地及びその周辺の地域、その他地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を指す。詳細は参考資料の資料 1 を参照のこと。

Ⅲ章. 山間過疎地における輸送の維持・確保に関わる調査検討まとめ

今後の対応と展開について

当委員会では、山間過疎地における輸送サービスの維持・確保に関わる問題の状況や、いくつかの先進的な事例を確認してきた。

輸送サービスの提供側である“物流事業者”と、輸送サービスの受け手側である“山間過疎地”のそれぞれの立場における現状と課題は、下表のように整理できる。

表 山間過疎地における輸送サービスの現状と課題

物流事業者 (輸送サービスの提供側)	山間過疎地 (輸送サービスの受け手側)
○通販の普及等による配達量の増加と労働力減少によるアンバランスの発生 ○再配達による輸送コストの増加 ○ラストワンマイル輸送における委託会社への依存と委託先確保維持の問題 ○貨物量の減少で配達等が「やれなくなるエリア」への対応の必要性	○生活インフラの疲弊による買い物弱者等の増加 ○国の関係省庁や関係自治体による生活支援策 ○各地域特性に応じた体制による取組 ○支援から自立した運営づくりの必要性

これらの結果をもとに、山間過疎地における輸送サービスの維持・確保に向けた今後の対応の可能性と展開の方向性について整理する。

1. 各社の自助努力と同業他社との連携強化

現在、広域物流事業者は、山間過疎地における輸送サービスの提供を、自社輸送、専任事業者への委託、バイク便事業者の利用など様々な方式で工夫し、個々の事業者がそれぞれの地域の実情を踏まえて懸命な努力を行っている。今後も社会環境を鑑みながら、地域の需要に見合った効率的な輸送体制を構築することが望まれる。

更に、今後輸送サービスの継続が困難となる恐れのある地域においては、山間過疎地における問題を業界全体で共有し、各社による取組みに加えて、同業他社間の連携強化による取組みも望まれる。例えば、ヒアリング調査では、広域物流事業者が同業他社の配達頻度の少ない地域への荷物を受け持つことや、地域のトラック事業者との協力関係の構築に取り組むとしているものがあつたように、連絡運輸協定の締結による“他の事業者との共同配送等”、輸送の効率化を高める取組みの検討、導入も考えられる。

広域物流事業者では、各社による取組みや同業他社との連携強化による取組みなど、今後も自主的な経営判断のもとで必要な取組みが行われることが期待される。

2. 社会への発信と行政・地方自治体との問題の共有

山間過疎地では、輸送効率の悪化や、労働力不足の問題がより一層顕在化しつつあり、輸送サービスの継続が困難となる恐れのある地域は相当広範囲にあると思われるにもかかわらず、このような状況は自治体をはじめとした行政側では十分に認識されていない。

それは、関係物流事業者が懸命の努力によりサービスを継続していることによって、社会にはその厳しさが表面的に見えなくなっていたためであると考えられる。しかし、一旦、物流サービスの提供ができなくなると、その地域の経済活動の維持が困難となってしまうことが危惧されるなど、問題は深刻である。

山間過疎地では、買い物弱者の発生が、既に顕在化している問題に対しては、各自治体等が生活支援などの取組みを始めているが、元々、物流を管轄する部署が多く自治体では設置されていないことから、物流に対する問題への認識とそれに対する支援にまでは、まだ至っていないと考えられる。

従って、物流業界から、これら山間過疎地における輸送サービスの問題を社会全体へ発信し、行政や地域団体の理解を高めるとともに、今後の取組みに対する機運の醸成を図ることが必要である。

更に、自治体をはじめとした行政側では、物流事業者の協力を得て、各地域における輸送サービス面の実情と問題を正確に把握するための調査に着手すべきである。その上で、関係自治体や地域住民等と物流事業者が問題を共有し、地域にあるべき物流の仕組みを再構築していくことが望まれる。

3. 広域物流事業者の枠を越え、地域と連携したサービス体制の構築

上記 1. に記した広域物流事業者各社による取組みや物流事業者間の連携等だけでは、なお輸送サービスを継続することが困難であると認められる場合、関係自治体や地元の生活支援サービスに取り組む団体等（以下「NPO 等」という。）と連携し、サービスを継続する方策に踏み込んでいく必要がある。

その場合、これまでの調査結果を踏まえれば、方策の形態として、大きく次の 3 つのケースが想定される。

- (1) 広域物流事業者が地域団体等と連携して、追加的なサービスを取り込むなどによりラストワンマイルの輸送サービス体制を継続する
- (2) 広域物流事業者が地元の NPO 等に委託し、広域物流事業者の輸送責任のもと、ラストワンマイル輸送を完結させる
- (3) 広域物流事業者が地元の NPO 等に輸送を引き継ぎ、NPO 等が輸送責任を負い、ラストワンマイル輸送を完結させる

上記（２）、（３）のいずれを選択するかは、地元の NPO 等の能力や考え方、広域物流事業者の考え方、地元自治体の支援の仕組みとも関わってくるものと考えられる。

どちらにしても、地元の生活支援サービスに取り組む地域の団体等は、その地域と密接な関係にあることから、地域の課題や地域住民のニーズを汲み取り、山間過疎地におけるサービスの密度を向上させることが期待できる。また物流事業者は、その地域団体等に物流のノウハウを提供することで、地域との共存共栄を図ることが期待できる。

また、広域物流事業者と地域団体等と連携における輸送サービスの密度の向上に当たっては、例えば、NPO 等が保有する施設や拠点の効果的な活用や、地域住民の地域拠点への送迎・移動サービスといった物流以外の人流サービス等との連携の検討も考えられる。

拠点活用の一つとしては、拠点施設に宅配ボックスを設置する等で、荷物を留め置きし、受け手側である地域住民に引き取りにきてもらう仕組みが考えられる。これは、非効率な輸送の要因のひとつとなっている届け先不在時の対策にもなるが、一方で、宅配が前提のサービスを受け手側である地域住民に引き取りにきてもらうサービスとなるため、その可否について地元の意見等を参考としながら検討していくことが必要と考えられる。

（４）地域特性に応じた連携体制構築の仕組み作り

山間過疎地は、全国各地でそれぞれ異なる地域性や問題を抱えている。例えば、気候面一つをとっても、豪雪地帯とその心配がない地域では、必要となるサービスや対応方策も異なる。従って、山間過疎地等での輸送サービスの体制は、千差万別な地域特性に応じて構築していくことが必要となる。

それは、次の図のように、輸送体制構築に関して影響してくる要素は、地域の特徴や課題、物流事業者間の連携体制、地元団体へ委託する場合の輸送責任の範囲、地域が求めるニーズ、連携する地域の協力団体、宅配便以外の貨物の取扱、見守り等の付加サービス等、様々である。このため、その地域の実状やニーズに応じた輸送体制を選択、検討する過程が重要である。

そのため、物流事業者や NPO、関係行政機関の参加による協議会を設け、体制を構築することが望ましい。

（５）モデル事業の実施による具体的な検討

今後の展開として、山間過疎地における輸送維持と新たなサービスを提供するための最初の一步を踏み出すため、モデル事業の実施によって、さらなる具体的な検討を進める必要がある。

ここでは、先に示した「広域物流事業者の枠を越え地域と連携した体制の構築案」の３つのケースを踏まえ、物流事業者と地元事業者、行政が連携したモデル事業に向け、検討すべきと考えられる事項を下記に整理した。各モデルの類型案を基に、広域物流事業者による輸送サービスと地域の取組みやサービスを併せることで、地域特性に応じた新たな輸送体制の構築の検討が望まれる。

ア) モデル事業の実施前には、物流事業者、県・市町村、商工会等の関係者間でワークショップ等を入念に行い、新しい輸送サービスと協力体制の構築をすることが重要である。また、モデル事業の実施には、具体的な地域設定が必要となるが、例えば、本委員会メンバーである高知県の協力を得て、高知県の市町村の取組み事例を参考として、山間過疎地における新たな宅配便輸送のモデルを構築することも考えられよう。

イ) (2) (3) のケースでは、山間過疎地におけるラストワンマイルの輸送行為は、地元の NPO 等が実施することを想定している。このような場合に、貨物の有償輸送を行うことになるから、地方運輸局の指導を得て、少なくとも貨物自動車運送事業法に基づく貨物軽自動車運送事業の地位を得る必要がある。

ウ) 国土交通省では、平成 27 年度予算・税制改正決定概要の物流部門の施策の中で、「地域の持続可能な物流ネットワークの構築」として、過疎地等における事業者と NPO 等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築することを掲げている。その中で、地域の活動拠点を核とした NPO 等と物流事業者の協働により地域内の宅配サービスの仕組みを形成し、買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システム構築を促進するため、モデル事業を実施しオペレーション上の課題や対応策等について検討を行うとしている。

このような予算制度において、本委員会の検討成果を具体化させ、この章で示す 3 つのケース、さらにはこれに類似した他のケースのモデル事業化に活用することを提案したい。

おわりに

当委員会では、山間過疎地における輸送の維持・確保の進め方について、物流事業者間の協力・連携だけでは、サービスの継続が困難となる場合が生じかねないことが認識された。そのような地域においても社会的に必要とされる物流サービスを継続するためには、物流事業者がその枠を超え、地域の行政機関や NPO 等と連携し双方にメリットが生まれる体制を構築することでサービスの継続が可能となる、という一つの結論に達した。

また、NPO 等との連携体制については、3つの方策を示したが、山間過疎地における課題はひとくくりに捉えられるものでなく、地域ごとに条件や住民意識などが異なり取り組むべきことも違ってることから、そのほかのパターンもあるものと考えられる。

ここで示した3つの方策に関して具体化が可能かどうか、どのような課題が持ち上がるか、今後モデル事業の実施により検証されることを期待したい。

本報告書の発刊にあたり、一昨年11月より1年3ヵ月という長期にわたりご尽力いただいた座長の矢野教授をはじめ、当団体の会員企業、国土交通省、高知県、日通総合研究所の方々に、厚く感謝を申し上げる。

地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会

委員名簿

- 大庭 靖雄 (一社) 日本物流団体連合会理事長
- 關 祥之 日本郵便(株) 郵便物流法人営業部長
- 竹葉 傳 (株) 大宮産業代表取締役
- 中西 洋文 佐川急便(株) 営業部営業課長
- 沼尾 波子 日本大学経済学部教授
- 野尻 俊明 流通経済大学法学部教授
- 福田 靖 ヤマト運輸(株) 構造改革部長
- 藤山 浩 島根県中山間地域研究センター研究統括監
- 二村 真理子 東京女子大学現代教養学部准教授
- 前田 和彦 高知県産業振興部中山間地域対策課長
- 矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授
- 山田 和弘 全日本食品(株) RS本部店づくり部課長
- 吉田 満 青森県西津軽郡深浦町長

(敬称略、五十音順、○印は座長)

地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会 開催経緯

○第1回 平成26年10月29日（水）

- ・ 過疎地等における物流サービスの現状分析及び検討にあたっての問題意識について
- ・ 「小さな拠点」の形成促進のための取組み
- ・ 過疎化の現状、集落活動センターの構築、宅配サービス等に関する取組みの事例（高知県）
- ・ 物流事業者によるこれまでの検討結果

○第2回 平成26年12月22日（月）

- ・ 高知県四万十市における集落活動センターにおける地域住民による生活支援サービス提供のための体制構築に関する取組み
- ・ 「小さな拠点」の構築に伴う物流体系整備及び貨客混載について
- ・ 青森県深浦町における集配の共同化やその他サービスとの複合化等に関するケーススタディ①
- ・ 宅配に買い物支援や高齢者の見守り等を付加等する事例に関する地方自治体へのアンケート結果（優良事例等）

○第3回 平成27年2月23日（月）

- ・ 高知県土佐郡大川村における集配の共同化やその他サービスとの複合化等に関する取組状況
- ・ 青森県西津軽郡深浦町及び高知県土佐郡大川村における集配の共同化やその他サービスとの複合化等に関する具体的な方策案とその効果分析①
- ・ とりまとめ骨子案

○第4回 平成27年3月24日（火）

- ・ 民間事業者の取組（全日本食品（株）の取組）
- ・ 青森県西津軽郡深浦町及び高知県土佐郡大川村における集配の共同化やその他サービスとの複合化等に関する具体的な方策案とその効果分析②
- ・ 報告書最終案

「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」 報告書案の概要

(要旨)

- 過疎や高齢化が進展していることから、今後、過疎地等における持続可能な物流サービス・生活支援サービスの提供、地域経済の活性化を実現するための取組がその重要性を増している。
- このため、「小さな拠点」を核とした新たな共同配送スキームの構築及び公共交通を活用した貨客混載の導入や自家用自動車の活用により、物流の効率化、生活支援サービスの維持・向上、地域経済の循環促進を実現する必要がある。
- また、これらを進めるための地域における関係者からなる協議スキームを検討する必要がある。
- 今後、モデル事業を実施し、実効性の検証や施策の普及を図る。また、必要に応じ、交通政策審議会交通体系分科会において、同審議会陸上交通分科会自動車部会との連携を行いつつ貨客混載や自家用自動車による有償貨物運送に関する制度的課題の検討を継続・深化する。

1. 基本的な考え方

過疎や高齢化が進展していることから、今後、過疎地等における持続可能な物流サービス・生活支援サービスの提供、地域経済の活性化を実現するための取組が一層その重要性を増しており、以下の3点を実現する必要がある。

(1) 物流ネットワークの効率化

物流ネットワークの持続可能性向上のため、過疎地等において、新たな共同配送スキームの構築、貨客混載の導入、自家用自動車の活用による物流効率化を図る。

(2) 生活支援サービスの維持・向上

地域の戸別訪問を既に行っている物流ネットワークを地域インフラとして最大限活用することで、生活支援サービスの維持・向上を図る。

(3) 地域経済の循環促進

農産物等の地域産品の出荷促進、地域産品も取り扱う地元商店の利用機会の増大等により、地方部から都市部への物流も促進し、片荷の解消を図り、地域経済の循環促進を図る。また、これらを通じて、地域（特に女性）の雇用拡大にも貢献する。

2. 具体的な取組のあり方

(1) 「小さな拠点」形成推進の取組との連携

「小さな拠点」を核とした輸送の共同化及び生活支援サービスとの複合化による新たな輸送システムを構築することにより、持続可能な物流ネットワークを活用した個別訪問サービスの効率的・効果的な提供が可能となる。

(2) 課題解決のための体制整備

- イ. 限りある地域リソースを有効に活用するためには、横断的な組織・人材・拠点等の体制を整備するとともに、人・物をデマンド型でも運ぶことができる交通ネットワークの構築が必要である。
- ロ. 地域の特徴に応じた効果的な取組を実施するためには、地域の主な関係者からなる協議会を設置・開催し、それぞれの連携と役割分担、費用負担のあり方等について構想段階から十分な協議を行い、合意を得ることが必要である。
- ハ. 複数の関係者による取組を実現するためには、関係者をとりまとめる地域のリーダーの育成や、複数サービスの複合化にあたって必要となる広範な業務知識の習得等の人材育成が不可欠である。

(3) 制度面の課題への対応

- イ. 物流ネットワークの維持が懸念される地域において、公共交通を活用した貨客混載及び自家用自動車を活用した貨物有償運送を可能とする制度上の措置について検討する必要がある。
 - ロ. 共同配送を行う場合、宅配各社間あるいは宅配各社とNPO等との間の運送に関する契約形式、法的責任、各事業法での位置付けを整理する必要がある。
 - ハ. 見守りサービスにおける個人情報の取り扱いや自治体との役割分担等について、標準的な協定内容を示すといった、新たなサービス形態を一般化するためのきめ細やかな対応も必要である。
- 二. 制度上の課題への対応について、地方運輸局等におけるワンストップによる情報提供や相談受付の対応に向けた体制整備を行うべきである。
- ホ. 以上の課題について、今後、モデル事業等を通じて、地域の実情やニーズに応じた制度の弾力的運用を含むあり方を模索していく必要がある。

(4) その他

補助金に過度に依存しない自立した物流ネットワークを目標としつつも、取組当初の立ち上げ時期において、適宜、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」等の補助制度の活用が有効である。

3. 今後の取組

- イ. 国において具体的な地域を選定し、持続可能な物流ネットワーク構築に関するモデル事業を実施し、実効性の検証や施策の普及を図る。
- ロ. 必要に応じ、交通政策審議会交通体系分科会において、同審議会陸上交通分科会自動車部会との連携を行いつつ貨客混載や自家用自動車による有償貨物運送に関する制度上の課題の検討を継続・深化する。